

大学番号 19

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平 成 1 9 年 6 月

群 国 立 大 学 法 人
馬 大 学

○ 大学の概要

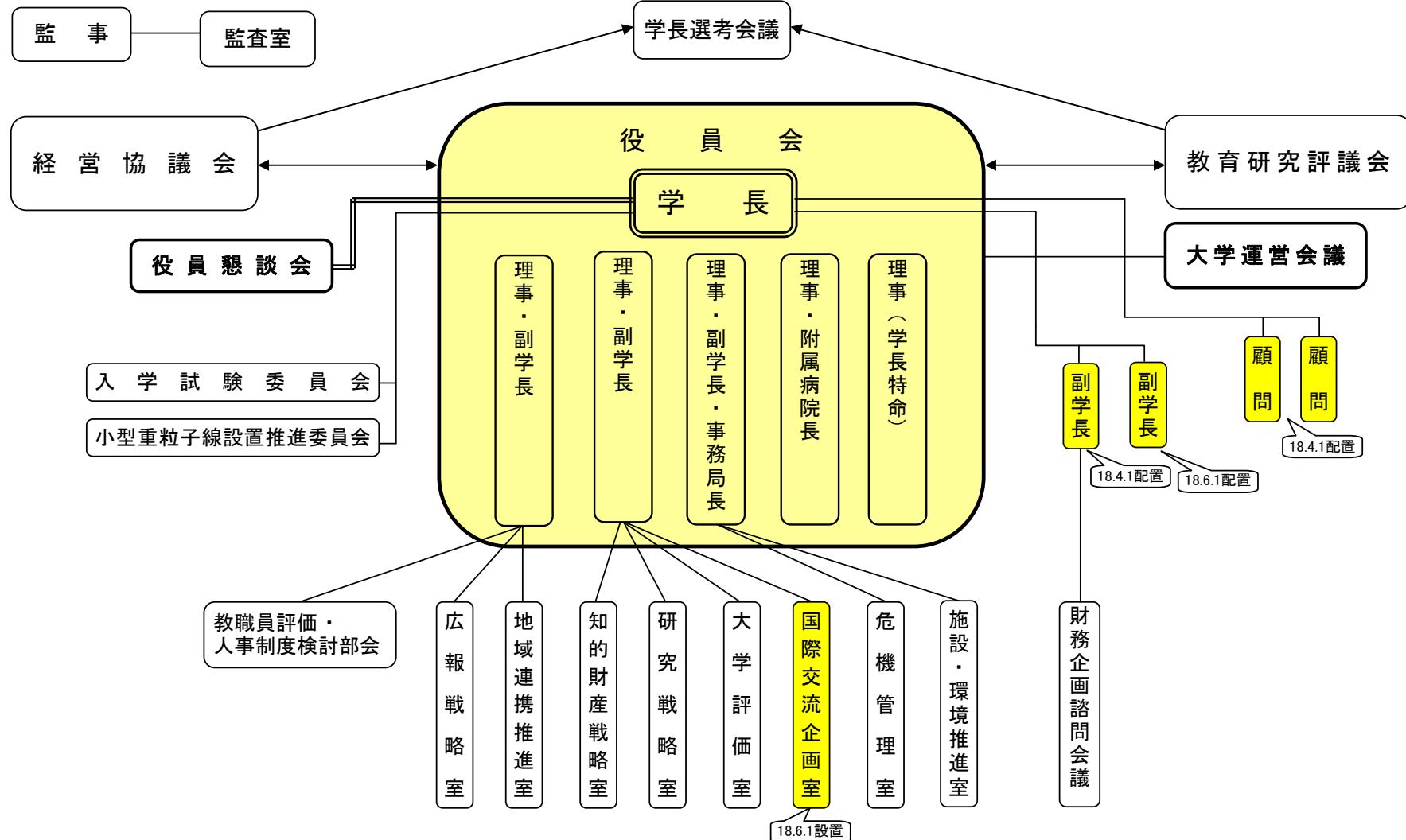
(1) 現況

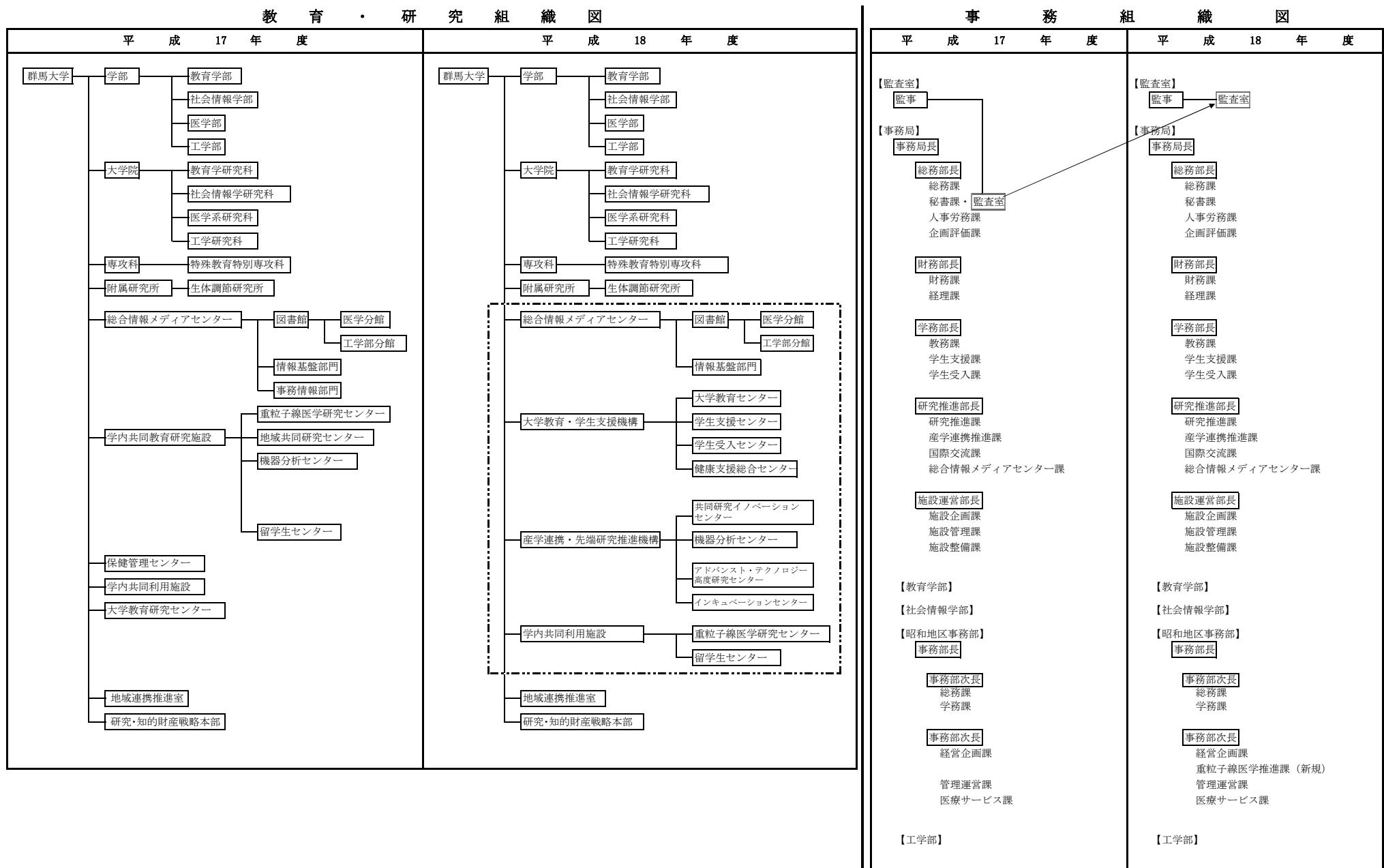
- ① 大学名 国立大学法人群馬大学
- ② 所在地 群馬県前橋市（本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス）
群馬県桐生市（桐生キャンパス）
- ③ 役員の状況
学長名 鈴木 守（平成16年4月1日～平成19年3月31日）
理事数 5名（内1名は非常勤）
監事数 2名（内1名は非常勤）
- ④ 学部等の構成
学 部 教育学部
社会情報学部
医学部
工学部
研 究 科 教育学研究科（修士課程）
社会情報学研究科（修士課程）
医学系研究科（博士課程・博士前期課程・博士後期課程）
工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）
附置研究所 生体調節研究所
- ⑤ 学生数及び教職員数
学生数 8,727名（239名）
[内訳]
学 部 5,583名（94名）
研 究 科 1,435名（110名）
専 攻 科 17名（0名）
附 属 学 校 1,577名（0名）
聽講生・選科生・研究生等 115名（35名）
教員数 732名
職員数 974名

(2) 大学の基本的な目標等

- 本学は、豊かな自然風土の下、北関東を代表する総合大学としてその社会的使命を果たしてきた。新しい世紀に入り、人類の繁栄と生存の根幹に関わる諸問題に意欲的、創造的に取り組む人材を育成すること、最先端の学術研究を世界的水準で推進すること、そして、開かれた大学として地域社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。
- ① 教育においては、①学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。⑥教養教育、学部専門教育、大学院教育それぞれの充実を図るとともに、相互の関連を強化し、豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。
 - ② 研究においては、①各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。⑥地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い、成果を地域社会に還元する。
 - ③ 社会貢献においては、①自然環境を守り、地域の文化・伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。⑥地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
 - ④ 国際貢献においては、①海外からの留学生の受け入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに、異文化理解教育を推進する。⑥学術面での国際交流を活発に展開する。
 - ⑤ 大学運営においては、①一層の自主性、自律性をもって大学運営に当たるとともに、学外有識者の参画を求める。⑥総合情報システムを拡充し、運営の効率化を図るとともに、情報公開に努める。⑥自己点検評価、外部評価、第三者評価の結果を積極的に受け止め、大学の諸活動の質的向上を図る。

群馬大学管理運営体制図





○ 全体的な状況

群馬大学は、北関東を代表する総合大学として、現代社会の諸問題に意欲的に取組む人材を育成すること、独創的な研究を世界水準で展開するとともに実践的・実学的研究と基礎的諸科学の融合を図ること、並びに地域社会の多様なニーズに応え、その活性化に貢献することを目標として大学運営を進めている。これらの目標を達成するために、平成16年度以降中期計画を着実に実施してきたが、18年度は引き続き特色ある教育・研究・社会貢献活動を推進するとともに、特に教育研究体制・環境の整備、教職員が十分に能力を発揮するための組織運営体制の改善、及び財務内容の改善・充実に努めた。

I. 特色ある教育・研究・社会貢献活動の推進

1. 教育活動

(1) 大学教育支援プログラムによる特色ある教育への取組み

社会の諸課題に意欲的、創造的に取組む人材の育成を目指す本学の特徴的な教育プログラムとして、「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」など5件の大学教育支援プログラム（特色GP2件、現代GP3件）を推進した。

(2) 魅力ある大学院教育イニシアティブプログラムによる大学院教育の改革

17年度に引き続き、医学系研究科で大学院教育研究センターに専任教員7名を配置し大学院生の基礎実験技術指導体制の強化、国際化の涵養を中心として、課程制大学院制度の実質化を図った。

2. 研究活動

(1) COE教育研究拠点形成

21世紀COEプログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」(14年度採択)と「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)は順調に進行し、後者のプログラムについては18年度の中間評価で最も高いA評価を得た。また、前者のプログラムは18年度に終了するので、さらに規模を拡大して、新たに生体情報研究の世界的教育研究拠点の形成を目指すこととし、その母体となる組織として、「代謝シグナル研究展開センター」を設置した。

(2) 重粒子線がん治療施設の設置

「切らずに治す」最先端がん治療装置として国際的にも注目を集める重粒子線照射施設の設置計画は順調に進捗し、19年2月に建設工事に着手した。現在、重粒子線医学研究センター（17年6月設置）を中心に、21年度に施設を稼働させるための体制整備を進めており、センター機能を強化するために2名の専任教員を配置し、さらに重粒子線医学推進課を設置して4名の事務職員を配置した。

3. 社会貢献と情報公開

(1) 教育

県教育委員会との連携による「教育改革・群馬プロジェクト」の推進、小中学生の理科離れに対処するための理科体験教室「群馬おもしろ科学展」の実施及び科学に関する啓発活動を持続的に展開するための組織としての工学クラブの設立、外国籍住民子弟への教育支援など地域の教育力の向上に貢献した。

(2) 医療

附属病院は19年4月より施行される「がん対策基本法」の制定に基づき、「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受け、群馬200万人医療圏の

がん医療に関して中心的役割を担うことになった。これに対応して、院内がん診療の組織化と県内拠点病院と連携を取るための組織として附属病院に「腫瘍センター」を設置した。また県、医師会等と連携してがん登録推進のための諸活動を開始した。

(3) 産学官連携

文部科学省、経済産業省、JST等の支援を得て、群馬県及び関連企業等と連携して「ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓」、「アナログ回路関連分野の人材育成プログラム」、「環境に調和した地域産業創出プロジェクト」等のプロジェクトを推進し、それぞれの分野で高い評価を得た。また、18年6月に前橋工科大学、前橋商工会議所と共に「第2回群馬産学官連携推進会議」を開催した。

(4) 情報公開

「広報戦略室」が中心となり、大学の活動を適切に提供するために、利用者に分かりやすく編集した3種類の広報誌（「GU DAY」、日経ムック「変革する大学シリーズ」群馬大学版、「群大研究室からー新時代への視点ー」）を発行した。

II. 教育研究体制・環境の整備

1. 教育体制の整備

(1) 大学院・学部の改組

① 工学部・工学研究科の改組・再編
多分野を融合した研究・教育活動を展開し、多角的な視野を有する先端的工学研究者及びエンジニアを育成することを目的として、工学部・工学研究科を19年4月1日より、次のとおり改組・再編することとした。

ア 6年一貫教育を推進することを目的に学部及び工学研究科博士前期課程を7学科・7専攻とする。

イ 学部・学科・専攻の枠組みを越えた学際的教育研究を推進するために博士後期課程を1専攻とする。

ウ 産業界との連携や社会人教育をさらに推進することを目的として太田市にキャンパスを新設し、生産システム工学専攻及び同学科(昼夜コース)を設置する。

② 生命医科学専攻修士課程の設置

大学院医学系研究科に医学部以外の学部出身者を幅広く受け入れ、医学を基盤とした生命医科学の高度な知識を持つ専門職業人及び研究者を育成することを目的に、「生命医科学専攻修士課程」を19年度に開設することとした。

(2) 教育・学生支援の充実

① 「大学教育・学生支援機構」の設置

学生に対する教育及び各種の支援業務を一元化するために、「大学教育・学生支援機構」を新設し、その下に大学教育センター、学生支援センター、学生受入センター及び健康支援総合センターを配置した。

② 教養教育実施体制の整備

大学教育センターに4名の専任教員を配置し、教養教育の実施体制を整備した。また、教養教育棟を全面改修し、講義室・実験室を充実させた。

③ 学生の授業評価に基づく指導方法の改善

16年度より実施されている学生の授業評価の結果は、各学部において「学生と教員による授業方法改善のための懇談会」及びFDにフィードバックされ、指導方法の改善に着実に寄与した。また、教員の教育意欲向上のため、全学的なベストティーチャー表彰制度を設けた。

④ 学生支援の充実

学長と学生の懇談会を年2回実施し、学生の要望に基づき教育及び学生支援に必要な施設、共同利用設備の整備を行った。また、学生の自習室、グループ学習室、学生と教員の交流スペースなどの拡張、学外心理カウンセラーの増員、障害のある学生への支援体制の整備などを行った。

2. 研究体制の整備

(1) 学術研究推進戦略の策定

本学の学術研究の基本方針を策定し、学術研究を推進するための基盤となる、(1)研究実施スペース(研究施設)、(2)研究に使用する機器(研究設備)、(3)コンピュータ・ネットワークや学術図書資料等の学術情報基盤を、長期的ビジョンをもって計画的に整備することとした。

(2) 科学者行動規範の策定と関連規定の整備

「群馬大学科学者行動規範」を策定するとともに「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」を整備し、研究者の研究活動における不正に対する措置等を規定した。また、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るために、「群馬大学研究行動規範委員会」を設置することとした。

3. 学内環境の整備

荒牧地区の緑豊かなキャンパスを活用し、利用者が快適に過ごせる空間づくりを目指して、荒牧キャンパス環境整備計画を策定し、18年度は、中央モール及び遊歩道の整備を行った。また、19年1月にISO14001の認証を取得した。

III. 組織運営体制の改善

1. 学長補佐体制の強化

機動的大学運営のために5名の理事の役割分担の見直しを図り、「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「病院」及び「学長特命事項」とし、さらに「財務企画」並びに「全学共通教育に関する事項」を担当する2名の副学長を新たに配置し、学長補佐体制の更なる強化を図った。

2. 法人としての総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分

(1) 学長裁量経費による戦略的経費配分

中期計画及び年度計画に基づき、全学的な観点からの戦略的施策や教育研究プロジェクトを実施する経費について、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分(340百万円)を行った。

(2) 教職員の重点配置

第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」から、本学の運営上特に重要な業務及び「重粒子線照射施設」の設置などの重点プロジェクトに対して、新たに合計12名の教職員を配置した。

(3) 助教に対する任期制の導入

19年度より新たに採用する助教に対して任期制を導入することとした。

3. 教職員評価

17年度に教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価シス

テム検討ワーキンググループ」及び「事務系職員評価システム検討ワーキンググループ」が中心となって、教員評価(試行)及び事務職員人事評価(第1次試行)を実施した。教員評価の対象者673名のうち自己点検書提出者は667名(提出率99.1%)であり、19年度の本評価実施に向けて評価基準の調整等の準備が順調に進行した。職員評価については、管理職以上の事務職員に対して、第1次試行評価を行い、19年度には対象範囲を拡大して第2次試行評価を行うこととした。

4. 危機管理への対応

「国立大学法人群馬大学危機管理方針」(18年12月27日制定)に基づき、災害、事件・事故、薬品管理等事象毎に14の危機管理マニュアルの策定等を行い、全学的・総合的な危機管理体制を整備した。

IV. 財務内容の改善・充実

1. 経費の効率的使用のための予算配分

「平成18年度国立大学法人群馬大学予算編成に係る基本的な考え方」に基づき、収入目標額に連動して支出予算を設定するなど、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 経費削減に向けた取組み

(1) 人件費管理

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)である総人件費改革(18~22年度の間に5%の人件費削減)に関して、17年度に作成した運営費交付金の減額(効率化係数1%)に対応するための全学的な定員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、18年度人件費1%減を達成した。

(2) 光熱水料等を含む管理経費の削減

毎年△2%の効率化を図ることとし、計画どおりの削減を行った。

3. 外部資金取得への取組み

(1) 科学研究費補助金取得への取組み

① 申請率向上への取組み

申請率を向上させるため、「平成18年度 国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、19年度科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費財源の一部とした。

② 若手研究者支援

若手研究者(40歳以下で科学研究費補助金不採択者)が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費「若手研究者等の研究活性化の推進経費」を設け、採択された教員には、19年度科学研究費補助金への積極的応募を義務付けた。

(2) 知的財産活用への取組み

新技术説明会の開催等により、本学の持つ特許を積極的に公開し、特許をベースとした企業との共同研究を奨励することにより、共同研究費の増加、特許の共同出願に伴う実施料及び共同出願特許の独占料付与による収入増を図った。その結果、18年度に企業化が期待できる共同研究契約が5件成立した。

4. 附属病院における経営改善のための取組み

経営改善ワーキンググループが中心となって、18年度健康保険法改正による診療報酬点数3.16%減への対応に取組み、当初、稼働額の減収額は対前年度比較で約5億円と見込まれていたが、2.2億円に抑えることができた。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化
① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	1) 効率的・機動的かつ民主的な大学運営を遂行するため、教育研究及び経営両面にわたり学長のリーダーシップを重視し、その補佐体制を整備するとともに、学内運営組織の役割分担を明確にし、機動的な意思決定システムを確立する。
	2) 学部等（「学部及びその他の部局」をいう。以下同じ。）の業務運営の効率性及び機動性を担保するシステムを設計する。学部等における組織業務の評価基準・方法を確立するとともに、定期的に厳正な自己評価及び外部評価を実施し、その評価結果を外部に公表する等の説明責任を果たし、学部等の各基本理念・目標及び任務に的確に応える。また、全学的視点に立った戦略的な学内資源配分に資する的確な情報を提供する。
	3) 業務運営における教員及び事務職員との連携を密にし、両者が一体となって効率的かつ機動的に活動できるシステムを設計する。
	4) 学内諸施設の有機的な融合・一元化を図り、業務運営の効率性を高める。
	5) 国立大学法人間の連携を密にし、他大学との再編統合をも視野に入れて、諸般の社会的要請に応じた相互協力体制を強化する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
【166】 1) -① 大学運営の主たる業務毎に理事（5名以内）を置く。理事は、教育、研究、評価、総務、財務、人事、施設、経営、病院管理・経営、国際交流、情報化推進（IT）、広報等の諸業務を体系的に整備・整理した上で、主たる業務毎に最適任者をこれにあてる。	【166-1】 1) -① 大学運営上の重点課題により適切に対応していくため、現行の理事の役割分担を見直し、体制の強化を図る。 【166-2】 ② 理事（総務）を室長とする危機管理室において、危機管理に関する全学的な業務及び部局等の危機管理に対する支援・連絡調整を行うとともに、ガイドライン等の内容について検討を進める。 【166-3】 ③ 情報化統括責任者（理事（研究））及び情報化統括責任者補佐官を中心とした「情報戦略室」の整備並びに業務・システム最適化を図るための「群馬大学情報戦略」について検討を重ねている。	III	5名の理事の役割分担の見直しを図り、「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「病院」及び「学長特命事項」とし、中期目標・中期計画等に掲げる事項の達成に向けて、それぞれが担当する業務（室長等を兼務）を機動的かつ効率的に行った。 危機管理室において、「国立大学法人群馬大学危機管理規則」（17年度制定）に基づく、全学の統一的指針（ガイドライン）である「国立大学法人群馬大学危機管理対応指針」を18年12月27日付けで制定するとともに、個別危機事象毎の主管部署を定め、検討を行い、「国立大学法人群馬大学危機管理対応指針に基づく全学マニュアル」を制定した。	
【167】 ② 学長の職務を助ける副学長及び必要に応じて大学運営全般にわたり学長に助言する等の役割を担う学長特別補佐を置き、学長補佐体制を強化する。副学長は、理事のうち教育、研究などを担当する理事が兼ねるものとし、学長特別補佐は、理事以外の者で大学運営に高い識見を有するものの中から学長が選任する。	（平成16年度計画実施済事項）		大学運営により機動性を持たせるため、新たに「財務企画」並びに「全学共通教育に関する事項」を担当する2名の副学長を配置し、副学長5名による学長補佐体制の更なる強化を図った。 さらに、学長の諮問に応じて、教育・研究及び経営に関する諸課題や重要事項等に対し、助言を行う顧問2名（経済界1名、学長経験者1名）を設置した。	
【168】 ③ 大学運営の機動性・効率性を高めるため、学長、理事、学長特別補佐及び事務局長からなる企画戦	（平成16年度計画実施済事項）		大学運営の機動性・効率性を高めるため、企画戦略会議と連携して役員懇談会を原則毎週開催し、学長のリーダーシップの下、大学における重要課題について、集中的・実質的な協議・検討を行い、迅速な意思決	

略会議を設置する。なお、必要に応じて学外者の参画を得る。		定を図った。
【169】 ④ 役員会の下に、大学運営に関する情報の速やかな伝達とそれに基づく適切な意思決定等の会務活動を補佐する秘書室を設置する。	(平成16年度計画実施済事項)	17年度に引き続き、役員会の下で大学運営に係る情報の速やかな伝達とそれに基づく適切な意思決定等の会務活動の補佐業務を総務部秘書課において遂行している。 なお、同課における業務の効率化・合理化を図り、より正確かつ迅速な業務を行うため、ナレッジ・マネージメントの実践及び事務処理マニュアルの作成を進めている。
【170】 ⑤ 全学の各種委員会を適正規模にするとともに、運営実績の点で非効率と思われる組織、委員が相当を欠く程度に重複している組織等について、委員の負担の公平を考慮し、廃止を含めた整理再編を行い、効率的で機動的な運営組織を整備する。	(平成17年度計画実施済事項)	17年度に引き続き、学長が委員長である13の主要全学委員会を整理統合した「大学運営会議」(17年4月1日設置)において、学長の迅速な意思決定と円滑な業務の確保、協議時間の短縮など、効率的で機動的な運営を行った。
【171】 ⑥ 内部監査機能を充実させるため、監事の下に監査室を設置し、業務監査を実施する。監査室は、独立性の高い第三者的機関に相応しい組織構成とする。	(平成16年度計画実施済事項)	年間を通じたフロー方式による日常監査を実施し、学内主要会議や定期的な業務について逐次問題点等をチェックし、提言を行った。 さらに、年度当初に「18年度国立大学法人群馬大学監事監査計画」を策定し、第1期監査として実地監査及び決算監査を実施し、6月21日に監査報告書を提出した。第2期監査として、第1期監査の内容を踏まえた実地監査を実施した。
		実地監査は、全12部局等を対象に、ストック方式により、重要項目に的を絞って行ったもので、リスクマネジメントの観点から、監査項目を設定し、実施要項を事前に通知することにより論点の明確化を図った。実地監査では、現場の実情を把握して問題解決にあたるとともに、重要会議での意見表明の根拠の把握を行った。なお、すべての監査対象先において、部局長、評議員及び幹部事務職員等を立会わせ、監査の実質化を図った。 19年2月及び3月開催の役員懇談会及び大学運営会議において、監査の報告を行い、監査で得られた知見等を基に適宜提言を行った。 また、組織については、これまで監事の下に設置された第三者的機関ではあったが、17年度の業務実績の評価結果において、監査対象との独立性、実効性を求められたことや、監査業務の事務的サポート体制を強化することを目的に、19年度より監査室長、室員に専任職員を配置することとした。
【172】 2)- ① 学部長その他の部局長補佐システムを強化する。学部等の規模に応じて、副学部長ないし学部長補佐等を置き、学部等運営の効率性・機動性を高める。また、学部等の運営会議もしくは運営委員会の規模及び任務を再検討するとともに、必要に応じて企画戦略室(仮称)を設置し、学部長等のリーダーシップが有効に発揮できるようにする。また、必要に応じて、当該学部等の運営に関して高い見識を有する学外者(非常勤職)を上記企画	(平成17年度計画実施済事項)	16年度から引き続き、各部局等に置いた副学部長ないし学部長補佐等が、部局長のリーダーシップの下、中心的な役割を担い、部局運営の効率性・機動性を高めた。また、各部局とも企画戦略の組織を設置し、部局長等のリーダーシップが有効に発揮できるようしている。 また、附属病院では、17年度から引き続き、民間企業の経営ノウハウを病院経営に活用するため、民間の者(三洋電機㈱客員)を病院長補佐として採用し、全病院職員対象の講演会や病院運営会議等において、必要な提言を受けている。

戦略室に参画させ、運営面での活性化を図る。			
【173】 ② 教授会等の審議事項の整理、審議資料の電子化等を実施し、意思決定過程の合理化と効率化を図る。	【173】 2) -① 各学部教授会等の審議事項を整理するなど、意思決定過程の合理化と効率化を図る。	III	16年度から引き続き、協議事項等の精選、資料の事前配付及び報告事項等のメール配信などを行い、意思決定過程の合理化及び効率化を図った。
【174】 ③ 平成18年度～19年度を目標に教育研究を評価する全学的組織を設置し、評価基準・評価方法を確立し、評価結果を公表するとともに、評価結果に基づき、全学的視点からの戦略的な資源配分を行う。	【174】 ② 教職員評価・人事制度検討部会においては、評価基準及び評価方法のガイドラインを策定する。また、平成18年度においては評価の試行を実施するとともに、一部職員については評価結果を給与制度に反映させることを検討する。	III	1. 教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価システム検討WG」において、17年度に策定した「教員評価指針」等に基づき、全部局の教員を対象に教員評価（試行）を実施した。 【対象者 673名、自己点検書提出者 667名、提出率 99.1%】 2. 19年度の本評価実施に向けて、試行評価時の問題点の解消並びに本評価基準等を策定した。 3. 評価結果を給与制度に反映させることについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。
【175】 ④ 学部長等に、一定の裁量経費枠を認め、学部等の戦略的な資源配分が可能となる措置を講ずる。	(平成16・17年度計画実施済事項)		1. 部局長裁量経費については、その他の配分と合算し、新たに90,000千円を措置した。 2. 受託研究等の間接経費の一部 115,000千円（対前年度39,000千円増）についても、部局長の裁量により執行できるなど、戦略的な資源配分が可能となる措置を講じた。
【176】 3)-① 本部事務局並びに各部局の事務部の学内連絡調整の場を設け、各学部等所属教員の参画を制度化し、業務運営面における教職員の連携と一体性を強める。	(平成17年度計画実施済事項)		1. 16年度から引き続き、本部事務局並びに各部局事務部の学内調整の場として「事務協議会」を毎月開催し、事務の迅速な連絡調整を図っている。 2. 16年度から引き続き、業務運営面の重要事項（年度計画策定、大学評価、財務、人事制度、地域連携、施設、広報、国際企画など）について、担当理事を室長等とし、教員と事務職員が共に参画する組織により業務運営を行った。
【177】 ② 業務運営の効率性・機動性を高めるために、教務、財務、労務、法務、知的財産等の専門的な知識・技能を必要とする部署を整備・強化し、必要に応じて当該業務に関する学内教員・学外専門家の参画を得る。	【177】 3) 事務体制の専門性・効率性・機動性を高めるため、18年度においては財務分野における専門的実務者を学外から招聘し、職員として任用する。	III	1. 18年4月1日付けで、財務経営状況の点検、分析、企画などをを行うために、学外専門家（民間金融機関）を常勤の財務調査役（事務職員）として採用し、月次及び四半期毎の財務経営状況の調査・分析、中・長期的な資産運用等の経営戦略に関する提案及び事務職員に対する財務上の指導・育成等を行っている。 2. 18年4月1日付けで、学長の諮問に応じて、教育・研究及び経営に関する諸課題や重要事項等に対し、助言を行う顧問2名（経済界1名、学長経験者1名）を設置し、必要に応じて助言を受けている。 3. 17年度から引き続き、民間企業の経営ノウハウを病院経営に活用するため、民間の者（三洋電機㈱客員）を病院長補佐として採用し、全病院職員対象の講演会や病院運営会議等において、必要な提言を受けている。
【178】 4)-① 平成19年度を目標に附属図書館、総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合して、総合メディアセンター（仮称）を創設する。	【178】 4) -① 総合情報メディアセンターの組織を一部見直し、より効果的な運営を目指す。	III	総合情報メディアセンターの図書館部門及び情報基盤部門の運営委員会を統合し、より効果的な運営を図った。

<p>【179】</p> <p>② 各部局における業務の機能的遂行に必要な範囲内で、関連諸機関等の一元化を図り、社会的要請に応えうるサービスを提供し、利用面での充実を図る。</p>	<p>【179】</p> <p>② 各部局における業務の機能的遂行に必要な範囲内で、関連諸機関等の一元化を図り、社会的要請に応えうるサービスを提供し、利用面での充実を図る。</p>	<p>III</p>	<p>1. 学生に対する教育や就職支援などの学生支援業務を全学的に一元化し、教職員が一体となって取り組む体制を構築するため、18年4月1日に、大学教育センター、学生支援センター、アドミッション・オフィス、保健管理センターを整備統合し、「大学教育・学生支援機構」を設置し、機構の中に、大学教育センター、学生支援センター、学生受入センター及び健康支援総合センターとして有機的に位置付けた。</p> <p>2. 産学連携を組織的、効率的に行うため、18年6月1日に、地域共同研究センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ一及びインキュベーション施設を整備統合し、「産学連携・先端研究推進機構」を設置し、機構の中に、共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンターとして有機的に位置付けた。</p> <p>3. 国際交流事業を戦略的に推進するため、国際交流委員会を廃止し、留学生センターと一体となった「国際交流企画室」を18年6月1日に設置した。</p>
<p>【180】</p> <p>5)-① 他大学との再編統合の可能性を視野に入れ、総合大学としての国際的競争力を高める。</p>	<p>(平成19年度計画事項)</p>		<p>国立4大学（埼玉大学、茨城大学、宇都宮大学、本学）間で、高度研究拠点化や、創造豊かな技術者の育成を進めることを目的に18年3月28日に協定を締結した。専門部会及びWGを設置し、大学院間での教員の相互派遣による講義、教材開発、共同研究、学位論文審査や高価な分析・計測装置や学術雑誌などの共同利用などの協定事項の検討を開始して教育研究組織の見直しを図っていくこととした。18年度は、11月10日に前橋市において、4大学持ち回りによる産学連携セミナーを実施した。</p>
<p>【181】</p> <p>② 新国立大学協会、プロジェクト単位並びに全国レベルの各国立大学間の連携協力体制を確立する。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>		<p>新国立大学協会の正会員（関東・甲信越支部）として、諸活動に積極的に参加し、連携協力体制を支えているとともに、学長は、理事並びに経営支援委員会副委員長として、同協会の運営に参画している。</p>
			<p>ウェイト小計</p>

I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化
- (2) 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	学部の特性を尊重しつつ、本学として、知の細分化から総合化への転換を志向し、全学の有機的融合を図り、総合大学としての質的向上を目指すという理念の下、以下の基本方針を目標に組織の見直しを進める。 ① 科学技術の重点分野、特に、科学技術基本計画4大分野（生命科学、情報、ナノサイエンス、環境）の教育研究に組織的・機動的に対応する。 ② 世界水準の教育研究が可能となるように組織を整備して拠点形成を目指す。 ③ 学生の学力の充実と、その適性に沿った進路選択を可能とする教育システムを創設する。 ④ 幅広い教養教育と複合型の基礎教育の推進を図る。 ⑤ 学部・大学院が円滑に繋がる教育プログラム、教育組織の設定・編成を行う。 ⑥ 研究成果の普及事業や移転事業など、教育研究活動に付随する多彩な活動を広範囲に展開する。				
	中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエブ
	【182】 1) 総合大学としての機能を高めるため、他大学との再編・統合を視野に入れ、新しい知の領域を開拓する文理融合型の新学部を全学協力体制の下で設置することを目指す。	(平成19年度計画事項)		国立4大学（埼玉大学、茨城大学、宇都宮大学、本学）間で、高度研究拠点化や、創造豊かな技術者の育成を進めることを目的に18年3月28日に協定を締結した。専門部会及びWGを設置し、大学院間での教員の相互派遣による講義、教材開発、共同研究、学位論文審査や高価な分析・計測装置や学術雑誌などの共同利用などの協定事項の検討を開始して教育研究組織の見直しを図っていくこととした。18年度は、11月10日に前橋市において、4大学持ち回りによる産学連携セミナーを実施した。	ト
	【183】 2) 大学院組織の改組・再編を図り、大学院中心大学への移行を図る。	【183】 1) 大学院重点化への改組・再編を検討する。 ○ 先端科学技術者及び研究者の養成のために、大学院工学研究科の教育研究組織等の改組・再編を検討する。	III	工学研究科及び工学部を次のとおり改組・再編し、19年4月1日から学生の受入れを開始することとした。 1. 6年一貫教育を推進することを目的に学部及び工学研究科博士前期課程を7学科・7専攻とする。 2. 学部・学科・専攻の枠組みを越えた学際的教育研究を目的に博士後期課程を1専攻とする。 3. 産業界との連携や社会人教育をさらに推進することを目的に生産システム工学科を新設し、夜間主コースは同学科に集約する。 4. 太田市にキャンパスを新設し、生産システム工学専攻及び同学科（昼・夜コース）を置く1専攻及び夜間主コースを設置した。	
	【184】 3) 世界的水準の生命科学研究を推進できるように医学系研究科、生体調節研究所などの組織を整備して拠点形成を目指す。	(平成16年度計画実施済事項)		1. 医学系研究科では、日本原子力研究開発機構高崎量子研究所、放射線医学総合研究所及び理化学研究所との共同研究など世界的水準の生命医学研究を推進しており、重粒子線医学研究並びに遺伝子研究が進行中である。17年度に重粒子線医学研究センターを設置して教員3名を配置し、18年度に「重粒子線照射施設」の建設を着工した。 なお、18年度に実施された21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」の中間評価では、A評価を受けた。 2. 生体調節研究所では、21世紀COEプログラムの研究成果をさらに発展させ、生体調節シグナル研究の世界的研究拠点を形成するため、「代謝シグナル研究展開センター」を19年4月1日に設置することとした。	
	【185】 4) 生命医科学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医科	【185】 2) 生命医科学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医科	III	医学部以外の学部出身者を幅広く受け入れ、医学を基盤とした生命医科学の高度な知識を持つ専門職業人を育成することを目的に、「生命医科学専攻修士課程」を19年度に開設することとした。	

学専攻修士課程の設置を検討する。 学位の種類は、修士（生命医科学）とする。	学専攻修士課程の設置を推進する。 学位の種類は、修士（生命医科学）とする。		
【186】 5) 教養教育と学生支援を効果的に企画・実施・運営するため、平成17年度に大学教育研究センター、留学生センター、学生支援センター、アドミッション・オフィス、保健管理センターなどを統合的に含む共通教育・学生支援機構（仮称）を設置する。	【186】 3) 教養教育と学生支援を効果的に企画・実施・運営するため、大学教育・学生支援機構を設置し、その中で大学教育研究センターの改組、並びに学生支援センター（仮称）及び学生受入センター（仮称）を設置する。	III	1. 年度計画【179】の「計画の進捗状況 1.」参照。 2. これらの組織の中核となる大学教育センターでは、共通教育企画部、外国語教育部、教育方法企画部の3部門を設置し、全学の支援協力の下で共通教育を行っている。特に、外国語教育部に専任教員4名（英語ネイティブスピーカー3名、日本人教員1名）を配置し、全学的な語学教育の充実、拡充を行っている。
【187】 6) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。	【187】 4) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。	III	教育研究施設等の統合により、学生に対する教育や学生支援並びに研究機能の強化を目的に、18年4月1日に「大学教育・学生支援機構」を、18年6月1日に「産学連携・先端研究推進機構」を設置した。
【188】 7) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。	【188】 5) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。	III	1. 日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所との連携 大学院連携講座（医学系研究科）を開設し、21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」の共同研究を推進している。 2. 放射線医学総合研究所との連携 重粒子線がん治療の研究と人材育成に関する包括協定を締結し、「重粒子線照射施設」の建設に着工した。 3. 日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所との連携 大学院連携講座（医学系研究科及び工学研究科）として連携している。
【189】 8) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを構築する。	【189】 6) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを充実させる。	III	産学連携を組織的、効率的に行うため、18年6月1日に、地域共同研究センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ及びインキュベーション施設を整備統合し、「産学連携・先端研究推進機構」を設置し、機構の中に、共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンターとして有機的に位置付けた。
【190】 9) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。	【190】 7) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。	III	国立4大学（埼玉大学、茨城大学、宇都宮大学、本学）間で、高度研究拠点化や、創造豊かな技術者の育成を進めることを目的に18年3月28日に協定を締結した。専門部会及びWGを設置し、大学院間での教員の相互派遣による講義、教材開発、共同研究、学位論文審査や高価な分析・計測装置や学術雑誌などの共同利用などの協定事項の検討を開始して教育研究組織の見直しを図っていくこととした。18年度は、11月10日に前橋市において、4大学持ち回りによる産学連携セミナーを実施した。
			ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	1) 教職員の多様な活動をより効率よく適正に行う人事システムを確立し、成果・業績に対する公正かつ客観的な評価システムを導入し、それに基づく給与・昇給等へのインセンティブを付与する。
	2) 教職員の多様な職務内容を、適切かつ効率よく行うための体制を構築する。
	3) 多様な教職員からなる多様な価値観を共有できる将来に拓かれた職場の形成を目指す。
	4) 適正かつ効率的な人事管理体制を確立する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイ
【191】 ① 平成19年度～20年度を目標に教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。	【191】 ① 教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を試行的に導入する。	III	<p>1. 教員 (1) 教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価システム検討WG」において、17年度に策定した「教員評価指針」等に基づき、全部局の教員を対象に教員評価（試行）を実施した。 [対象者 673名、自己点検書提出者 667名、提出率 99.1%] (2) 19年度の本評価実施に向けて、試行評価時の問題点の解消並びに本評価基準等を策定した。</p> <p>2. 事務職員 (1) 「事務系職員評価システム検討WG」において、18年度に策定した「第1次試行基準」等に基づき、管理職以上の事務職員を対象に事務職員人事評価（第1次試行）を実施した。 (2) 19年度の第2次試行評価の実施に向けて、第1次試行評価時の問題点の解消並びに「第2次試行基準」等の策定を開始した。</p>	ト
【192】 ② 上記人事評価制度を活用するために、能力、職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。	【192】 ② 試行結果は各人に対するインセンティブとするため、給与制度に反映させることを検討する。	III	教職員評価・人事制度検討部会において、試行評価の結果を踏まえ、インセンティブ・システムの検討を開始した。	ト
【193】 ③ 人事評価の透明性・納得性の向上のために、公開制度や自己申告制度を導入する。	(平成19年度計画事項)		試行評価を次のとおり実施した。 1. 教員は自己点検書、事務職員は自己評価シートによる自己申告制度を導入した。 2. 事務系職員評価においては、評価者と被評価者との面談を実施した。 3. 試行評価の結果の一部については、関連会議等において公表した。	ト
【194】 ④ 人事評価に対する苦情・異議申し立てに対しては、人事評価委員会が対応し、処理する。	【194】 ③ 人事評価に対する疑義が生じた場合の処理機関として、人事評価委員会（仮称）の設置について検討を進める。	III	1. 教職員評価・人事制度検討部会において、人事評価委員会（仮称）の検討を開始した。 2. 本評価では、評価者に対する意見申立て、意見申立て者に対する意見聴取の機会を設け、人事評価の透明性・納得性の向上を図ることとした。	ト
【195】 ⑤ 人事評価の統一的運用を図るために、評価者（人事評価に従事する者）に対する研修を定期	【195】 ④ 人事評価の統一的運用を図るために、評価を行う者（評価者）に対する研修を実施するととも	III	試行評価において、評価者に対する研修の実施並びに評価基準等のガイドラインの作成により評価を統一的に実施した。	ト

的に実施する。	に、ガイドラインを作成・配布する。		
【196】 ②) - ① 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弹力的な人事制度を構築するために、職員研修を定期的に行うとともに、職場の流動化を図る。また、一部の職員には多様な活動を可能とするために企画業務型裁量労働制の導入を検討する。	【196】 2) - ① 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弹力的な人事制度を構築するために、職員研修を行ふとともに、職場の流動化を図る。また、一部の職員には多様な活動を可能とするために企画業務型裁量労働制の導入を検討する。	III	1. 16年度から引き続き次の研修を実施した。 (1) より国際交流に対応した「英会話研修」を実施した。 (2) 専門研修として、情報化に対応した「事務情報化研修」及び法人会計業務に対応した「財務関係実務研修」を実施した。 2. 幅広い視野に立ち業務を遂行するために定期的な人事交流、異動を行った。 3. 企画型裁量労働制については、教職員評価・人事制度検討部会において、引き続き検討を行う。
【197】 ② 教職員の多様な活動を可能とするために、一定の要件の下で、専門業務型裁量労働制の導入を検討する。	【197】 ② 教職員の多様な活動を可能とするために、一定の要件の下で、専門業務型裁量労働制の導入を検討する。	III	教職員評価・人事制度検討部会において、専門業務型裁量労働制に関する意向調査を実施し、その結果を踏まえ導入に関するより具体的な検討を引き続き行う。
【198】 ③ 教職員の产学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、兼職・兼業規制の見直しを行い、自己申告・許可制の導入を検討する。	【198】 ③ 教職員の产学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、兼職・兼業規制の見直しを行い、自己申告・許可制の導入についてさらに検討する。	III	兼職・兼業の見直しを行った結果、次の項目について兼業規則の改正を行い、18年度から実施した。 1. 営利企業役員、自営以外の兼業の許可権限を学長から部局長に委任した。 2. 申請手続きを簡略化し、許可基準を明確にした。 3. 無報酬兼業の適用範囲を拡大した。
【199】 ④ 一部職員においては、ワークシェアリングや時間差出勤等、多様な勤務形態を導入する。	【199】 ④ 一部職員においては、ワークシェアリング等、多様な勤務形態を導入する。	III	1. 教員において 16年度からフレックスタイムを導入するとともに、1ヶ月単位の変形労働時間制を導入した。 2. 教職員の勤務形態に対応して、交代制勤務や時間差出勤を導入した。 3. 附属病院の一部職員(言語聴覚士、看護師等)において、ワークシェアリングを導入した。
【200】 ⑤ 新たに採用する教員には、全部局で任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方を検討する。	【200】 ⑤ 新たに採用する教員に対しては、任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方を検討し、さらに適用範囲の拡大を図る。	III	1. 教員の採用に当たっては、「国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則」に基づき、任期制を導入している。 2. 助教の採用については全て、任期制を導入することとした。 3. 18年度は、新たに任期を付した教員41名を採用した。
【201】 ⑥ 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。	【201】 ⑥ 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。	III	1. 教員の採用は、全学原則として、公募制を採用している。 2. 17年度から、選考基準を明確にするため、「国立大学法人群馬大学教員の選考基準に関する規則」をホームページ上に公表している。
【202】 ⑦ 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。	【202】 ⑦ 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。	III	転出（退職）25名、転入（採用）25名の人事交流を実施した。
【203】 ⑧ 競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を導入する。	【203】 ⑧ 競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を整備する。	III	1. 競争的資金の制度に則り、間接経費等の資金を活用した任期付教職員(特別研究教授、産学連携研究員、研究支援者等)97名を採用した。 2. 競争的資金による人員増が可能となるよう「教職員任免規則」の整

				備を行い、19年度から施行することとした。
【204】 ⑨ 産学官連携推進を視野における民間人研究者の受け入れを容易にする制度を確立する。	【204】 ⑨ 産学官連携推進を視野における民間人研究者の受け入れを容易にする制度を整備する。	III	1. 民間企業で研究室長や知的財産部長などの経験と見識のある人材を知的財産マネージャー、知的財産コーディネーター（アシスタント）として、任期を付して18年度も4名採用している。 2. 民間研究者を「群馬大学共同研究取扱規程」により、共同研究の共同研究員として、18年度に13名を受入れている。 3. 県内に事業所又は研究所を所有する民間企業と包括協力協定を結び、共同研究・受託研究の推進、研究者の交流等を行っている。	
【205】 3)-① 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備等の整備の推進に努める。	【205】 3)-① 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備等の整備の推進に努める。	III	1. 外国人教員の積極的な採用を図ることを目的に外国人教師枠を廃止し、一般的の教員として採用する制度を整備した。 2. 宿泊施設については、宿舎に入居することとした。短期滞在者に対しては、国際交流会館の宿泊施設を貸与している。	
【206】 ② 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員間人事交流を積極的に推進する。	【206】 ② 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員の人的交流を積極的に推進する。	III	国際交流協定を締結した外国の大学に教職員50名を派遣、また、研究者20名の受入れを行い、教育研究の交流を図っている。	
【207】 ③ 男女雇用機会均等法の趣旨にのつとり、性別にとらわれない採用基準及び勤務条件の改善を推進するために、その阻害要因となっている本学における施設及び制度の改善を図る。	【207】 ③ 男女共同参画社会の理念及び男女雇用機会均等法の趣旨にのつとり、性差にとらわれない採用・昇任基準及び勤務条件の改善を推進する上で、その阻害要因・背景について調査・点検を行う。	III	現行制度においても、年齢、性別にとらわれない採用及び勤務条件の決定を行っているが、18年度に、現行制度の点検及び男女共同参画社会の理念及び男女雇用機会均等法の趣旨に則り、性差にとらわれない採用・昇任基準及び勤務条件の改善を推進する上での阻害要因・背景についての調査を目的に、「男女共同参画に関する教職員アンケート調査」を実施し、その結果に基づく検討を行った。また、勤務条件改善の一環として、附属病院内に保育所を設置した。	
【208】 4)-① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとするが、必要に応じて、国際化・情報化・地域連携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。	【208】 4)-① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとするが、必要に応じて、国際化・情報化・地域連携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。	III	18年度は、次の専門的知識・資格等を有する者を選考により採用した。 1. 財務経営状況の点検、分析、企画などをを行うため、学外専門家（民間金融機関）を常勤の「財務調査役（事務職員）」として採用した。 2. 動物実験施設に動物実験のサポートを行うための臨床検査技師免許を所有した者を常勤の「技術職員」として採用した。 3. 講義用スライドや研究用写真の作成及びプレゼンテーション用資料の作成を担当させるため、写真技術とカラーコーディネーター資格を有する者を常勤の「技術職員」として採用した。	
【209】 ② 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修制度を確立し、職員の能力開発を支援し、有為な人材を養成する。	【209】 ② 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修を行い、職員の能力開発を支援し、有為な人材を養成する。	III	18年度は、職員の能力開発を支援するため、次の研修を実施した。 1. より国際交流に対応し、実践力養成に資した「英会話研修」 2. 実践的な法人財務会計業務を修得させるために、2ヶ月にわたる長期の「財務関係実務研修」 3. 情報化に対応した「事務情報化研修」 上記2、3の研修については、17年度に引き続きe-ラーニングを導入し、研修生の都合のよい時間帯に行えるようにした。 また、本学の現状、課題等の認識を深め、今後の業務に役立たせることを目的に、新規採用事務職員に対し、研修の一環として、学長、理事、部局長等が講師を担当する教養教育科目「群馬大学への誘い～本学のミッションを伝える」を聴講させた。	
【210】 ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を	【210】 ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を	III	転出（退職）25名、転入（採用）25名の人事交流を実施し、組織の活性化を図った。	

積極的に行い、組織の活性化を推進する。	積極的に行い、組織の活性化を推進する。		
【211】 ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。	【211】 ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。	III	<p>1. 定年、定期昇給その他の勤務条件については、教職員の職務能率等を配慮し、労働法規等の円滑な適用が可能となるよう、就業規則において合理的に規定しており、18年度においては、給与構造の見直しを行うとともに定年等退職者の能力を活用するために「再雇用制度」を整備した。</p> <p>2. 学内の運用定員を定め、人件費を執行している。なお、総人件費改革（効率化△1%）を踏まえ、定員削減の実施、欠員教員補充の一定期間の留保等の取組みを行っている。</p>
			ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する目標 1) 事務組織・職員配置の再編、合理化を進め、事務処理の効率化・合理化の推進を図る。また、群馬大学としての安全体制・責任体制を明確にした管理・運用のシステムを構築する。 2) 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化及び迅速化を図る。 3) アドミッション・オフィス入試対応の広報活動の強化、学生・留学生支援体制の充実、就職支援体制の強化を図る。 4) 事務職員の専門性の向上を図る。
	(2) 複数大学による共同業務処理に関する目標 大学間共同業務処理の推進を図る。
	(3) 業務のアウトソーシング(外部委託)等に関する目標 事務組織の機能・編成の見直しによる業務の省略化とアウトソーシングの積極的活用を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【212】 1) ① 大学の将来計画を念頭におき、平成16年度に事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できる体制を整備する。	(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【212】 1)-① 引き続き事務組織の機能についてさらなる見直しを行い、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できるよう整備する。	III	「事務改善・合理化協議会」において、17年度の大幅な事務組織再編の効果を検証する一方、同協議会でまとめた事務処理の改善事項の実施を促進した。事務組織については、一定期間の検証を行い、必要な改善を加えることとし、効率的な事務処理を行うための諸方策も引き続き検討することとした。	
【213】 ② 人的財源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに対応するための人的財源を捻出する体制を整備する。	【213】 ② 人的資源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに対応するための人的資源を捻出する体制を整備する。	III	1. 外部資金により人的資源を確保し、その財源を新規プロジェクト等のための人員増が可能となるよう「教職員任免規則」の整備を行い、19年度から施行することとした。 2. 第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行つたものとして設けた「学長裁量枠」から、新規重点プロジェクトである「重粒子線照射施設」の設置と稼働に向けて、同施設を専門に対応する事務組織である「重粒子線医学推進課」を18年4月1日に設置し、4名（うち1名は兼任）を配置した。	
【214】 ③ 法人化後の諸課題を解決するため、機動的な大学運営を支援するシステムの構築を図る。	(平成17年度計画実施済事項)		17年度に実施した再編後の事務組織の運営状況等を引き続き検証した。その一環として、施設運営部の業務の一部を整理し、昭和地区事務部に施設整備推進室を設置した。	
【215】 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理（平成16年度）、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント（知識の共有による効率的な管理運営）の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を充実させる。	【215】 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント（知識の共有による効率的な管理運営）の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を充実させる。	III	次の取組みを行い、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を充実させた。 1. Webホスティングシステム及び運用ルールを整備し、サービスを開始する。 2. グループウェアを活用し、全学掲示板のWeb公開、ISO14001関連掲示板、入札予定管理を行つた。 3. 16年度から引き続き、キャンパス間ネットワークを活用した「文書管理システム」、「学内共用の会議室・公用車などの各種予約システム」及び「汎用システムサポート」を利用し、事務処理の効率化を図っている。	

<p>【216】</p> <p>3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<p>【216】</p> <p>3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	III	<p>事務系職員の専門性、企画立案能力の向上等の効果を企図した学外研修へ積極的に参加させた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財務・経営センター主催の「国立大学病院経営セミナー」及び「大学マネージメントセミナー」に管理職員を参加させ、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図った。 2. 八王子セミナーハウス主催の「大学職員セミナー」に係長相当職員を参加させ、自己表現・評価トレーニングを行い、職員の意識と資質向上を図った。 3. 情報推進関係研修、実践セミナー(広報、人事・労務、財務、産学連携)、会計事務研修、厚生補導研修、学術情報研修等に職員を参加させ、専門性の向上を図った。
<p>(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p>【217】</p> <p>複数大学によるテレビ会議システム等の設置を検討し、共同業務処理の導入を図る。</p>	<p>(平成19年度計画事項)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 埼玉大学と共同調査した財務会計システムについて、業務上発生する問題点等の検討を行うため、テレビ会議システムを利用した会議を開催している。 2. 複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に参画し、この制度を活用した事務系職員採用に係る業務の効率化を図っている。
<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>【218】</p> <p>定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。</p>	<p>(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>【218】</p> <p>定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。</p>	III	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「事務改善・合理化協議会」において、17年度の大幅な事務組織再編の効果を検証する一方、同協議会でまとめた事務処理の改善事項の実施を促進した。一定期間の検証を行い、必要な改善事項を加えることとし、定型的な業務等の一元化や効率的な事務処理を行うための諸方策も引き続き検討することとした。 2. アウトソーシングについては、担当部署の処理業務の軽減と外部委託による費用対効果を勘案して、医学部附属病院において、次のとおり実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 病棟補助業務及び手術部・材料部の補助業務について、外注化を拡大(病棟補助者を21時まで勤務する人員を3名から7名へ増員・病棟補助者を7名から15名へ増員・材料部は4名増員して22時まで対応)し医師及び看護師の業務改善を行った。 (2) 17年度計画評価における国立大学法人評価委員会の指摘事項(手術部等補助業務の導入後の検証)について、18年度に検証をし、十分な費用対効果が得られた。 (3) その他、16年度から引き続き、外来窓口(福祉・公費担当)の外注を継続して実施している。
		<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

法人化後3年度目となる18年度においては、16・17年度に整備した体制等が機動的かつ戦略的に機能したかを観点に点検・評価を行い、学長のリーダーシップの下、次に掲げる業務運営の改善及び効率化を図った。

戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。**1. 企画立案体制の整備**

- (1) 役員懇談会の設置(16年度) 「P. 6【168】」
- (2) 大学運営会議の設置(17年度) 「P. 7【170】」
- (3) 「室方式」への切替(16~18年度)

法人運営の重要事項（大学評価、危機管理、広報戦略、研究戦略、知的財産戦略、地域連携推進、施設・環境推進、国際交流企画）については、学長・理事の意向を直接反映させ、戦略的な法人運営を行うため、合議制の委員会を廃止し、担当理事を室長、学長指名の教職員を室員として構成する「室方式」へ切替えた。

2. 学長補佐体制の強化**(1) 理事業務分担の見直し(18年度)**

5名の理事の役割分担の見直しを図り、「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「病院」及び「学長特命事項」とし、中期目標・中期計画等に掲げる事項の達成に向けて、それぞれが担当する業務（室長等を兼務）を機動的かつ効率的に行なった。

(2) 副学長5名体制(18年度)

大学運営により機動性を持たせるため、「財務企画」並びに「全学共通教育に関する事項」を担当する2名の副学長を新たに配置し、副学長5名による学長補佐体制の更なる強化を図った。

(3) 顧問の設置(18年度)

学長の諮問に応じて、教育・研究及び経営に関する諸課題や重要事項等に対し、助言を行う顧問2名（経済界1名、学長経験者1名）を設置した。

法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。**1. 学長裁量経費（教育研究重点経費） [340百万円]**

中期計画及び年度計画に基づき、全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクトを実施する経費について、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分（340百万円）を次のとおり行った。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費 [90百万円]

- ① 学部の枠を越えた全学的視点に立った教育研究プロジェクト経費
- ② 教育研究国際化の推進経費
- ③ 「特色ある大学教育改革の支援」、「21世紀COEプログラム」、概算要求事項「特別教育研究経費」等への申請・支援経費
- ④ 若手研究者及び指導的研究者の研究活性化の推進経費

※ 若手研究者支援のための経費財源
「平成18年度 国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、19年度科学研究費補助金への応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費財源の一部とした。

(2) 教育研究環境重点整備費 [170百万円]

教育研究及び学生支援に必要な共同利用設備、施設の整備等、教育研究環境の改善に要する経費。特に施設整備については、「学長と学生との懇談会」での学生の要望に対応するための経費を17年度に引き続き、増額した。「P. 54【59】」

(3) 大学改革等推進経費 [10百万円]

大学改革等を推進する上で必要な評価システムの構築等経費

(4) 社会貢献重点経費 [30百万円]

学外の機関及び自治体等と連携した共同事業等の社会貢献に要する経費

(5) 部局長裁量経費 [40百万円]

学部等の戦略的な資源配分を支援するための経費

※ 部局長裁量経費について
部局長裁量経費については、その他の配分と合算し、90百万円を措置した。また、間接経費の一部 115百万円（対前年度39百万円増）についても、部局長の裁量により執行することとした。

2. 学長裁量人員枠

第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」から重点プロジェクトに対し、次のとおり計12名の配分を行った。

(1) 「重粒子線照射施設」の設置と稼働に向けての配分

- ① 重粒子線医学研究センター 専任教員2名
- ② 重粒子線医学推進課（18年4月1日設置） 事務職員4名（1名兼任）

(2) 「大学教育・学生支援機構」（18年4月1日設置）における教養教育重点化のための配分

大学教育センター 専任教員4名

(3) 財務経営状況の点検、分析、企画などを行うための配分

財務調査役（民間金融機関から採用）1名

(4) 「国際交流企画室」（18年6月1日設置）等に係る全学的な国際交流・留学生交流事業の推進のための配分

国際交流課 事務職員1名

また、19年度についても次のとおり5名の配分を行うことを決定した。

- (1) 「重粒子線照射施設」の設置と稼働に向けて、重粒子線医学研究センター専任教員2名の配分
- (2) 本学の運営上特に重要な業務及び特定プロジェクトの遂行に向けて、特任教授3名の配分

3. 助教制度の活用に向けた検討状況

- (1) 「助教等の選考方針」を策定し、それに基づき、助手、教務員個々の検討を行い、助教、新助手及び技術職員への振り分けを行った。教務員は廃止することとした。
- (2) 新たに採用する助教について、「国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則」により、任期制を導入することとした。
- (3) 19年度は、235名の助教を配置し、教育・研究の重点化を図ることとした。

法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価の実施、必要に応じた資源配分の修正が行われているか。

1. 法人全体の資源配分に対する評価

- (1) 月次及び四半期毎の予算執行状況の把握及び分析に基づき、役員会及び経営協議会において審議を行い、必要に応じた資源配分の修正を行っている。
- (2) 18年度予算の執行状況の把握及び分析に基づき、役員会及び経営協議会において審議を行い、19年度の予算配分に反映させた。

2. 学長裁量経費の資源配分に対する評価

- (1) 事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じた資源配分の修正を行っている。
- (2) 事業完了後も報告書の提出を求め、役員会、財務企画諮問会議において、事業成果の把握を行い、19年度以降の予算配分に反映させることとした。

業務運営の効率化を図っているか。

1. 事務組織の再編・合理化等

「事務改善・合理化協議会」において、17年度の大幅な事務組織再編の効果を検証する一方、同協議会でまとめた事務処理の改善事項の実施を促進した。

事務組織については、一定期間の検証を行い、必要な改善を加えることとした。18年度は、施設運営部の業務の一部を整理し、昭和地区事務部に施設整備推進室を設置した。

2. その他業務運営の合理化

(1) 「大学教育・学生支援機構」の設置 (18年度)

学生に対する教育や就職支援などの学生支援業務を全学的に一元化し、教職員が一体となって取り組む体制を構築するため、18年4月1日に、大学教育研究センター、学生支援センター、アドミッション・オフィス、保健管理センターを整備統合し、「大学教育・学生支援機構」を設置し、機構の中に、大学教育センター、学生支援センター、学生受入センター及び健康支援総合センターとして有機的に位置付けた。

(2) 「产学連携・先端研究推進機構」の設置 (18年度)

产学連携を組織的、効率的に行うため、18年6月1日に、地域共同研究センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ及びインキュベーション施設を整備統合し、「产学連携・先端研究推進機構」を設置し、機構の中に、共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンターとして有機的に位置付けた。

(3) 「国際交流企画室」の設置 (18年度)

国際交流事業を戦略的に推進するため、国際交流委員会を廃止し、留学生センターと連携した「国際交流企画室」を18年6月1日に設置した。

3. 各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

簡素化による教職員の負担軽減

大学運営会議等の全学委員会及び各学部の教授会等で、効率的で機動的な運営を図るため、審議事項の精選、資料の事前配付及び報告事項等のメール配信などを行い、審議の効率化を図った。上記の結果、18年度においては、大学運営会議の審議時間数を30%削減できた。

外部有識者の積極的活用を行っているか。

1. 学外専門家の登用

(1) 財務調査役(18年度)

財務経営状況の点検、分析、企画など行うために、学外専門家（民間金融機関）を常勤の財務調査役（事務職員）として採用し、月次及び四半期毎の財務経営状況の調査・分析結果の報告や、中・長期的な資産運用等の経営戦略に関する提案等を役員会において行うとともに、事務職員に対する財務上の指導・育成等を行っている。

(2) 病院長補佐

民間企業の経営ノウハウ等を病院経営に活用するため、民間の者（三洋電機㈱　客員）を病院長補佐として17年度から採用した。18年度においては、全病院職員対象の講演会や病院運営会議等において、必要な提言を受けた。

(3) 研究・知的財産本部「知的財産戦略室」マネージャー等

① マネージャー、コーディネーター

民間企業で研究室長や知的財産部長などの経験と見識のある人材をマネージャー(2名)やコーディネーター(2名)として採用し、知的財産の創出から技術移転に至るまで一連の業務を行っている。

② 客員教授

「電気・制御系」、「バイオ・医薬・化学・食品」等を専門とする7名の弁理士を客員教授として採用し、教員の特許相談や学外への技術移転、共同研究・受託研究に関する契約交渉の実務等を行っている。

(4) 产学連携・先端研究推進機構「共同研究イノベーションセンター」客員教授

民間企業等において第一線で活躍をしている人材を客員教授(18名)として採用し、本学の产学連携・包括提携を積極的に進展させるための指導、活動及び学生に対する実践的な技術教育、研究指導等を行っている。

2. 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

(1) 審議状況

18年度は5回開催し、外部委員などの意見を積極的に大学運営に反映させ、活性化を図った。

(2) 外部委員の意見の活用状況

① 外部委員等の意見を積極的に活用するための方策

役員会等関連会議との「開催日等の日程調整」や「提案議題の整理」など、早い段階でのスケジュール管理を行い、法人の意思決定前に経営協議会において十分な審議を行える体制を整えた。

また、議題の他、会議資料についても事前配付を行い、経営協議会委員からの提言が行われ易くするよう努めた。

② 概算要求学内ヒアリングの実施

16年度から引き続き、経営協議会委員による概算要求事項についての学内ヒアリングを実施し、外部委員からの意見を反映させた。

③ 外部委員からの意見

「第1四半期決算について」に関して、資金運用についての意見があり、他大学の国債の運用状況について調査し、改善を検討している。

監査機能の充実が図られているか。

1. 「監査室」の機能強化

17年度以前も監事の下に設置された第三者的機関(監査室長、室員(併任))ではあったが、監査室長、室員に専任職員を配置し、監査の独立性を担保するとともに監査業務の事務的サポート体制の強化を図った。

2. 内部監査等の実施状況

(1) 監事監査

① 年間を通じたフロー方式による日常監査を実施し、学内主要会議や定

例的な業務について逐次問題点等をチェックし、提言を行った。

② 「18年度群馬大学監事監査計画」を策定し、第1期として実地監査及び決算監査を実施し、6月21日に監査報告書を提出した。第2期として、第1期の監査結果を踏まえた実地監査を実施した。

実地監査は、全12部局等を対象に、ストック方式により重要項目に的を絞って行ったもので、リスクマネジメントの観点から監査項目を設定し、実施要項を事前に通知することにより論点の明確化を図った。実地監査では、現場の実情を把握して問題解決に当たるとともに、重要会議での意見表明の根拠の把握を行った。なお、すべての監査対象先において、部局長、評議員及び幹部事務職員等を立会わせ、監査の実質化を図った。

19年2月及び3月開催の役員懇談会及び大学運営会議において、監査の報告を行い、監査で得られた知見等を基に適宜提言を行った。

(2) 内部会計監査

「群馬大学内部会計監査規程」及び「群馬大学内部会計監査計画」に基づき、18年10月24、27日、11月1日に内部会計監査を実施した。

(3) 監事監査結果による改善事項

- ① 学生に対するカウンセリング体制の充実
→ 19年度から学外カウンセラーの増
- ② 教育学部附属学校の教員給与の改善
→ 19年度から改善
- ③ 社会情報学部における推薦入学志願者減少対策
→ 20年度入学試験から推薦条件等の変更
- ④ 全教職員が情報を共有できるシステムの構築
→ 19年度から「大学情報データベース」を構築

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

1. 経営協議会の運営について

17年度の国立大学法人評価委員会による評価での「教職員報酬規則及び役員報酬規則については、経営協議会において審議すべき事項であるが、法人としての意思決定前に審議されていないことから、会議の運営の見直しが求められる。」との指摘を踏まえ、前述の「2. 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況 (2) 外部委員の意見の活用状況 ①外部委員等の意見を積極的に活用するための方策」のとおり対応した。

2. 内部監査の実施体制並びに監査機能の充実

17年度の国立大学法人評価委員会による評価での「内部監査の実施体制については、監査室長が秘書課長をもって充てられているが、監査対象との独立性、実行性が求められる。」並びに「監事監査における指摘内容を具体的に反映させるなど、監査機能の充実が求められる。」との指摘を踏まえ、前述の「監査機能の充実が図られているか。」のとおり対応した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	大型外部資金源として、21世紀COEプログラム、各省庁又は財団による提案公募型研究（例えば、科学技術振興事業団による戦略的創造研究推進事業など）、地域振興プロジェクト等に積極的に応募する。科学技術費補助金についても積極的に応募し、採択件数、採択配分額の増加を目指す。さらに、受託研究、奨学寄付金の増加に努力するとともに、財團助成への応募を促進し、研究費の増加を図る。 先端科学分野におけるベンチャー事業、産学官連携による大型プロジェクト、学内諸施設開放、大学出版事業、公開講座の充実、附属病院経営等の幅広い自己収入の増加策を講じる。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイタ
【219】 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整える。個々の事例に応じた応募体制を整え、部局内はもちろん、部局間にまたがる研究グループ活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。	【219】 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整える。個々の事例に応じた応募体制を整え、部局内はもちろん、部局間にまたがる研究グループ活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。	III	16年度から引き続き、研究・知的財産戦略本部の研究戦略室において、部局内又は、部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築している。 これまで、中期計画で定めた重点8領域の内、「生体情報の受容伝達と機能発現」（14年度採択）と「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」（16年度採択）の2つの拠点計画が21世紀COEプログラムとして採択されている。これらの計画はいずれも中間評価でA評価を得た。 また、今年度2件のグローバルCOEプログラムを申請した。 【これまでの実績（採択件数）】 21世紀COEプログラム 2件 現代GP等 13件	
【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。	【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。	III	1. 16年度から引き続き、詳細な科学技術費補助金の公募関係資料を作成し、教員個々に配付するとともに、各キャンパスにおいて説明会を実施した。 2. 手続きの利便性を考慮し、「科学技術費補助金の電子システム」、「申請期限」及び「各種財団の研究助成の募集情報」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。 3. 公的外部資金情報のメール配信や、JST、NEDO等の担当者を招聘しての説明会の実施など、積極的な支援体制を充実させた。	
【221】 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る方法を検討する。ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。	【221】 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る方法を検討する。ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。	III	1. 16年度から引き続き、共同研究イノベーションセンター（旧 地域共同研究センター）ニュース（3,000部発行）を始め、ホームページを通じて、随時各種事業を紹介している。また、群馬産学官連携推進会議の開催や群馬県等の自治体が開催の展示会に参画するなど、積極的な広報活動を行っている。 2. 教員が発表した研究シーズや群馬経済新聞社に毎週定期的に掲載されているシーズを再編集し、研究要約と図表を盛り込んだ分かり易いシーズ集として冊子化を行い、地域企業等に積極的にPRを実施した。 3. 上記の結果、受託研究の件数が17年度88件を5件上回る93件となった。	
【222】 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するためのマニュアルを平成19年度までに作成する。	【222】 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するための地域・学生向けの起業塾を開催するとともに、テキスト・マニュアルを作成する。	III	1. インキュベーションセンターにおいて、大学における研究シーズの実用化に向けて研究を推進している9テーマのうち、18年度に1社が、通算で3社が起業化した。 2. インキュベーション事業運営の一環であるセミナー「起業塾in桐生」を通じてベンチャー事業の立ち上げ支援をしている。18年度までに、3社が立ち上がった。	

<p>【223】</p> <p>5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。</p>	<p>【223】</p> <p>5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。</p>	<p>III</p> <p>1. 産学連携を組織的、効率的に行うため、18年6月1日に、地域共同研究センター、器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びインキュベーション施設を整備統合し、「産学連携・先端研究推進機構」を設置し、機構の中に、共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター及びインキュベーションセンターとして有機的に位置付けた。 2. 起業塾の開催とインキュベーションセンター内から、ベンチャー事業の立ち上げを支援している。 3. 企業等の技術者を対象に高度技術研修を実施した。</p>
<p>【224】</p> <p>6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。</p>	<p>【224】</p> <p>6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。</p>	<p>III</p> <p>1. 公開講座のホームページ（本学及び群馬県）公開、公共の機関紙等への掲載、ちらし・ポスターの作成、マスコミ等を通じた広報等、各種広報活動を行い、各キャンパスにおいて公開講座を実施した。（実施講座等 32講座、受講者計 982名（前年度比 138名増）） 2. 企業等の技術者を対象に、品質工学関連の高度技術研修を実施（14名参加）し、自己収入の増加に努めた。</p>
<p>【225】</p> <p>7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。</p>	<p>【225-1】</p> <p>7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。</p>	<p>III</p> <p>16年度から引き続き、経営ワーキンググループ5班（增收対策検討班、人件費・委託経費節約対策検討班、医療経費等節減方策見直し検討班、病院評価項目及び方法等の検討班、診療科等取組方法、計画等検証及び効率化方策検討班）において、様々な角度からの検討・改善を行っている。18年度の検討・改善結果は次のとおりである。</p> <p>1. 病院業務担当者用に「国立大学法人の病院経営」冊子を作成し、病院経営に関する統一的考え方を周知した。 2. 保険診療外の体外受精・胚移植料等の単価の見直しを図った。 3. 総合物流システム（16年度導入）の医用材料等マスターの整備とともに、オーダリングシステム等との連携を図り、適正かつ効率的な購入・使用量が把握できるシステムを構築した。なお、医療材料、薬品等の棚卸しについては、年間2回実施している。 4. 診療情報管理士による診療分析システム（アローズ）を活用した疾患毎の収支分析結果を診療科へ周知し、当該診療科が自己分析を行えるシステムを構築した。 5. 患者給食業務及び医事業務の契約について、競争原理を活かした一般競争契約に変更し、経営の効率化を図った。 6. 19年2月から、10床（NICU3床・一般病床7床）を増床して增收を図った。 7. 18年度診療報酬改定によって新規に定められた上位施設基準（7:1看護体制）を19年度早期に取得するため、病院全体で看護師募集に取り組んだ結果、看護師の確保（約50名増員）ができ、19年6月（又は5月）に上位基準が取得できる見込みとなつた。 また、18年度健康保険法改正による診療報酬点数3.16%減への対応についても、経営ワーキンググループが中心となって取組んだ結果、当初、稼働額の減少は対前年度比較で約5億円と見込まれていたが、平均在院日数の短縮と外来患者の増加によって、2.2億円に圧縮できた。</p>
<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

- 中期目標**
- 1) 管理的経費の使用状況を公開し、その評価点検により効率化を図りながら全体の管理的経費を抑制する。
 - 2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
【226】 1)-① 平成16年度から電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うための組織の設置を検討し、省エネ、省コスト対策、ブリメンテナンスに関わる対策を練る。	【226】 1)-① 電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理制度内規」に基づき光熱水費等の受益者負担制度を導入し、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。	III	<p>1. 16年5月に策定の「群馬大学環境方針」に沿って、各地区において策定した「エネルギー削減に向けての行動計画」に基づき、次のとおり省エネルギーの推進を図った。</p> <p>(1) 16年度から引き続き、4半期毎のエネルギー使用量を役員会等の学内会議やホームページに報告公表し、併せて、省エネの協力要請を行い、教職員の意識改革を図った。</p> <p>(2) 18年7月に省エネバトルを行い、エネルギー削減に向けての行動計画の実施状況を点検し、エネルギー使用の合理化を推進した。</p> <p>(3) 荒牧地区では、環境ISO(19年1月20日取得)の基準を維持し、省エネを管理目標とし、2%のエネルギーを削減した。</p> <p>(4) 昭和地区では、第一種、桐生地区では、第二種エネルギー管理指定工場の管理標準を策定した。</p> <p>(5) 16年度に制度化した受益者負担制度に基づき、具体的な負担費用を各部局に示し、エネルギー使用の合理化を推進している。</p> <p>2. 光熱水料等を含む管理経費について、毎年△2%の効率化を図ることとし、約14,000千円を減額した。</p>	
【227】 ② 全学の各施設について、利用状況を評価するシステムを整備し、その有効利用を図る。	【227】 ② 全学の各施設の利用状況を調査するシステムの導入について検討する。	III	全学の各施設の利用状況調査のための「施設情報管理システム」を構築し、運用を開始した。	
【228】 ③ 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。	【228】 ③ 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。	III	役員会において、17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員等の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を評価・検証した上でその可否を判断し、必要により一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を図っている。	
【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。	【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。	III	役員会決定の「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」等の方策により定める人員削減計画等を実施し、中期計画に掲げた毎年1%減を達成した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標

施設、土地等の資産について、効果的・効率的に使用する体制を整備し、財源の確保に努める。また、知的財産を適切に管理し、その有効活用を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。	【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。 ○ 施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。	III	1. 18年度に「群馬大学施設の有効活用に関する内規」を一部改正し、共同利用型の共用研究スペースを確保することとし、教養教育GA棟の改修において、棟全体を共通的スペースとして位置付け、施設の有効活用の促進を図った。 2. 財源については、施設・環境推進室で教育研究環境重点整備費を昨年度より大幅増で確保し、施設の維持保全を行っている。 3. 17年度導入した、専有面積に応じて施設使用料を負担する共用研究スペースの「スペース課金制度」については、積極的な適用を図った。	
【231】 2) 平成16年度に知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を整備し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。	【231】 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。	III	16年度に引き続き、大学知的財産整備事業により設置した「研究・知的財産戦略本部」の本学本部及び埼玉大学の分室において、組織的かつ戦略的に次の活動を行った。 1. 知的財産戦略室スタッフは、届出のあった発明の内容について、評価と精度を高めるため本学と埼玉大学の知的財産スタッフによる合同評価を行った。 2. JSTとの共催（埼玉・宇都宮・茨城大学も参画）による「新技術説明会（18年12月）」を開催し、秘密保持契約を3件、共同研究契約を1件締結した。また、埼玉りそな銀行と埼玉大学との共催による「企業マッチングセミナー（18年11月）を開催して、共同研究契約を2件締結した。 3. 埼玉大学との共催により、「群馬産学官連携会議（18年6月）」、「彩の国ビジネスアリーナ2006・産学官連携フェア（19年2月）」「東和銀行ビジネス交流会（19年2月）」を開催した。また、「第5回産学官連携推進会議（18年6月）」「イノベーションジャパン2006（18年9月）」「国際特許流通セミナー（19年1月）」「首都圏北部地域ビジネスマッチング交流会（19年2月）」等に参画して、開放特許をパネルで紹介するとともに、冊子「群馬大学開放特許一覧」を配布する等、技術移転活動を行った。 4. 技術移転マネージメントグループが本学の特許実施許諾契約書及び特許の権利譲渡契約書の雛形を基に企業と交渉した結果、18年度の特許実施許諾契約を3件締結するとともに、特許の権利譲渡契約を3件締結し、ロイヤリティーの収入を得た。	
【232】 3) 平成16年度に全学的見地から施設管理の基本方針を決定するシステムを構築する。施設計画、管理等に関する課題については、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。	【232】 3) 施設計画、管理等に関する課題については、全学的見地から「国立大学法人群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。	III	施設・環境推進室において、第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画が新たに策定されたことに伴い、「群馬大学施設・設備の整備活用に関する第一期基本計画」を一部見直し、「国立大学法人群馬大学施設整備戦略」を策定した。	
【233】 4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、全学的見地に立った施	【233】 4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、全学的見地に立った施	III	17年度導入した、専有面積に応じて施設使用料を負担する共用研究スペースの「スペース課金制度」については、積極的な適用を図った。	

設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース課金システムを導入する。	設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース課金システムを導入する。		
【2 3 4】 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。全学の講義室・ゼミ室・実験室等の施設利用の実態を把握するため、コンピュータ・システム管理を行い、学内への公表を行う。また、講義室等は、Web上で使用申し込み等を行い、有効活用を図る。	【2 3 4】 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。	III	1. 17年度に引き続き、自己点検・評価の一環として、18年10月に共有研究スペースの利用の改善状況の確認調査を実施し、改善策を提言した。 2. 桐生地区において、講義室等の管理については、Web上で使用申込等の一括管理を行い、施設の有効活用を図っている。
			<p style="text-align: right;">ウェイト小計</p> <hr/> <p style="text-align: right;">ウェイト総計</p>

[ウェイト付けの理由]

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

財務内容の改善・充実が図られているか。

1. 経費の効率的使用

予算編成に係る基本的な考え方及び予算配分方針の策定

「平成18年度国立大学法人群馬大学予算編成に係る基本的な考え方」に基づき、収入目標額に連動した支出予算の設定、総人件費改革・効率化を踏まえた人員管理計画に基づく人件費所要額の計上、教育研究基盤経費と運営費の見直し、部局長裁量経費の措置等、法人化のメリットを活かすとともに、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 経費の節減に向けた取組み

(1) 光熱水費等

16年5月に策定の「群馬大学環境方針」に沿って、各地区において策定した「エネルギー削減に向けての行動計画」に基づき、次のとおり省エネエネルギーの推進を図った。

- ① 16年度から引き続き、4半期毎のエネルギー使用量を役員会等の学内会議やホームページに報告公表し、併せて、省エネの協力要請を行い、教職員の意識改革を図った。
- ② 18年7月に省エネパトロールを行い、エネルギー削減に向けての行動計画の実施状況を点検し、エネルギー使用の合理化を推進した。
- ③ 荒牧地区では、環境ISO(19年1月20日取得)の基準を維持し、省エネを管理目標とし、2%のエネルギーを削減した。
- ④ 昭和地区では、第一種、桐生地区では、第二種エネルギー管理指定工場の管理標準を策定した。
- ⑤ 16年度に制度化した受益者負担制度に基づき、具体的な負担費用を各部局に示し、エネルギー使用の合理化を推進している。

(2) 光熱水料等を含む管理経費

毎年△2%の効率化を図ることとし、約14,000千円を減額した。

3. 自己収入の増加に向けた取組み

(1) 外部資金取得への取組み

① 大型外部資金を導入しやすい体制の構築

研究・知的財産戦略本部の「研究戦略室」において、部局内又は、部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究

の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築している。

これまで、中期計画で定めた重点8領域の内、「生体情報の受容伝達と機能発現」(14年度採択)と「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)の2つの拠点計画が21世紀COEプログラムとして採択されている。特に、後者の計画については、18年度中間評価で、A評価を得た。(前者の計画も、16年度中間評価でA評価)

② 科学研究費補助金取得への取組み

- ア 16年度から引き続き、詳細な科学研究費補助金の公募関係資料を作成し、教員個々に配付するとともに、各キャンパスにおいて説明会を実施した。
- イ 手続きの利便性を考慮し、「科学研究費補助金の電子システム」及び「申請期限」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。
- ウ 申請率を向上させるため、「平成18年度 国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、19年度科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額した。この措置によって申請件数が5%増加した。なお、配分減によって生じた経費は若手研究者支援のための経費財源の一部とした。
- エ 若手研究者(40歳以下で科学研究費補助金不採択者)が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費「若手研究者等の研究活性化の推進経費」を設け、採択された教員には、19年度科学研究費補助金への積極的応募を義務付けた。

③ その他の外部資金取得への取組み

- ア 他省庁、外部団体、助成団体等の各種研究助成の募集要項をホームページに掲載するとともに別途要項の写しを毎月1回とりまとめたものを部局に送付し、周知を図った。
- イ これまでの申請状況を踏まえ、関係部局等にはきめ細かい情報提供を行った。
- ウ 国の機関の助成公募担当者を招き、募集要項等についての説明会を開催した。
- エ 学長裁量経費「部局長裁量経費」の他、受託研究等の間接経費の一部115百万円(対前年度39百万円増)についても部局長の裁量により執行できることとし、外部資金獲得の促進を図った。

(2) 知的財産活用への取組み

- ① 群馬大学研究・知的財産本部の「知的財産戦略室」の技術マネージメントグループの活動により、18年度の特許実施許諾契約を3件締結とともに、特許の権利譲渡契約を3件締結し、ロイヤリティー収入を得た。

- ② 新技術説明会等を開催し、本学の持つ特許をベースとした企業との共同研究を奨励することにより、共同研究費の増加、特許の共同出願に伴う実施料及び共同出願特許の独占料付与による収入増を図った。その結果、18年度に企業化が期待できる共同研究契約が5件成立した。

4. 外部資金等受入状況等

(1) 科学研究費・共同研究・受託研究

		17年度	18年度	増 減
科学研究費 補助金	申請件数	794	847	53(件)
	採択件数	310	327	17(件)
	採択金額	874,600	751,400	△123,200(千円)
共同研究	実施件数	172	168	△4(件)
	研究費額	191,782	256,851	65,069(千円)
受託研究	実施件数	88	93	5(件)
	研究費額	186,686	267,806	81,120(千円)

(2) 他省庁、外郭団体、助成団体等の各種研究助成

	17年度	18年度	増 減
他省庁	38	113	75(件)
民間企業	254	262	8(件)

(3) 特許関連

	17年度	18年度	増 減
出願件数	90	62	△28(件)
実施件数	5	5	0(件)
実施料収入	2,019	1,392	△627(千円)

5. 附属病院での取組み

16年度から引き続き、経営ワーキンググループ5班（增收対策検討班、人件費・委託経費節約対策検討班、医療経費等節減方策見直し検討班、病院評価項目及び方法等の検討班、診療科等取組方法、計画等検証及び効率化方策検討班）において、様々な角度からの検討・改善を行っている。

- (1) 診療情報管理士が診療分析システム（アローズ）を活用して疾患毎の収支を分析して診療科へ周知し、当該診療科が自己分析を行えるようにした。
- (2) 患者給食業務及び医事業務の外注契約について、競争原理を活かして経営の効率化を図るため、随意契約から一般競争による契約に変更した結果、年間60,000千円節約できた。
- (3) 19年2月から病床を10床増床(NICU3床・一般病床7床)して増収を図った。
- (4) 18年度診療報酬改定によって新規に定められた上位施設基準(7:1看護体制)を19年度早期取得をするために看護師募集に病院全体で取り組んだ結果、看護師を確保(約50人増員)し、19年6月(又は5月)に上位基準が取得できる見込みとした。

また、18年度健康保険法改正による診療報酬点数3.16%減への対応についても、経営ワーキンググループが中心となって取組んだ結果、当初、稼働額の減少は対前年度比較で約5億円と見込まれていたが、平均在院日数の短縮と外来患者の増加によって、2.2億円に圧縮できた。

人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた、人件費削減に向けた取組が行われているか。

1. 人件費等の必要額を見通した財政計画による人件費削減に向けた取組み

役員会決定の「運営費交付金の削減(効率化△1%)への対処方策について」等の方策に定める人員削減計画等を実施し、中期計画に掲げた毎年1%減を達成した。

2. 適切な人員管理計画の策定等による人件費削減に向けた取組み

役員会において、17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員等の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を評価・検証した上でその可否を判断し、必要により一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を図っている。

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
① 評価の充実に関する目標

中期目標

自己点検・評価、外部評価を厳正に実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果を大学運営の改善に役立てるよう努める。また、学内の評価組織のあり方を検討し、効果的な自己点検・評価が行われる制度を確立する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
【235】 1) 各部局毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を積極的に受ける。また、そのために効率的なシステムの整備を行う。	【235】 1) 各部局毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を受ける。	III	<p>1. 大学評価室を中心に、各部局毎に年2回の「中期目標・中期計画」及び「18年度計画」等の自己点検・評価を実施した。</p> <p>2. 教員評価については、年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」参照。</p> <p>3. 事務系職員人事評価については、年度計画【191】の「計画の進捗状況 2.」参照。</p> <p>4. 工学部において、包括的な外部評価システムとして、地域理科教育・地域社会貢献活動及び産官学連携事業などの外部評価を目的とした「地域貢献諮問委員会」(17年度設置)を開催し、自治体・産業界・教育機関・報道機関等から選出した委員と意見交換を行った。</p> <p>5. 医学部において、外部評価委員を加えた研究成果報告会を開催し、大学院改組・再編の実績、共同研究の成果等の評価を受けた。</p> <p>6. 21年度に、認証評価を受審することが決定した。</p>	
【236】 2) 平成16年度から教育に関する授業評価を一層充実させ、授業方法改善研究部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。	【236】 2) 教育に関する授業評価を一層充実させるため大学評価室や授業方法改善研究部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。	III	<p>1. 教養教育科目 大学教育センターにおいて、17年度と同様に「学修原論」「総合科目」の授業評価を実施し、教員の各科目毎の細分化した集計を行うとともに、各学生の自由記述欄の取りまとめを行い、その結果を教員個々にフィードバックする措置を講じた。 (実施科目数 144科目、アンケート実施枚数 4,743枚)</p> <p>2. 専門教育科目 16年度から引き続き、学生の自主性を尊重した授業評価を実施し、評価結果が確実に授業改善に反映される結果となった。</p> <p>(1) 17年度の評価結果に基づき、全学共通の評価項目の他、学生から要望があったアンケート項目を追加した。</p> <p>(2) 学生の意見を含む評価結果をフィードバックするとともに、授業改善関係委員会において検証した。</p> <p>(3) 評価結果に基づく「学生と教員による授業方法改善のための懇談会」及び「全教員参加のFD」等を行った。</p> <p>(4) 各学部毎に、高い評価を得ている教員に対し、ベストティーチャーとして表彰し、公開授業を実施した。</p> <p>(5) 評価の低い科目については、改善の計画を促し、次回の授業評価の際に、改善過程を検証した。 (実施科目数 1,182科目、アンケート実施枚数 30,478枚)</p> <p>18年度に全学的なベストティーチャー表彰制度を導入し、授業評価結果等に基づき選考された、被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行うこととした。</p>	
【237】 3) 平成18年度～19年度を目指して教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員についても適正な評価を	【237】 3) 教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員について試行的に評価を行う。	III	年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」参照。	

行う。				
【238】 4) 各界各層の学外有識者等から多様な意見・指摘等を建設的に取り入れていくよう努める。	【238】 4) 自己点検評価に対し、各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。	III	1. 民間企業、卒業生等に対するアンケートの実施や学外有識者による外部評価を実施し、その結果を本学の運営改善に積極的に反映させている。 2. 工学部においては、自治体・産業界・教育機関・報道機関等から選出した委員から構成する「地域貢献諮問委員会」(17年度設置)において、多様な意見等を建設的に取り入れている。	
ウェイト小計				

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	本学における教育研究組織及び運営等に関する情報を積極的かつ効果的に学内外に発信し、広く双方向的情報機能を備えたシステムを開発し発展させるとともに、情報提供に当たっては、利用者の立場に立った分かりやすい内容及び方法について工夫する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【239】 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発刊（年2回）を検討する。	(平成16年度計画実施済事項)		16年度から引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU'DAY（グッディ）」を年2回発刊した。	
【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。	【240】 1) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。	III	16年度から引き続き、ホームページ上に情報公開案内を掲載し、法人文書管理システムへのアクセスを可能としている。	
【241】 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合メディアセンター（仮称）等との連携・支援の下に拡大充実させていく。平成16年度から学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。	【241】 2) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合情報メディアセンターを中心拡大充実させていく。また、学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。	III	機関リポジトリ（研究成果等を網羅的に収集・蓄積し社会に提供するシステム）を構築し、19年3月6日に研究情報を公開した。	
【242】 4) 平成16年度から記者、企業、地域住民懇談会を開催し、一般市民、地域社会各層の声を的確に反映させる双方向的システムを開発し、発展させていく。	【242】 3) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。	III	企業懇談会、企業人事担当者・高等学校進路指導教員との懇談会、報道関係者との定期懇談会、地域貢献諮問委員会の開催等を行い、地域社会各層の声を的確に反映させた。	
			ウェイト小計 ----- ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

自己点検・評価

17年度に引き続き、「大学評価室」並びに各部局の「部局評価委員会」を中心に、教育研究の質の向上、業務運営の改善に資することを目的として、「中期目標・中期計画及び18年度計画における実施状況の点検・評価」及び「学生による授業評価」を年2回実施した。それらの結果は、19年度計画の策定や授業改善に反映された。

また、教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価システム検討ワーキンググループ」及び「事務系職員評価システム検討ワーキンググループ」において、教員評価（試行）及び事務職員人事評価（第1次試行）を実施した。

1. 学生による授業評価

(1) 教養教育科目

大学教育センターにおいて、17年度と同様に「学修原論」、「総合科目」の授業評価を実施し、教員の各科目毎の細分化した集計を行うとともに、各学生の自由記述欄の取りまとめを行い、その結果を教員個々にフィードバックする措置を講じた。

（実施科目数 144科目、アンケート実施枚数 4,743枚）

(2) 専門教育科目

16年度から引き続き、学生の自主性を尊重した授業評価を次のとおり実施した。

- ① 17年度の評価結果に基づき、全学共通の評価項目の他、学生から要望があったアンケート項目を追加した。
- ② 学生の意見を含む評価結果をフィードバックするとともに、授業改善関係委員会において検証した。
- ③ 評価結果に基づく「学生と教員による授業方法改善のための懇談会」及び「全教員参加のFD」等を行った。
- ④ 各学部毎に、高い評価を得ている教員に対し、ベストティーチャーとして表彰し、公開授業を実施した。
- ⑤ 評価の低い科目については、改善の計画を促し、次回の授業評価の際に、改善過程を検証した。

（実施科目数 1,182科目、アンケート実施枚数 30,478枚）

(3) 全学的なベストティーチャー表彰制度の導入

18年度に全学的なベストティーチャー表彰制度を導入し、授業評価結果等に基づき選考された、被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行うこととした。

2. 教員評価

- (1) 「教員評価システム検討WG」において、17年度に策定した「評価指針」等に基づき、全部局の教員を対象に教員評価（試行）を実施した。
[対象者 673名、自己点検書提出者 667名、提出率 99.1%]
- (2) 試行結果の一部を大学評価ホームページを通じて公開した。
- (3) 試行評価における問題点を「教員評価システム検討ワーキンググループ」並びに各部局の関連委員会で綿密に検討し、19年度の本評価実施に向けて問題点の解消を図るとともに、本評価基準等の調整を行った。
- (4) 全教員の研究業績を登載した研究者情報データベースを基にして、「大学情報データベース」を構築し、これを教員評価に活用することとした。
- (5) 評価結果を給与制度、研究費の配分等に反映させることについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。

3. 事務職員人事評価

- (1) 「事務系職員評価システム検討WG」において、18年度に策定した「第1次試行基準」等に基づき、管理職以上の事務職員を対象に事務職員人事評価（第1次試行）を実施した。
- (2) 19年度の第2次試行評価の実施に向けて、第1次試行評価時の問題点の解消並びに第2次試行基準等の策定を開始した。
- (3) 評価結果を給与制度等に反映させることについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。

情報公開の促進が図られているか。

16年度に組織的かつ機動的な全学的広報体制を確立するために設置した「広報戦略室」を中心に、広報誌、ホームページ等による積極的な情報発信を行った。

1. 広報誌

- (1) 16年度から引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU' DAY(グッディ)」を年2回発刊した。
- (2) 日経BPムック「変革する大学シリーズ」群馬大学2007-2008版を出版し、本学の教育・研究・社会貢献活動の全貌を学外に紹介した。
- (3) 中学生以上の読者を対象にした研究紹介並びに地域社会への情報発信を目的に、上毛新聞に毎週定期的に連載された研究室での研究とその成果を再編集し、「群馬大学研究室から 新時代への視点」として発刊した。
- (4) 教員が発表した研究シーズや群馬経済新聞社に毎週定期的に掲載されているシーズを再編集し、研究要約と図表を盛り込んだ分かり易いシーズ集として冊子化を行い、地域企業等に積極的なPRを実施した。

2. ホームページ

(1) 各学部

各学部における教育研究活動に関する情報、高等学校進路指導担当教諭との懇談会、学部説明会の案内及びアドミッションポリシー等の入試情報等の情報を積極的に発信した。

(2) 総合情報メディアセンター

機関リポジトリ（研究成果等を網羅的に収集・蓄積し社会に提供するシステム）、大学情報データベース、図書館資料検索・Webサービス等の情報を積極的に発信した。

(3) その他

各部局等において、地域連携、产学連携、研究・知的財産戦略、就職情報（学生・企業）、附属病院及び留学生などの情報を積極的かつ適正に発信している。

また、上記の他、19年度より、次の目的により、「**大学評価のホームページ**」を開設することとした。

- (1) 授業評価、教職員評価（試行）の結果など、これまでの本学の評価に対する取組みを隨時公開し、社会への説明責任を果たすこと。
- (2) これまで、本学ホームページにトピックス的に掲載していた大学評価の情報を、本ホームページに一括して掲載することにより、評価に関する学内外の動向や過去のデータ、各種評価の関連性などが系統的に把握でき、教職員に対し大学評価の意識をより高めることができること。
- (3) 国立大学法人評価委員会による年度計画の評価結果を公開し、学内の周知徹底を図り、具体的指摘事項への早期対応や、次年度の計画策定に活用するなど、今後の本学の運営に活用すること。
- (4) これから受審する中期目標期間中の業務実績評価及び認証評価（21年度）に関する情報を公開し、それらの活用により評価活動を効率的に実施すること。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要事項

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	施設設備は、学内諸計画の実現に重要な基盤である。そのために、施設設備の整備・活用を検討する委員会の下に、その利用状況等を点検し、共用研究スペースの設置、教育研究スペース及び機能の適正化、地域連携活動スペースの確保等、施設の整備・活用に関する長期的構想を策定することにより、効率的かつ計画的な施設設備の管理を行う。情報処理に関しては、キャンパス間ネットワークの強化構築を行う。施設の点検・保守・修繕等を効果的に実施し、施設を長期にわたり活用するとともに、施設の安全性・信頼性を確保し、教育研究活動の支障となる施設の不備を改善する。		
------	--	--	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	役 目
【243】 (1) 施設等の整備に関する具体的方策	【243】 (1) 施設等の整備に関する具体的方策	III	18年度は、次の取組みを行った。 1. 教養教育GA棟を改修し、講義室・実験室の整備充実を図ったとともに、学生の学習スペースを整備した。 2. 教育学部C棟講義室の空調整備の充実を図り、学生の講義時間外での主体的な学習を行える環境作りを推進した。 3. マルチメディア研究室を設置して、パソコンやビデオ編集装置などの情報機器を配備し、学生の自主的活動に基づいた各種メディア作品の制作等のスペースの充実を図った。 4. 17年度に整備したチュートリアル室（18室）をチュートリアル教育の他、学生の時間外のグループ学習に積極的に使用している。 5. 18年3月に完成した石井ホール内に2つの学習室と学生と教員のコミュニケーションの場として大規模ラウンジを配置し、18年度から運用を開始した。	
【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。	【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。	III	「群馬大学施設整備戦略」に基づき、施設・環境推進室桐生地区分室会議において、学内人材育成及び将来のCOE形成を目的とした若手研究グループへの研究活動支援のため、工学部6号館の改修計画の中で、6フロアのうち、3フロアを若手教員用の研究スペースとして整備を行うこととした。	
【245】 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。	【245】 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。 ○ 施設・環境推進室における実態調査を踏まえ、改修整備計画に基づき、整備を進める。	III	1. 「群馬大学施設整備戦略」に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする施設の再生整備を推進することとした。（18年度実績 教養教育GA棟（44年整備）） 2. その他の改修整備については、當繪費による整備方針、教育研究環境重点整備費による整備方針に基づき行った。 (1) 附属小学校・養護学校・幼稚園 各所修繕 (2) 総合情報メディアセンター工学部分館の空調修繕 (3) 教育学部C棟改修 (4) その他老朽化修繕	
【246】 4) 高度先進医療を実践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応するため臨床研修センターの整備を行う。また、重粒子線治療施設設備の整備の推進に努め	【246】 4) 高度先進医療を実践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応するため臨床研修センターの整備を行う。また、小型重粒子線治療等施設を3カ年計画で設置	III	1. 中央診療棟：18年8月建物竣工 2. 臨床研修センター：跡地改修計画で整備予定 3. 重粒子線照射施設：18年7月 基本設計完了 19年2月 建物工事着工	

る。	する。		
【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。	【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。	III	国際交流・学生支援のための施設の点検・評価を行い、桐生地区の体育館壁面補修及び国際交流会館の一部設備の補修を行った。
【248】 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。	【248】 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。 ○ 施設・環境推進室において現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。	III	設備実態調査に基づき、附属病院の冷凍機、空調機、ポンプ等の更新を行った。昭和地区においては、老朽化した特高変電設備、中央監視設備、高圧受変電設備等の基幹電気設備の更新工事を行った。
【249】 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。	【249】 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。 ○ キャンパスの環境の点検・評価を行い、整備目標を設定し、計画的に整備を行う。	III	1. 点検・調査に基づき、荒牧地区の緑豊かなキャンパスを生かしつつ、利用者が快適に過ごせる空間づくりを目指し、中央モール整備とキャンパスセラピーコース（仮称）整備を含む「荒牧キャンパスの環境整備計画」を策定した。18年度においては、教養教育GA棟と総合情報メディアセンター間の中央モール整備及び敷地南西部分のキャンパスセラピーコース（仮称）の遊歩道を整備した。 2. 19年1月20日に、ISO14001の認証を取得した。
【250】 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。	【250】 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式等、新たな整備手法に見合う条件整理に基づき適用可能なものを検討する。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設の活用について検討を行う。	III	1. 教職員の労働環境の向上を図るため、自己財源と（財）21世紀職業財団の助成により保育所を整備した。 2. 工学研究科及び工学部の改組・再編により、太田市に生産システム専攻及び同学科を新設することになり、施設整備については、太田市が実施する「ものづくり教育研究施設」整備事業に基づき整備される施設を借用することとした。
(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 平成17年度を目途に全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。	(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムに基づき、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。	III	「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」、「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、共有研究スペースの設定と利用者の選定を7棟で実施し、枠組みを越えた研究活動に対して優先的な配分を行った。
【252】 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。	【252】 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。 ○ 施設管理実施方針に基づき、適正な維持管理を行う。	III	「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、定期的な点検を実施し、營繕・修繕計画により計画的に実施している。
【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、平成16年度から教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理し、その運用方法等を検討する。	【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。	III	1. 年度計画【251】の「計画の進捗状況」参照。 2. 18年度に「群馬大学施設の有効活用に関する内規」を一部改正し、共同利用型の共用研究スペースを確保することとし、教養教育GA棟の改修において、棟全体を共同利用スペースとして位置付け、施設の有効活用の促進を図った。

<p>【254】</p> <p>4) 平成16年度から既設設備の老朽化状況等の調査を定期的に実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。</p>	<p>【254】</p> <p>4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。</p>	III	<p>1. 「既存設備の老朽化した施設等の改善計画」に基づき、營繕費・教育研究環境重点整備費により老朽施設の改修を実施した。 2. 本学の学術研究推進戦略を踏まえ、「設備等整備に関する計画」を策定するとともに、物品リユース情報等提供システムを構築した。 3. 現有物品の調査を行い、リスト化し、老朽度等を把握した。さらに、教育研究環境重点整備費（設備）の確保はもとより、目的積立金の活用など、財源の工夫を推進している。 4. 「学長と学生との懇談会」での学生の視点から捉えた構内設備等への要望に対応するため、教育研究環境重点経費の増額を図った。</p>
<p>【255】</p> <p>5) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう措置する。</p>	<p>【255】</p> <p>5) 建物の維持管理・運営は、「国立大学法人群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、公正かつ効率的運用を推進する。</p>	III	<p>施設使用料を負担する「スペース課金制度」や共同利用型の共用研究スペースを確保するための内規の改正、及び教養教育GA棟に共同利用スペースを確保すること等を検討し、施設の有効活用を推進している。</p>
<p>【256】</p> <p>6) 建物の増改築等に際しては、バリアフリーシステムに配慮する。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。</p>	<p>【256】</p> <p>6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザイン整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。 ○ 施設・環境推進室において現状調査を行い、計画的に更新・改修等を行う。</p>	III	<p>1. 「ユニバーサルデザイン整備方針」に基づき、教養教育GA棟改修工事にて、スロープ、身障者用トイレ等を整備した。 2. 教育研究環境重点整備費により、荒牧団地中央モールに点字ブロック、附属学校にスロープの設置及び附属病院南病棟便所の段差解消を行った。</p>
ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	学内外における安全管理、危機管理の普及・促進を図るために、教職員並びに学生に対する安全教育を充実する。事故災害や環境汚染の未然防止、毒物・薬物あるいは特定化学物質等の安全な保管や取り扱い、情報化社会における安全意識の高揚などを図るために、環境保全・安全管理体制を強化し、もって教育研究に資する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【257】 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全委員会（仮称）を設置し、各施設の定期並びに臨時の安全点検を実施する。	(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【257】 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心に、各施設の安全点検を実施する。	III	防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。	
【258】 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、平成16年度から高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。	【258】 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。	III	1. 18年9月1日に実施された首都直下型地震応急対策活動要領に基づく「18年度広域医療搬送実働訓練」（内閣府主催、防衛庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、国立病院機構、日本赤十字社、東京都、埼玉県）に、本院のDMAT（機動力のあるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム）が参加した。 2. 18年度も引き続き、群馬県主催の「総合防災訓練」に参加し、救急救命体制の整備及び対策を講じた。 3. 陸上自衛隊第12旅団と広域災害等に備えた「人命救助活動を中心とした後方支援」及び「広域災害等に対する相互連携」に係る検討を行い、連携を図った。 4. 18年度も引き続き、病院屋上ヘリポートを活用した緊急患者のヘリコプター搬送を実施した。（搬送患者数12名）	
【259】 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウィルス等に対応可能な体制を確立する。	(平成19年度計画事項)		1. 18年11月13日に、感染制御部、感染対策委員会、医療安全管理室、看護部によって、病院感染対策講演会を開催し、医師・看護師等316名が出席して感染対策について研修した。 2. 17年度に引き続き、抗菌薬の適正使用の推進、病院内の感染対策に関する定期巡回、院内感染のアウトブレイクに対する対応、職員並びに学生に対する感染対策の指導と教育、地域の医療従事者や住民に対する講演などを通じて感染症に関する情報の発信を行った。	
【260】 4) 平成16年度から防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。	【260】 3) 防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。	III	防災マニュアルに基づき、学生及び教職員を対象として、防災訓練を実施し、防災に関する指導、注意喚起を行った。	
【261】 5) 平成16年度から県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。	【261】 4) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。	III	群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を実施した。	

【262】 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。	【262】 5) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。	III	1. 国立大学法人群馬大学危機管理対応方針に基づく「薬品管理における危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制の整備を行い、安全対策を図っている。 2. 「群馬大学内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて、全学の化学薬品の管理について実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行い、安全管理に対する注意喚起を行った。
【263】 7) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。	【263】 6) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。	III	1. 核燃料物質等について、施設・設備などの放射線量及び表面汚染密度の測定等の定期点検調査を実施した。 2. 放射線業務従事者心得に基づき、放射線業務従事者に対する定期的な教育訓練の実施及び講習会（年2回）への受講並びに関係法令に基づく健康診断を実施した。
【264】 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。また、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を定め、定期的な防災安全を図る。	【264】 7) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い防災安全を図る。	III	1. 国立大学法人群馬大学危機管理対応方針に基づく「薬品管理における危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制の整備を行い、安全対策を図っている。 2. 「群馬大学内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて、全学の毒物及び劇物の管理について実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行い、安全管理に対する注意喚起を行った。
【265】 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。	【265】 8) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。	III	1. 昭和45年以前の建物の耐震診断は、実施済みである。その他の建物については、21年度までの年次計画に沿って進めていたが、18年度に全ての建物について終了した。 2. 耐震補強については、計画的に実施している。
【266】 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。	【266】 9) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。	III	夜間・休日の建物は施錠し、カードリーダーによる入退室管理を行っている。また、不正な出入り防止のための監視カメラを設置（24時間体制）や、警備員による巡回警備を実施し、盗難、事故防止等の安全対策を講じている。
(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 平成16年度に実験・実習中の事故に対する労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止マニュアルを作成し、その活用により、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。	(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 実験・実習中の事故に対する労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。	III	学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳及び針刺し事故等の対応マニュアル等を配付し、全体ガイドンス及び実習を通して、安全・事故防止教育を徹底した。 また、安全衛生講習会を定期的に実施した。
【268】 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断の実施、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等の実施）を徹底する。	【268】 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等）を実施する。	III	1. 18年4月1日に保健管理センターを改組して、「健康支援総合センター」を設置し、充実・強化を図った。 2. 医学部1年生に抗体価測定及びワクチン接種（B型肝炎）を実施した。 3. 実習時の感染防止対策に関する個別相談への対応は、センターで一括して行う体制を整備した。
【269】 3) 平成16年度から情報化推進委員会を中心として、情報化社会における	【269】 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進委員会を中心として、情報	III	総合情報メディアセンターにおいて、「国立大学法人向け情報セキュリティポリシー」に基づく本学情報セキュリティポリシー改正の検討を

る情報管理と情報安全に対する対策を検討する。	化社会における情報管理と情報安全に対する対策を検討する。		行うなど、情報化社会における情報管理と情報安全に係る対策を行った。
【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況に関する定期的な評価を実施する。	【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。	III	1. 荒牧団地内の施設を点検評価し、教育学部にe自警ネット（本学開発防犯カメラシステム）を整備し、施設の防犯機能を高めた。 2. 附属小学校の防犯マニュアルに基づき施設を点検し、フェンスの改修等を実施した。 3. 各事業場の安全衛生委員会を中心に安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価しており、問題点が発生した際の改善並びに対策をとるシステムを整備した。
(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 平成16年度から省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。	(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。	III	1. 17年度より学内ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量を掲載し、省エネルギーの推進を図っている。 2. 全学的に廃棄物の分別収集を行い、資源の再利用を実施している。 3. 18年度に、環境配慮促進法に基づく「環境報告書」を作成し、配付した。 4. 18年度よりCO ₂ の排出量についても定期的に公表することとした。
【272】 2) ISO14001の認証取得を目指す。	【272】 2) ISO14001の認証取得のため、具体的な作業を行う。	IV	17年度設置した施設環境推進室荒牧分室環境ISO推進専門部会を主体に作業を行った結果、19年1月20日に認証を取得した。
			ウェイト小計 ----- ウェイト総計

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

施設マネジメント等が適切に行われているか。

1. 「施設・環境推進室」並びに荒牧、昭和及び桐生の各地区分室において、教職員が一体となり、施設マネジメント及び環境マネジメントのための明確な方針を策定し、着実に実施した。
また、「学長と学生との懇談会」やアンケート等において、学生の要望を聴取し、施設の改善に反映させた。
2. 従前の「群馬大学の施設・設備の整備活用に関する第一期基本計画」の見直しを行い、新たに「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」を策定した。
この方針に沿って、整備の基本方針・内容、システム改革等に関し具体的な目標を設定し、施設の整備・運用を進めた。
3. 荒牧地区においては、「キャンパス環境整備計画」を策定し、遊歩道の整備等により、学生・教職員のみならず、地域住民にとっても開かれた豊かで潤いのあるキャンパス造りを推進している。
4. 「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、18年度に改修整備した教養教育GA棟において、棟全体を共同利用スペース（5,219m²）として位置付け、施設の有効活用の推進を図った。既に7棟において確保している共用研究スペース（6,676m²）については、定期的に実地調査を実施し、必要に応じて使用状況の改善を勧告している。
なお、競争的研究スペース（2,446m²）においては、「スペース課金制度」を導入した。
5. 文部科学省からの補助による整備以外の施設整備を推進するため、自己財源と(財)21世紀職業財団の助成により、昭和地区に「保育所」を整備した。
また、工学研究科・工学部の改組・再編により、19年度に太田市に新設する生産システム工学専攻及び同学科については、本学との連携により太田市が実施する「ものづくり教育研究施設」整備事業に基づいて整備される施設を借用することとなった。
6. 建物毎に実施した要修繕箇所調査に基づき、施設の改善計画を策定し、この計画に基づき、施設の維持管理、改善を実施している。
なお、施設の改善に当たっては、**学生の要望や身体障害者への配慮**を踏まえて優先順位を付けています。
7. 荒牧地区においては、「ISO14001」の認証を取得し、環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組んでいる。
「第一種エネルギー管理指定工場」である昭和地区、「第二種エネルギー管理指定工場」である桐生地区においては、新たに**エネルギー管理標準**を策定し運用を開始した。

また、四半期毎に学内のホームページに各地区毎のエネルギー使用量を掲載し、省エネの推進を図るとともに、**温室効果ガスの削減のためにCO₂の排出量についても定期的に公表**し、環境保全対策に積極的に取り組んでいる。
なお、17年度における本学の地球環境保全に関する取組みを「**環境報告書2006**」として公表した。

危機管理への対応策が適切にとられているか。**1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備****(1) 危機管理体制の整備（17年度）**

「**国立大学法人群馬大学危機管理規則**」に基づき、学長の下に「**危機管理室**」を設置するとともに、各部局にも「**危機管理室**」を設置し、危機事象に迅速に連携して対応できる体制を整備した。

(2) 危機管理マニュアルの策定（18年度）

「**国立大学法人群馬大学危機管理方針**」（18年12月27日制定）に基づき、次の事象毎に全学マニュアルを策定した。

- ① 地震、風雨水害等への対応マニュアル
- ② 知的財産危機管理対応マニュアル
- ③ 学生の安全に係る危機事象への対応マニュアル
- ④ 国内外での教職員の重大な犯罪被害への対応マニュアル
- ⑤ 国際交流・留学生に係る危機管理対応マニュアル
- ⑥ 教職員の不祥事への対応マニュアル
- ⑦ 教職員の事故への対応マニュアル
- ⑧ 不法侵入に対する対応マニュアル
- ⑨ 薬品管理における危機管理マニュアル
- ⑩ 情報ネットワーク・コンピュータシステム関連マニュアル
- ⑪ 大規模な施設設備の損傷への対応マニュアル
- ⑫ 感染症対応マニュアル（附属小学校、中学校、幼稚園）
- ⑬ 食中毒対応マニュアル（附属小学校、中学校、幼稚園）
- ⑭ 附属養護学校危機管理対応マニュアル

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

「**群馬大学科学者行動規範**」を策定するとともに、「**群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程**」を整備し、研究者の研究活動（研究成果の発表の過程を含む。）における「**捏造**」（存在しないデータ、研究成果等を作成すること）、「**改ざん**」（研究資料、研究機器又は研究過程を変更す

る操作を行い、データ研究成果等を真性でないものに加工すること)、「**盗用**」(他者のアイディア、研究手法、データ、研究成果、論文等を、当該他者の了解又は適切な表示をすることなく流用すること)及び「**研究資金の不正使用**」(法令及び本学が定める会計規則等に違反し、研究資金を使用目的以外のものに支出し、又は取引等の実態がないにもかかわらず不正に支出すること等)などの不正行為を行った場合における措置等を規定した。

また、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、「**群馬大学研究行動規範委員会**」を19年4月1日に設置することとした。

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルの策定並びに危機管理への全学的・総合的な体制の確立

17年度の国立大学法人評価委員会による評価での「災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な体制の確立が期待される。」との指摘を踏まえ、前述の「**危機管理への対応策が適切にとられているか。**」のとおり対応した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	(i) 学士課程 豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国语によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。
	(ii) 大学院課程 高い倫理観、豊かな学識及び学際的研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献できる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を展開するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (i) 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。</p>	<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (i) 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。</p>	<p>1. 大学教育センターにおいて、3部会を設置し、学部専門教育のうち全学に共通する部分と教養教育を合せた共通教育を取り組む教育体制を確立した。 2. 18年度の共通教育として取り組むべき課題を18～19年度「教育改善推進テーマ」として、6テーマを選び、その課題の明示と具体的改善策を検討した。 3. 15年度より継続的に実施している「地域貢献活動学生協力者養成講座」（一橋大学との合同研修）を「地域貢献ボランティア入門」、「地域貢献ボランティア中級」の授業として位置付け、前者は実践力、後者は企画・運営力を高める授業として内容面での構造化を図った。 4. 「多文化共生」という地域課題について、人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的に学習する科目を新規開講し、学生たちの多文化社会への関心を高め、学問的視野を広げた。 5. 18年度に荒牧キャンパスがISO14001の認証取得を受けたことに対応し、教養教育のうちで関連する8科目を環境教育科目とし、内容の充実を図り、教育面から学生の環境意識の向上を目指している。 また、毎年4月に実施のウォークラリーでは、ゴミ・空き缶拾いの実施で学生の環境への配慮の意識を育てるなどの工夫を行っている。</p>
<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEICなど）を利用する。</p>	<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。教育成果の検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEICなど）を利用する。</p>	<p>1. これまで以上に実践的な英語力向上を図るため、大学教育センター外国語教育部のスタッフに、専任教員4名（英語ネイティブスピーカー3名、日本人教員1名）を配置し、国際化に対応できる人材を養成した。 2. 学生の語学学習の支援を図るため、総合情報メディアセンターとの連携の下、外国語教育部が中核となり、e-ラーニングシステムを導入した。 3. 語学能力検定試験の受験者数については、TOEICが178名、ドイツ語技能検定試験が50名以上であった。</p>

<p>【3】</p> <p>3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。</p>	<p>【3】</p> <p>3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのためのITを使った諸技能(表計算、データベース、プレゼンテーション支援、ホームページ作成)を修得させる。さらに、インターネットを利用する際ににおけるマナーと危機管理の方法を学ばせる。</p>	<p>1. 総合情報メディアセンターの専任教員による、新入生対象の情報処理初心者講習会を開催した。(11回開催 延べ受講者数 337名) 2. 19年度から、実践的な情報処理教育の一層の充実を図るため、次のクラス別教育を実施することとした。 (1) 初級クラス 各種ソフトを利用したプレゼンテーションの基礎的実習 インターネットの利用及び情報倫理教育 (2) 中級クラス 各学部のそれぞれの必要性に応じたプログラミング技術の学習 3. 新入生全員に、具体的な実習が始まる前の情報倫理の講義を実施するなど、情報の安全確保に努める体制を整備した。</p>
<p>【4】</p> <p>4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。</p>	<p>【4】</p> <p>4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。</p>	<p>1. 少人数ゼミ方式による学修原論（教養教育科目）に、インターネット上の情報検索技術を学ぶとともに、学生の活字離れを防ぐため各種の文献を読み、それをレポートにまとめる授業を新設した。 2. 医学教育の基本となる教養教育の充実、とりわけ倫理観の涵養に根ざした教育に向けてカリキュラム内容の充実を図ると同時に、基礎的諸科学を修得させるカリキュラムの改編を推進している。 3. チューターの指導の下で総説、原著等、医学論文作成のトレーニングを行う医学論文作成チュートリアルを実施している。 4. 附属病院や老人保健施設で、少人数制のチーム医療実習を行い、医療におけるチームワーク的重要性、医療従事者が果たすべき役割を、体験を通じて学修する教育を推進している。</p>
<p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【5】</p> <p>1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探求できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。</p>	<p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【5】</p> <p>1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探求できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。</p>	<p>1. 学部での学修と学校現場（公立の小中学校53校）での体験が相互連関的に展開する往還型新カリキュラムを実施している。 2. 多文化共生に係る教育実践やインターンシップを実施している。 3. 1年生のチーム医療実習の一環として、医学科と保健学科の1年生全員に対し、コミュニケーションのとり方、患者さんとの接し方、医療の仕組み、各職種の役割などをテーマにした共通講義をその専門分野の講師を招聘して開講している。 4. PBL等の講義・演習を積極的に導入し、広い視野に立った主体的な問題解決能力の涵養に努めている。また、他専攻の専門科目を当該専攻の選択科目として認定し専門領域にとらわれない柔軟な知識と技術の獲得を支援している。 5. 科学技術論を開講し、様々な分野の第一線で活躍している先輩の体験話を聞くことにより、技術者として必要な基礎学問を認識し、社会での要求である広い視野からの課題探求能力、柔軟な判断能力を育成している。</p>
<p>【6】</p> <p>2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。</p>	<p>【6】</p> <p>2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。</p>	<p>1. 4年次の教職インターンシップを単位化し、また、多文化共生の視点で地域・家庭との関連から理解し実践する「多文化共生インターンシップ」についても単位化し、実践的指導力と専門的知識を確実に身に付けさせる教育を実施している。 2. 高等学校等に配付する学部案内を作成させ、社会情報学の学修を実践させる機会を与えていた。また、ゼミにおいては、実地視察や現地調査、施設見学等を実施し、社会的活動の基礎を理解させる体制を整備している。</p>

		<p>3. 医学・バイオ特許講座を開設し、知的財産、医学分野の特許についての基本的知識を学習させ、特許情報の検索実習により知的財産の取扱法及び社会への還元法について学習させている。</p> <p>4. 分野別講義の中に、「篤志による献体の意義」、「寄生虫・感染症対策における国際貢献」、「法医学の社会貢献」など社会貢献について学習する場を設けている。</p> <p>5. OSCEや「医療の質と安全」において、患者や家族等への接し方など講義や実習では学べないことを感得させている。</p> <p>6. 国際保健医療研修、国際・地域ボランティア研修を単位化して社会活動の基礎となる技能と知識を養えるように支援している。</p> <p>7. 技術者原論を開講し、専門分野における活動、社会貢献の基礎となる技術者倫理、工学倫理、先端技術、環境保護等の技術者教育を行うことにより、技術者としての基礎技能、基礎能力を育成している。</p>
【7】 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。	【7】 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。	学部学生に対し、大学院授業の一時公開、連携授業の実施、シンポジウム、修士論文発表会への参加及びガイダンスを実施し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起している。
卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【8】 専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。	卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【8】 専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターンシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。キャリア・デザイン科目を低学年から実施する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。	1. 教養教育の総合科目に、新たに「働くことと学ぶこと」を開設した。また、教育方法企画部会が、キャリア教育の趣旨に沿う16科目をキャリアデザイン科目に指定し、キャリア教育体制の充実を図った。 2. 低学年から職業意識を高めるため、各種の就職ガイダンス、就職関係セミナー、企業説明会等を開催している。 3. 教員就職率(60%)と本学卒業(予定)者の群馬県教員採用者における占有率(義務教育学校教員の50%)を目標として設定した。 4. 多文化地域で「共生マインド」をもって活躍できる人材を育成するため、「多文化共生インターンシップ」を実施した。その他専門分野毎に、専門職業人としての意識を図るためのインターンシップを実施している。 5. 附属病院における早期体験実習や老人保健施設におけるチームワーク実習を通して、地域医療を身をもって体験し、医療に対する社会ニーズとその中における医師の役割を理解させる教育を推進している。 6. 臨床実習におけるクリニカルクラークシップを徹底し、18年度から新医師臨床研修に繋がるシステムとする新カリキュラムを開始した。
教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【9】 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。	教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【9】 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室及び各学部で組織的に検証し、改善策を立案する。	年度計画【236】の「計画の進捗状況」参照。
【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果	【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果	学修原論専門委員会を中心に、課題探究型少人数ゼミ形式の「学修原論」の特性を生かした学生との対話をを行い、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの

のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。	のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。	作成、発表などの過程における教育成果の検証を行った。
【11】 3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。	【11】 3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。	外国语能力の向上を図るため、TOEIC対応の授業開講やガイダンスを実施するなど、国際的な検定制度の利用を促進し、教育成果の検証を行った。検証の結果、19年度から学力差に応じた習熟度別クラス編成を工学部において実施することとした。受験者数については、年度計画【2】の「計画の進捗状況 3.」参照
(ii) 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 【12】 課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。	(ii) 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 【12】 修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。 博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。	1. 教育学研究科 18年度に教職インターンシップを単位化し、学校現場や教育関連機関における体験を通じて実践的指導力の向上を図った。 2. 社会情報学研究科 カリキュラムに、行政管理分析や経営管理分析科目群等の6科目群を組み込み、実践的教育に努めている。また、研究計画の策定から修士論文作成まで個別にきめ細かく指導し、かつ、中間発表会の回数を増やすなど、質の高い論文作成能力の向上を図っている。 3. 医学系研究科医科学専攻 研究成果考察セミナー（共通科目）において、ディスカッションを通じて現象を科学的にとらえ考察する能力を育成している。 毎年度大学院共同研究成果報告会を開催し、全講座の教員と大学院生が一堂に会し、共同研究の現状報告と研究発表を行い、相互評価により優れた活動を顕彰（インセンティブ付与）し、また、大学院生の国際意識を高めるため、優秀な大学院生の海外における発表経費を助成した。 4. 医学系研究科保健学専攻 個別指導により、研究目標・方法を明確にした研究計画書を作成させ、国内外の文献詳読、十分な研究とデータに基づく考察を重ねさせ、また、専門学会や研究会への入会と研究発表を体験させることにより専門知識・技術を体得させていく。 5. 工学研究科 ゼミ等における少人数制の教育実践を通して、さらに、主査・副査制による複数教員指導体制により、より広い視野を身につけさせる教育を行っている。 学会等での研究発表を推奨し、論理的に議論を展開できる能力を養成している。さらに、博士後期課程では、専門学術誌での成果公表を義務づけ、新しい知の創造に貢献できる能力を養成している。
修了後の進路等に関する具体的目標の設定 【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業	修了後の進路等に関する具体的目標の設定 【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業	1. 「情報関係特論」や「専門外国語」に加え、MOTプログラムの一環として「産業分析スキル」及び「ビジネスプラン策定スキル」の実践的な2科目を開講し、高度専門職業人に必要な情報技術、コミュニケーション能力及び実践的技能の向上を図った。 2. TAやRA制度を活用し、教育研究の現場を体験させるとともに、必要に応じて関

	<p>・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。</p>	<p>・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。</p> <p>係諸機関との共同の下に短期研修や実地訓練を受けさせ、一定の基準により単位認定も行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 高度な臨床能力を持つ医師、先端的生命科学・医学研究を推進する教育・研究者、社会医学分野の指導者・行政官等を必要としている機関のリストを作成・公開し、また、日本学術振興会特別研究員、研究機関のポストドクター等として研究を継続できるよう個別指導を行っている。 4. 博士後期課程の学生（13名）を学外の研究機関・企業に派遣し、研究者としての視野を広げる特別実習を実施している。 派遣型人材育成プログラム（長期インターンシップ）を大学院教育で実施し、高度専門職業人としての人材育成を進めている。
<p>【14】 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上の公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。</p>	<p>【14】 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上の公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各研究科修士・博士課程において、学会・研究会等への参加はもとより、専門学術雑誌及び学内紀要等も含めて、あらゆる機会での研究発表を奨励している。 2. 学会・研究会等の若手奨励賞や各種研究助成金の受賞状況を定期的に調査し、教育効果の検証を行っている。 3. 修了者の中から、特に顕著な研究成果を上げた学生に対しては学術優秀賞を授与し、顕彰している。

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
 (2) 教育内容等に関する目標

中期目標	<p>(i) 学士課程</p> <p>明確な勉学意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学者選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。</p> <p>教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。</p> <p>教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。</p> <p>成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。</p> <p>(ii) 大学院課程</p> <p>アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学修歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。</p> <p>教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。</p> <p>教育方法は、体系性をもった多様な学科の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。</p> <p>成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。</p>

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(i) 学士課程</p> <p>アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(i) 学士課程</p> <p>アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。 ○ 各種イベントの参加、高校訪問、外部広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。</p>	<p>1. 全学合同の大学説明会（18年8月3、4日）を開催し、県内外から2,000名近くの参加希望者を得た。また、県内外の高校の進路指導教諭を招いて説明・見学会（18年10月2日）を開催し、41校（41名）の参加が得られた。 これらの場において、入試広報誌等を用いて大学の特徴及び学生受入方針（アドミッション・ポリシー）を積極的にアピールした。</p> <p>2. 受験案内や入試情報は冊子と大学ホームページで同時に発表し、併せて大学入試センターの運営するハートシステム等の電子媒体にも入試情報を掲載した。 また、関東甲信越地区を重点的に、学外の各種団体が主催する進学相談会等に延112回参加し、1,845名の受験生、保護者等に入試広報を行った。</p> <p>3. 大学全体のイベントとは別個に、各学部毎にオープンキャンパス（説明会、体験入学、模擬授業、在学生との懇談等）、高校訪問（出前授業、進路指導教諭との懇談等）、高大連携授業など様々な活動を積極的に行なった。</p>
<p>【16】 2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>【16】 2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>入学者選抜方法研究委員会で蓄積した情報を学生受入センターで取りまとめ、入学者等の追跡調査を行い、実態を把握した。19年度においては、その結果に基づき検討し、選抜方法の改善を図ることとした。</p>
<p>【17】 3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受</p>	<p>【17】 3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受</p>	<p>1. 社会人、私費留学生、帰国生の特別選抜を引き続き実施し、ほぼ従前どおりの成果であった。なお、19年度に学科改組する工学部（夜間主）の社会人志願者は、約3倍に増加した。</p>

け入れる。	く受け入れる。	2. 私費留学生については、留学フェア（東京・大阪）、海外留学フェア（台湾・韓国）に参加し、大学の紹介と留学勧誘を行うなど積極的な活動を行った。 国費留学生については大使館推薦、大学推薦とともに積極的な受け入れを行った。
【18】 4) アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。	【18】 4) アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、学生受入センター（仮称）を設置する。	1. 学生受入センターを設置し、その下に2つの部会（広報部会、入試部会）を設け、運営委員会（18年11月開催）において、今後の活動方針を決定した。 2. 受験生の信用失墜を防ぐため、入試ミス防止対策として入学試験委員会の下に入試ミス防止検討小委員会を設置し、ガイドライン制定に着手した。
【19】 教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。	【19-1】 教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。	1. 学長、役員等による連続講義を総合科目として実施し、学生による授業評価で好評を得たが、引き続き実施方法と授業内容のより一層の改善充実に努めている。 2. ゼミ形式の授業である学修原論については、少人数クラス編成を徹底し、学生の主体的活動を重視する授業形態を推進した。 3. 学生の職業意識を向上させる観点から、総合科目として「働くことと学ぶこと」を18年度に新設した。そこでは、インターンシップや産業界等から非常勤講師を招くなどのトピックス的な内容を盛り込み、学生の学習意欲と就労意識を高めている。 4. 学生の学習意欲を高めるためにゲスト講師の制度を新設し、19年度から実施することとした。そこでは、研究業績等の従来の基準に捕らわれない柔軟な講師選択により産業界等から講師を招き、既存の科目の中の1~5回において実践的かつトピックス的な内容の講義が行われる。
【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。	【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、課題探求能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。	1. 各学部・専門分野で核となる共通の必修科目群を設定するとともに、できる限り選択科目の幅を広げ、学生の主体的な学習を支援している。 2. 演習・実習科目に、学生参加型の早期体験実習やチームワーク実習などを取り込んだ少人数による課題探求型の科目を設定し、問題解決能力の向上を図っている。 3. 卒業研究は、指導学生の数を制限するなどして個別指導体制を整え、きめ細かな指導に努めている。
授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。	【21】 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用する。	1. 教養教育では、学修原論において少人数クラス編成を徹底し、課題発見、分析、発表、レポート作成の各能力の育成を図っている。また、外国語教育においては、視聴覚教材を積極的に活用するとともに、グループ発表なども取り入れ、学生の主体的かつ積極的な授業参画を進めている。 2. ゼミや卒業研究においては、少人数教育体制を堅持し、パワーポイント、DVD、OHPなどの視聴覚教材を積極的に活用し、情報収集、課題分析、発表法、論文作成法などを学ばせている。また、専門英語教育を促進し、英語によるプレゼンテーション技術を修得させ、コミュニケーション能力を高めている。
【22】 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点	【22】 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を	18年度は、教養教育の支援及び実技・実験等の安全性に配慮するため、TA 28名（実人数）を配置した。

<p>的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を配置する。</p>	<p>重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を配置する。</p>	<p>(内訳) 情報処理入門（前・後期） 健康科学原論（前・後期） 自然実験（化学・物理）（後期） 物理学実験（前・後期）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報処理入門（前・後期）</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>健康科学原論（前・後期）</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>自然実験（化学・物理）（後期）</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>物理学実験（前・後期）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		17名	情報処理入門（前・後期）	4名	健康科学原論（前・後期）	3名	自然実験（化学・物理）（後期）	4名	物理学実験（前・後期）	
	17名											
情報処理入門（前・後期）	4名											
健康科学原論（前・後期）	3名											
自然実験（化学・物理）（後期）	4名											
物理学実験（前・後期）												
<p>【23】 3) 担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンスと学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。</p>	<p>【23】 3) 担任制、オフィスアワー、TA、履修ガイダンス等を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。</p>	<p>1. オフィスアワーについては、既に全教員が設定し、掲示板やHPのシラバスによって学生への周知を図ってきたが、さらに設定時間を拡大してきめ細かな修学支援を行えるように努めている。 2. 履修ガイダンスは、各学年や編入生・留学生等毎に行い、また、ゼミや実習開始時にも適宜実施し、履修支援体制を整えている。 3. 学生がゼミに所属して指導教員が決まるまでの間は、クラス担任制やチューター制により個別の履修相談に応じ、適切な指導を行える体制を整えている。 4. TAは、情報処理や実験実習など、その効果が上がる科目を中心に配置し、学生の支援に当たっている。</p>										
<p>【24】 4) 定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。</p>	<p>【24】 4) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。</p>	<p>1. 学生による授業評価の結果及びそれについての各学部教務委員会等と学生との話し合いで出された意見等を授業改善に役立てている。 2. 教員の意欲向上と教育の活性化を図るため、全学的なFDの取組としてベストティーチャー賞の制度を設けた。教養教育と各学部専門教育の優秀賞受賞者12名を選抜し、受賞者の中から最優秀賞候補者5名による公開授業を行い、最終的に最優秀賞受賞者を決めて表彰することとした。 3. 各学部毎に、定期的な公開授業の開催、ワークショップ等における授業方法の開発研究、学生評価による優秀教員へのインセンティブ付与などFDに積極的に取り組み、教育能力の向上を図っている。</p>										
<p>【25】 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。</p>	<p>【25】 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。</p>	<p>1. 研究生、科目等履修生及び聴講生に対しては、窓口となる教員及び担当事務係を決め、指導体制を明確にしている。研究生に対しては、受入教員が、研究計画の作成から同終了・報告書の作成に至るまでの過程で適宜指導・助言を与える体制を整えている。 2. 外国人研究生に対しては、留学生センターのチューター制度（本学日本人学生をチューターとして雇用）を活用し、支援体制を整えている。</p>										
	<p>【19-2】 6) 学長、役員等（学外の専門家も含む）による体系的な教養教育公開講義を実施する。また、単位化及び授業評価についても実施する。</p>	<p>18年度前期において、教養教育の総合科目として「群馬大学への誘い～本学のミッションを伝える」と題し、学長、役員、部局長等により、15回の連続講義を行った。最終の第15回のパネルディスカッションにおいて、学生との意見交換を行い、19年度に向けての本講義の検討材料とした。</p>										
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26】 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26-1】 1)-① シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。 【26-2】 ② 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。</p>	<p>非常勤講師を含む全教員がシラバスを入力し、授業概要、成績評価基準、成績評価方法を明示した。</p> <p>論述試験など模範解答が示しにくい科目以外は、模範解答、配点、成績基準などを公表している。また、試験終了後の問題解説、試験結果や成績評価の根拠を公開した上で授業評価を実施している。</p>										

<p>【27】</p> <p>2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。</p>	<p>【27】</p> <p>2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。</p>	<p>学修原論、総合科目など教養教育の中核となる科目では以前から従来型の成績評価ではなく、学習意欲、発表、文章表現力、実行力などを含む総合的な評価を行っている。同時に分野別科目等、既存の教養教育についても、総合評価を取り入れるよう教員への周知を図っている。</p>
<p>【28】</p> <p>3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA(Grade point average)を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。</p>	<p>【28】</p> <p>3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。</p>	<p>全学でGPAによる成績優秀者の学内表彰制度を実施した。従来の4段階評価に加え、特に成績が優秀な学生には、受講者の5%に限りS評価を与え、学生の勉学意欲を支援している。</p>
<p>(ii) 大学院課程アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p>	<p>(ii) 大学院課程アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p>	
<p>【29】</p> <p>1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。</p>	<p>【29】</p> <p>1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。</p>	<p>1. 学部の3年生以上を対象とした大学院説明会や学部段階の指導教員によるゼミ等において大学院教育の意義を説明し、関心を喚起している。説明会は、在学生のみならず他大学生や外国人留学生等にも対象を広げている。また、社会人に対しては休日に説明会を開催し、便宜を図っている。</p> <p>2. 各研究科において、研究科オープンウイークの開催、ホームページの公開、大学院案内冊子・募集要項のマスコミを含めた積極的な配布など様々な形で積極的な広報活動を行い、大学院進学の促進を図っている。</p>
<p>【30】</p> <p>2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。</p>	<p>【30】</p> <p>2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。</p>	<p>1. 大学ホームページから各研究科のホームページに容易にアクセスできるようにし、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容等細かな情報を提供している。</p> <p>2. 研究者情報データベース（19年度からは大学情報データベース）により教員の研究業績を公開している。</p> <p>3. 研究科説明会の開催、大学院案内冊子・募集要項のマスコミを含めた積極的な配布など様々な形で積極的な広報活動を行い、大学院志願者の増加を図っている。特に社会人に対しては、企業懇談会における研究科案内や地域の大手企業訪問により入学の勧誘を行っている。</p>
<p>【31】</p> <p>3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。</p>	<p>【31】</p> <p>3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生の受け入れ体制の充実を図る。</p>	<p>1. 社会人特別選抜を実施し、実務経験や仕事上の業績を合格判定資料として取り扱っている。</p> <p>2. 留学生に対しては、必要に応じて入試要項や入試問題を英訳し、日本語学力に配慮した受入体制をとっているとともに、留学生センターでは各キャンパスで留学生の能力に応じた日本語教育を実施している。</p>
<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>	
<p>【32】</p> <p>1) 大学院課程で共通に必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを編成する。また、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。</p>	<p>【32】</p> <p>1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムについて検討を行う。</p>	<p>1. 中教審の答申を踏まえ、より実践的指導力を備えた高度専門職業人としての教員養成を行うため、教育学研究科を大幅に改組することとし、18年度に障害児教育専攻を設置し、20年度に学校教育専攻及び教科教育専攻を改組することとした。</p> <p>2. 18年度に医学系研究科保健学専攻博士前期課程のカリキュラムを大幅に改訂し、19年度から専門看護師養成課程を設置することとした。</p> <p>3. 工学部・工学研究科の改組を検討し、学部のカリキュラム改革と合わせ、連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを作成し、19年度から実施することとした。</p>

<p>【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。</p>	<p>【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。</p>	<p>大学院における一部の授業が、教員による一方的な講義ではなく、学生主体の演習や実習、あるいは課題について企画・立案・調査したことの発表・討議を行う少人数の学生参加型授業方式を取り入れている。</p>
<p>【34】 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。</p>	<p>【34】 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。</p>	<p>1. 企業等での実習を対象としたインターンシップは既に単位化し、成果を上げている。また、海外や地域での活動も一定条件の下に学外特別研修として単位を認定している。 2. 社会人学生に対する研究指導では電子メールを活用している。また、複数大学との連携協定に係る事業においてインターネットなどによる遠隔地からの研究指導制度の検討を進めている。</p>
<p>【35】 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を整備充実する。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。</p>	<p>【35-1】 4)-① 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラムを整備する。</p> <p>【35-2】 ② 社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。</p>	<p>留学生に対して、各キャンパスにおいて各留学生の能力に応じた日本語教育を実施した。交換留学生と予備教育生との合同授業や非常勤講師等により、充実した授業を展開した。</p> <p>1. 各研究科とも、夜間開講、土日及び夏季休業期間中の集中講義を実施し、就業に支障がないようなカリキュラム編成を行っている。 2. 社会情報学研究科では、高崎駅前にサテライト教室を、また、工学研究科は、19年度から太田市に昼夜間開講のキャンパスを設置し、社会人が履修しやすい環境を整備している。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【36】 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【36】 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。</p>	<p>1. 年度当初に全体ガイダンスとともに専攻別のガイダンスも実施し、充実を図っている。 2. 学生相談室を設置して個別の修学指導ができる体制を整備しており、また、メール、電話及び学生相談用ポストでも応対できるようにしている。</p>
<p>【37】 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。</p>	<p>【37】 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。</p>	<p>1. 学生による授業評価で高く評価された授業等を選定して公開授業を行い、教員間で授業方法の改善等について意見交換を行っている。 2. 全学的なFDの取組として導入したベストティーチャー賞の選考過程で行われる最優秀賞候補者5名の公開授業に、教員の参加を促し、授業改善の意欲を触発することとした。</p>
<p>【38】 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。</p>	<p>【38】 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。 ○ 海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを充実する。</p>	<p>1. ニカラグアの大学と協定を締結し、交流事業の一環としてJICA-NETを利用した臨床微生物学情報管理に係わる技術講習会を実施した。 2. 「魅力ある大学院教育イニシアティブ」(大学院GP) の重点プロジェクトの一つである「国際化向上プログラム」において、国際共同研究を推進し、国際社会に目を向けた若手研究者の育成を行っている。複数の海外協定校と共同ワークショップを開催し、教員とともに大学院生を海外派遣した。</p>
<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。各研究科と留学生センターが連携し、留学生</p>	<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。社会人入学者に対する夜間開講、夏</p>	<p>1. 科目等履修生のニーズに応え、交通機関利便の地で経営管理科目や観光関連科目を開設し、学外サテライト授業を行っている。 2. 社会人入学者に対しては、夜間、土・日曜日及び夏季休業期間中の開講を実施している。</p>

	チューイー制度を充実する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。	季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。	3. 学生や企業等からの意見を基に改善に努め、今後はe-ラーニングによる講義も検討していく予定である。
【4.0】	5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。	【4.0】 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。	1. COE等外部資金などを有効に使い、ポストドクター及びRAのポストを用意し、若手研究者及び大学院生の活動支援を行っている。(RA 17年度33名→18年度39名) 2. GP等外部資金の活用によりTAの増加を図った。(TA 17年度301名→18年度450名)
【4.1】	適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。	適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【4.1】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。	1. 成績評価は、各研究科・専門分野に相応しい方法で多面的に評価している。 2. 大学院設置基準の改正により、シラバスにおける評価基準の明示と厳正な評価の実施を義務付けた。社会情報学研究科及び工学研究科博士前期課程では、18年度からシラバスに成績評価基準を明示し、ホームページに掲載した。
【4.2】	2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。	【4.2】 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。	1. 各研究科において成績優秀な学生の顕彰を行っている。 2. 学則及び各研究科の規定に基づき、成績優秀な学生の早期修了制度を積極的に活用している。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標
(3) 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	<p>教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。</p> <p>教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。</p> <p>教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。</p>

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【4 3】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【4 3】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>1. 教員の採用は、原則として公募制により選抜している。 2. 公募に際しては、選考基準を公表している。 なお、本学ホームページに教員選考基準に関する規則を掲載している。</p>
<p>【4 4】 2) 新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。</p>	<p>【4 4】 2) 新たに採用する教員に対しては、任期制の導入を検討する。</p>	<p>年度計画【200】の「計画の進捗状況」参照。</p>
<p>【4 5】 3) 教員の教育研究業績データベースを整備する。平成18年度～19年度を自途に教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。</p>	<p>【4 5】 3) 教員の教育研究業績データベースを充実させる。教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させることについて検討を行う。</p>	<p>1. 教員評価については、年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」のとおりである。 2. 評価結果を人事配置などに反映させることについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。</p>
<p>【4 6】 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。</p>	<p>【4 6】 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムについて検討する。</p>	<p>教員について、「欠員教員の後任補充等に係る基本方針」により、役員会で後任補充の審議を行い、適切な人事配置を実施している。欠員補充の承認後、各部局において公募により、教員を採用している。</p>
<p>【4 7】 5) 全学共通の教養教育に関して、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。</p>	<p>【4 7】 5) 全学共通の教養教育に関して、企画・実施・運営組織を置き、改革を推進する。</p>	<p>教養教育に留まらず、学部専門教育の中で学部横断的に共通する教育内容を共通教育とし、大学教育センター内に、共通教育企画、外国語教育、教育方法企画の3部会を置き、共通教育に関わる各種課題を審議処理する体制を整備し、改革を推進した。</p>
<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p>	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p>	

<p>【48】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。 	<p>【48】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。 	<p>施設・環境推進室における講義室等の点検・評価並びに「学長と学生との懇談会」による学生からの要望を踏まえ、学長裁量経費等により老朽化した建物や講義室の改修、空調設備の整備並びに教育機器類の更新を実施した。 講義室については、建物の改修時に学生研究室や中規模講義室の整備、拡充とともに学生の自己学習の環境を整えるために多目的教室（自習室）等を設置した。</p>
<p>【49】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 学生の自己学習を促進するため、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。 	<p>【49】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 学生の自己学習を促進するため、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。 	<p>図書館等において、学生の自己学習を促進するため、学長裁量経費等により次の取組みを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 図書館では、各キャンパス図書館に学生選定等による計4,361冊の学生用図書の整備や、図書館ガイドンス及び電子ジャーナル、データベース等の利用説明会の実施並びにパソコンコーナーの設置をするなど充実を図った。 2. 自習室並びにパソコン実習室については、各キャンパスにおいて、順次、整備をしている。また、パソコン実習室には、SAを配置するなど充実を図っている。
<p>【50】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。 	<p>【50】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。 	<p>学長裁量経費の教育研究環境重点整備費（施設・設備）として対前年度23,000千円増の170,000千円を確保し、液晶プロジェクターなどのAV機器を設置し、学内設備の充実を図っている。</p>
<p>【51】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4) 情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。 	<p>【51】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。 	<p>総合情報メディアセンターと各部局が連携し、電子ジャーナル・データベースの講習会、各専門分野に応じた文献検索演習等を実施し、情報リテラシー教育の充実を図った。</p>
<p>【52】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。 	<p>【52】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。 	<p>各キャンパス図書館において、シラバスに掲載された図書、計221冊を整備し、提供している。</p>
<p>【53】</p> <ol style="list-style-type: none"> 6) Web上の情報を共有するため、安全性を強化し、インターネットやe-learningの基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。 	<p>【53】</p> <ol style="list-style-type: none"> 6) Web上の情報を利用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。また、学生の学習支援システムの構築を図るため、e-learningや双方向情報システムの基盤を整備する。 	<p>1. 情報処理の安全強化については、総合情報メディアセンターを中心に、全学的な情報倫理教育の中で取り組んでいる。 2. e-ラーニングについては、19年度から一部開始することとした。語学教育以外のe-ラーニング学習については、ワーキンググループを設置し検討している。 3. マッコリー大学（豪）との遠隔英語教育の実施に向けて、2回の模擬授業のテストを実施した。</p>
<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。 	<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大学評価室を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。 	<p>1. 授業評価については、年度計画【236】の「計画の進捗状況」のとおりである。19年度に3ヶ年度の結果を公表することとした。 2. 学生による教育に対する満足度調査は、アンケート等により実施している。提出された意見は、関係委員会において審議し解決を図っている。 3. 卒業生アンケート実施委員会を組織し、最近5年間の卒業生（約2,600名）を対象として、在学時の教育内容や教育環境及び社会人としての立場から見た教育プログラムの改善の必要性等に係るアンケートを実施し、その結果を報告書により公表した。</p>

ムを構築する。		
【55】 2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化する。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。	【55】 2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化する。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。	従来の授業方法改善研究部会を改組・拡充した教育方法企画部会を中心に、各学部において、次の取組みを行い、授業方法改善に役立っている。 1. FD、外部講師を招いた講演会及びワークショップ等を実施している。 2. ベストティーチャー賞の受賞者による公開授業における教員相互間の評価を実施している。18年度に制定した全学的なベストティーチャー賞については、年度計画【24】の「計画の進捗状況 2.」参照。 3. 学生と教員による授業評価会議等を実施している。 4. 教育学部では、17年度に整備した「常時公開授業」を実施している。
【56】 3) シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステムを導入する。このような情報を集積して、データベースとして活用する。	【56】 3) 学生からWeb上で出された質問、意見などの情報を集積して、データベースとして活用する。	1. e-ラーニングシステムを利用した情報集積のデータベースを19年3月30日から稼働させた。 2. シラバス機能を強化し、Web上から講義資料がアップロードできるようにしている。
【57】 4) 平成18年度～19年度を目指し教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを確立する。優れた評価の教員を表彰する制度を設けるとともに、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムを策定する。	【57】 4) 教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを構築し、平成18年度は試行的に評価を行う。また、優れた評価の教員を表彰する制度や、評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについて検討する。	1. 教員評価については、年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」のとおりである。 2. 評価結果を研究費等資源配分に反映させることについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。 3. 教育実践又は研究活動において、顕著な成績を上げた者を表彰できるように教職員表彰規則を改正した。
教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを定期的に実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。	教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。	1. 従来の授業方法改善研究部会を改組・拡充した教育方法企画部会を中心に、各学部において、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行った。 2. FDやワークショップ等の実施については、年度計画【55】の「計画の進捗状況」のとおりである。
【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。	【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。	17年度に引き続き、「学長と学生との懇談会」を2回（前期：全学、後期：各キャンパス毎）実施し、学生と率直な意見交換を行い、教育方法の改善や学生支援の向上を図った。 また、各学部とも、学部長や教員との懇談会、授業評価会議の実施、学生のFDの参加など、常に学生の要望を常に取り入れる体制を整備している。
全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。	全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。	1. 4大学（埼玉大学、茨城大学、宇都宮大学、本学）間で、高度研究拠点化や先端科学技術者を育成することを目的に連携協力を始めた。 2. 5大学連携（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、本学）において、教育に関するシンポジウムの開催や遠隔通信による講義を行った。 3. 7大学連携（山形大学、茨城大学、宇都宮大学、東京農工大学、電気通信大学、山梨大学、本学）で合同セミナーを開催し、大学院の共同教育を行っている。 4. 県内の7大学（県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、前橋国際

大学、放送大学、本学)間及び上記2の5大学間と「単位互換に関する包括協定書」を取り交わしている。
5. 秋田大学と生体調節シグナル研究分野の大学院教育と研究で連携協力を進めることとし、合同シンポジウムを開催した。

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
 (4) 学生への支援に関する目標

中期目標	学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。
	学生への生活支援については、学生の生活実態調査を定期的に実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを目指す。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 【6.1】 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 【6.1】 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。	1. 専門高校・総合学科選抜及び社会人特別選抜で入学した学生に対して、生物、物理、化学等の補修講義の実施や学力不足分野を補うための入門科目を開講するなど、導入教育の充実を図っている。また、医学科2年生には、医学論文作成チュートリアルに先立ち、「情報リテラシー」の集中講義と演習を行っている。 2. 学修相談機能については、1・2年生には、クラス担任等を配置し、3・4年生には、ゼミ担当教員等が、きめ細かく学修相談に応じる体制を整備している。
【6.2】 2) 学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。	【6.2】 2) 学生支援センター（仮称）を設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。	大学教育・学生支援機構の下に学生支援センターを設置し、学生相談・生活部会を発足させて、次の学生支援の強化を図った。 1. 教員・学生相談担当事務職員向けに相談対応者用マニュアルを作成・配付した。 2. 学生の勉学意欲の向上を目的に、成績優秀者に対する特別待遇学生授業料免除制度の検討を開始した。
【6.3】 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目指してオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。	【6.3】 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。オフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。	1. 各学部毎に合宿研修又は日帰り研修を行っており、合宿研修については大学教育センターで毎年予算を計上している。 2. オフィスアワーについては、既に全教員が掲示板やホームページのシラバスに掲げ、学生との話し合いに応じる態勢を整えている。
【6.4】 4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。	【6.4】 4) クラス担任制・チューター制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。	学部・学科等の規模によりクラス担任制又はチューター制により学生の相談に応じ、適切な指導を行える体制を整えている。また、学生相談室を設置して個別の相談に応じる体制を整備しており、メール、電話あるいは学生相談用ポストでも応対できるようにしている。
【6.5】 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を拡充する。保健管理センターにおいては専門職によるカウンセリング機能を充実させ	生活相談等に関する具体的方策 【6.5-1】 1) 生活相談等に関する具体的方策	学生支援センターに、学生相談・生活部会を発足させて、学生生活全般にわたる相談体制の充実に努めた。18年度は、次の取組みを行った。 1. 19年1月に、学生の教員への相談状況の実態把握のための全教員向けのアンケートを実施した。

<p>る。また、セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害をもつ学生への支援体制を創設する。</p>	<p>【65-2】</p> <p>2) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。セクシュアル・ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。</p>	<p>2. 教員・学生相談担当事務職員向けに相談対応者用マニュアルを作成・配付した。 3. 学生相談の強化を目指し、留学生と障害学生の支援のため、それぞれの分野を専門とする教員を責任担当教員として配置した。</p>
<p>【66】</p> <p>2) 平成17年度に学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>【66】</p> <p>3) 学生支援の窓口において、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>1. 大学主催の「地域貢献活動学生協力者養成講座」(18年9月)及び「クラブ・サークルリーダーシップ研修会」(19年3月)を開催し、学生がボランティア活動やクラブ・サークル活動を実行する上での知識や実践の学習機会を与えた。 2. 学園祭や体育大会等学生の自主的活動に対して、教職員による指導・助言、施設設備や情報機器・教材の貸与、学長裁量経費による資金補助など積極的な支援を行っている。</p>
<p>【67】</p> <p>3) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。</p>	<p>【67】</p> <p>4) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。</p>	<p>1. 欠席状況調査及び履修状況調査を実施し、問題がある学生には個別に面談を行い、改善のための指導・助言を行っている。 2. 健康支援総合センターでは、健康診断の結果により個別の採血検査や保健指導を行った。また、うつ状態アンケート調査を行い、必要な学生に対しては個別面談を実施し、適切な助言や、必要に応じて医療機関への紹介を行った。 3. 学生支援センターで教職員向けの「学生相談窓口」用対応マニュアルを作成し、健康支援総合センターでは「学生のメンタルヘルスへの対応」のマニュアルを作成し、学生相談・支援の向上に努めた。また、教職員を北関東・甲信越地区メンタルヘルス研究協議会に参加・研修させ、指導力の向上を図った。</p>
<p>【68】就職支援等に関する具体的方策</p> <p>1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。</p>	<p>【68-1】就職支援等に関する具体的方策</p> <p>1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職協議会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。 ○ 県と連携し、就職に関するネットカウンセリングを充実強化する。</p>	<p>1. キャリアサポート室においては本学教員による面接形式のカウンセリングを行い(相談件数141件)、また、県との連携を進め、群馬県内の労働・産業・教育・農業関係の21機関の代表者からなる「若者就職支援推進協議会」に参加し、県内就職事情について情報収集するとともに、17年度から導入した群馬県若者就職支援センター・キャリアカウンセラーによるテレビ電話ネットカウンセリングの利用を促進し、就職支援体制の強化を図った。 2. 学生支援センター及びキャリアサポート室を中心に、①一般及び公務員関係就職ガイダンス(全28回、参加人数約1,570名)、②インターンシップ関係説明会(全6回、参加人数約750名)、③就職模擬試験・各種セミナー等(全11回、参加人数約140名)等を開催した。</p>
<p>【69】</p> <p>2) 平成16年度に県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を設置し、また、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業</p>	<p>【69】</p> <p>2) 県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会において、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業の人事経験者等による</p>	<p>1. 全国就職指導ガイダンス(18年6月5日)、国立大学・公立大学法人就職指導担当者セミナー(9月5日)、人材情報交換会(19年2月1日)及びキャリア支援セミナー(3月13日)にセンター職員を各1名派遣し全国レベル、関東広域レベルの就職・採用活動状況の分析と情報収集を行い、指導体制の強化を図った。</p>

<p>の人事経験者等による専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。</p>	<p>専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。</p>	<p>2. 日本学生支援機構が主催した関東甲信越地区就職指導担当職員研究会(18年9月7,8日)に協力大学としてセンター職員3名が研究会の運営に参加した。また、それ以外に1名の職員が研修に参加した。この活動によりセンター職員の専門的・実践的知識の取得と資質の向上を図った。 3. 上毛新聞社主催の就職情報交換会(18年10月25日)、群馬地域職業リハビリテーション推進フォーラム(11月9日)など県内大学・企業が参加する交換会に出席し、各業界の人事担当者や大学の就職指導担当職員との情報交換を推進し、県内の動向の分析を図るとともに企業開拓を行った。 4. 新規採用企業開拓及び求人情報入手のため、48社の県内企業訪問を行った。</p>
<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。平成17年度に教職員による「インターンシップ推進協議会」(仮称)を設置する。</p>	<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。</p>	<p>本学とインターンシップコーディネーターである(社)群馬県経営者協会との連携により、官公庁・企業(92企業・機関)の協力を得て、学生223名の参加によりインターンシップを実施した。実習受入期間中に本学職員による派遣先の一部(33企業・機関)への訪問を行い、各企業・機関の実情を調査・把握した。 また、学部の専門分野に沿ったインターンシップを単位化して実施し、事前学習と成果報告会を行い効果を検証している。</p>
	<p>【68-2】 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援(模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等)を行う。</p>	<p>1. 年度計画【68-1】の「計画の進捗状況」で示したように、学生への情報提供や就職試験対策のため、学生支援センター就職支援部会主催で44回に及ぶ就職ガイダンス、セミナー、就職模擬試験等を行い、延べ2,451名の参加者があった。また、職業選択の支援のため、キャリアカウンセラーによる面接、テレビ電話ネットカウンセリング、コンピューターによる職業適性検査を実施し、延べ237件の利用があった。 なお、テレビ電話ネットカウンセリングの設置期間(17年12月20日～19年3月31日)における県内4ヶ所の設置場所では、本学設置のものに最も多くの利用数(合計55件)があり、本事業の成果を収めることができた。今後、群馬県若者就職支援センターとは、メール等による相談体制の強化を図ることとした。 2. キャリアサポート室から、本学就職関係行事開催情報等をデータで希望する学生(97名)に対し、パソコンや携帯に配信した。 3. 最新の就職情報図書、文献、雑誌等(計29冊)を購入し、学生の便宜を図った。 4. アンケート調査での学生の要望を踏まえ、19年度に向けてガイダンス等の改善を図った。</p>
<p>【71】 経済的支援に関する具体的方策 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>	<p>【71】 経済的支援に関する具体的方策 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>	<p>奨学金制度等については、募集要項の段階から、入学後のオリエンテーション、学生便覧、「キャンパスライフ」のホームページ等により熟知させている。 TA、SA及び障害のある学生のためのノートティガー等の学内補助業務は各学部・研究科で、アルバイトについてはキャリアサポート室で紹介体制を整えている。</p>
<p>【72】 2) 平成16年度から下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、宿舎の紹介制度などを強化し、学生的経済的安定化を図る。</p>	<p>【72】 2) 下宿、アパート情報をホームページに掲載するなど、宿舎の紹介制度などを強化し、学生的経済的安定化を図る。</p>	<p>16年度から引き続き、ホームページにリンクして検索できるよう大学生協の項目を設け、学生に対する利便性を図った。</p>
<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生の充実を図る。</p>	<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生の充実を図る。</p>	<p>1. 荒牧キャンパスの生協の営業時間を延長した他、民営のレストランを誘致し、利用者の利便性を図った。 2. 桐生キャンパスの生協喫茶室について、営業面積を拡張するとともにメニューの種類を増やし、学生の多彩な需要に応えられるようにした。 3. 昭和キャンパスの石井ホールにおいて、喫茶及び軽食のサービスを始めた。</p>
<p>社会人・留学生等に対する配慮</p>	<p>社会人・留学生等に対する配慮</p>	

<p>【74】</p> <p>1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。</p>	<p>【74】</p> <p>1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、留学生センターと各部局が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。</p>	<p>1. 各学部で教職員とのシンポジウムや懇談会、また、自治体等地元関係者も交えた交流会などを行っており、留学生センターでは、これらの催しに予算的措置を行った。 2. 留学生センターのチューター制度を活用して各留学生の事情等を考慮したチューターを選出し、効果的な支援を行っている。</p>
<p>【75】</p> <p>2) 図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>	<p>【75】</p> <p>2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>	<p>1. 16年度から引き続き、各キャンパスの図書館において、留学生のための図書を計545冊（雑誌・新聞18タイトル）を整備した。留学生センターがその選定に参加・助言している。 2. 外国版の利用案内、ホームページは、既に整備済である。</p>
<p>【76】</p> <p>3) 社会人学生の修学を支援する相談窓口を設置する。</p>	<p>【76】</p> <p>3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。</p>	<p>1. 学部内の学生相談体制を強化するために、メール、電話及び学生相談用ポストによる相談窓口を設置するとともに、相談室を設置して個別の修学指導ができる体制を整備した。また、ホームページでも学生相談の案内を行った。 2. 夜間開講、土日及び夏季休業期間中の集中講義などのカリキュラムを充実させた。 3. 駐車場の照明の増設や、修学支援担当の事務職員の配置など、社会人学生が学びやすい体制を整えた。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性</p> <p>【77】</p> <p>1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性</p> <p>【77】</p> <p>1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、研究戦略室を中心にして学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視しながら学術研究推進戦略を構築する。</p>	<p>本学の学術研究推進戦略を策定し、学術研究に関する基本方針並びに学術研究を推進するための戦略（人材・組織戦略、研究資金戦略、研究基盤戦略）を明確にした。</p>
<p>【78】</p> <p>2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学研究の推進に関しては、生命科学懇談会の答申等を踏まえて世界的水準の研究拠点形成を図る。</p>	<p>【78-1】</p> <p>2)-① 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。</p> <p>○ 社会情報学部を「情報行動学科」「情報社会学科」の2学科に再編し、研究活動等の活性化を図る。</p> <p>【78-2】</p> <p>② 生命科学・医学研究に関しては、21世紀COEプログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」の拠点形成活動を中心として世界的水準の研究を推進している。その進捗状況は極めて順調であり、その裏付けとして、18年度もさらに研究費が大幅に増額された。また、本プログラムの最終年度を迎えるにあたり、その成果として新たに「代謝シグナル研究展開センター」を設置した。この研究拠点を中心として、さらに今後一層の研究の推進を図るとともに、「グローバルCOEプログラム」における採択を目指す。</p> <p>2. 21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」を推進し、初期の研究成果を毎月開催のCOE研究会で発表・討議を行うとともに、国内外の研究者と情報交換を行い、得られた成果を国際学術誌に31編掲載し、4件の特許出願を行った。</p> <p>また、18年度の中間評価ではA評価を受けることができた。</p>	<p>18年度に社会情報学部の教育研究組織を改組して1学科4講座制を2学科各1講座制に再編し、社会情報学研究の総合性と専門性の強化を図った。</p> <p>学長裁量経費の配分を受けて「情報化の推進と親密圏の変容に関する研究」、「持続可能な社会構築のための情報学的研究」及び「まちなかキャンパス構想」を進めている。</p> <p>1. 21世紀COEプログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」の拠点形成活動を中心として世界的水準の研究を推進している。その進捗状況は極めて順調であり、その裏付けとして、18年度もさらに研究費が大幅に増額された。また、本プログラムの最終年度を迎えるにあたり、その成果として新たに「代謝シグナル研究展開センター」を設置した。この研究拠点を中心として、さらに今後一層の研究の推進を図るとともに、「グローバルCOEプログラム」における採択を目指す。</p> <p>2. 21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」を推進し、初期の研究成果を毎月開催のCOE研究会で発表・討議を行うとともに、国内外の研究者と情報交換を行い、得られた成果を国際学術誌に31編掲載し、4件の特許出願を行った。</p> <p>また、18年度の中間評価ではA評価を受けることができた。</p>

<p>【79】</p> <p>3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>【79】</p> <p>3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>群馬県教育委員会との連携による学校現場の教育課題についての共同研究、共同研究イノベーションセンターにおける地域的特性をテーマにした企業や自治体等との共同研究を推進した。</p>
<p>【80】</p> <p>大学として重点的に取り組む領域</p> <p>1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>	<p>【80】</p> <p>大学として重点的に取り組む領域</p> <p>1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>	<p>18年度も、情報伝達による生体統御活動を制御している仕組みで優れた研究成果を上げた。特記する成果は、1) 分泌顆粒の開口放出機構、選別機構、2) 新しい細胞内、細胞間シグナル伝達機構、3) オートクリン、パラクリン因子の炎症性疾患における役割とその制御による将来の臨床応用を目指した研究などである。また、生体情報の受容伝達と機能発現に関する国内若手シンポジウム（学外の若手招待研究者9名を含む19名）（18年10月4～5日）、国際シンポジウム（外国人6名を含む12名）（18年11月1～2日）、秋田大学との合同シンポジウム（18年12月25日）を開催し最新の研究動向に関する意見交換を行った。</p>
<p>【81】</p> <p>2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>【81】</p> <p>2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>難治性疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築について、次の取組みを行った。</p> <p>1. 生体情報解析に基づく器官機能異常の解析について 現代社会・高齢化社会で急増している肥満症、糖尿病、心臓血管疾患、痴呆症、精神神経疾患の病態解明、さらにそれらの新規医療の開発を学際的に行うために、大学院医学系研究科医科学専攻の大講座内で、「生体情報系の解析」を共通のアプローチとして基礎・臨床共同で研究を進めた。</p> <p>2. 難治性感染症について 重要な感染症について、臨床材料を用い、その発症、治療、予防に関する先端的基礎的な研究を、生体防御機構学講座を中心にして遂行した。</p>
<p>【82】</p> <p>3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発</p>	<p>【82】</p> <p>3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発</p>	<p>1. 21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」において、重イオンマイクロビーム照射による細胞生物学的研究で成果を上げた。また、マイクロビームサーボ杰エリー治療ポート並びに加齢黄斑変性症に対する治療システムの基本仕様について国内特許及び国際特許を申請した。</p> <p>2. 本プログラムの研究担当者が、医学系研究科及び日本原子力開発研究機構高崎量子研究所の研究者並びに大学院生の参加する研究会を毎月開催し、研究の成果について討論した。</p> <p>3. 19年2月に重粒子線照射施設の建設に着工した。</p> <p>4. 放射線医学総合研究所と包括協定を締結し、教員、研究者、大学院生の間で積極的な人事交流を行った。</p>
<p>【83】</p> <p>4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学的研究</p>	<p>【83】</p> <p>4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学的研究</p>	<p>神経難病の看護、がん看護、リラクセーション、統合医療、地域看護、国際看護、母子看護、各種感染症の診断や予防法の開発、血液疾患や心疾患、呼吸器疾患、運動器疾患の治療、神経疾患のリハビリテーション、精神疾患や認知症へのケア、尿失禁のケア、介護予防の実践的研究、日米比較疫学研究などを進めた。</p>
<p>【84】</p> <p>5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御</p>	<p>【84】</p> <p>5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御</p>	<p>18年度は、次の3項目を実施した。</p> <p>1. 平成18年度文部科学省特別教育研究経費による連携融合事業の推進 プロジェクトの名称：ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓</p> <p>2. 平成18年度群馬大学学長裁量経費（教育研究重点経費）による研究の推進 プロジェクトの名称：ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓</p> <p>3. 群馬ケイ素科学技術研究会の活動として、研究会やシンポジウムを開催し、研究成果の発表を行った。</p>

<p>【8.5】</p> <p>6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究</p>	<p>【8.5】</p> <p>6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究</p>	<p>1. 16年11月に設立した「群馬大学アナログ集積回路教育研究センター」を母体として、経済産業省、产学連携製造中核人材育成事業の補助の下で、次世代情報通信、医療技術、ナノテクノロジーなど戦略的重點科学技術の核技術として位置付けられるアナログ回路関連分野の人材育成プログラム開発を行った。18年度は、「アナログシステム回路」、「高周波回路講座」、「パワー・エレクトロニクス回路講座」の3講座を開設した。これらの講座は、経済産業省による中間評価で、講座内容、実施、講座の改善方法に関する評価を受けた。</p> <p>2. 19年度から上記人材育成プログラムの自立化が求められるが、これを本学の新たな産学連携事業の一つとすべく、「群馬アナログカレッジ」の設立に向けた活動を行った。</p> <p>3. 寄附講座「ルネサステクノロジ先端アナログ回路工学講座」は開設後2年を経過し、客員教授2名のもと、特に携帯無線端末用高周波アナログ集積回路、高効率パワー・エレクトロニクス回路の2分野において研究教育活動を推進した。</p>
<p>【8.6】</p> <p>7) 学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応するための実践的・総合的研究</p>	<p>【8.6】</p> <p>7) 学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応するための実践的・総合的研究</p>	<p>17年度特色GP「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」の一環として、多文化地域にある保育園・幼稚園・小学校・中学校・養護学校・外国人学校の実態調査とその実態に対応できる人材の育成を図った。</p> <p>17年度に引き続き文部科学省から18年度「日系外国人児童生徒を対象とする教育施設に関する現状と課題に関する調査研究」の委託を受け、その調査を遂行している。その成果は、18都市の首長が集まって行われる外国人集住都市会議でも、その調査の継続が要請され、社会的に高い関心を集めた。</p>
<p>【8.7】</p> <p>8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究</p>	<p>【8.7】</p> <p>8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究</p>	<p>「情報化の進展と親密圏の変容」プロジェクトでは、研究課題に対する理論的共通認識を深め、中高生及び学校関係者に対して「ケータイ・インターネット」の使用状況把握のための予備的調査を実施し、中期的な研究プロジェクトの基盤づくりを行った。「持続可能な社会構築のプロジェクト」は著名な外国人研究者を招聘し、2回の国際セミナーを開催し、研究の国際化を推進した。また、計量分析や産業連関分析ソフトなどを導入し教育・研究の向上を図った。</p>
<p></p>	<p>【8.0】～【8.7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究戦略室では、これら の重 点研究領域々々に専門委員会を 設置し、研究の総合計画、進捗状況を把握するとともに、研究成果に関する評価を行う。 	<p>研究戦略室会議において、重点8領域の研究代表者が進捗状況を報告し、総合討論を行った。</p> <p>また、医学専攻運営委員会を中心として、大学院FD、大学院生の研究成果報告会を外部評価委員を含め開催し、研究成果に関する評価を行った。</p>
<p>成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>【8.8】</p> <p>1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。</p>	<p>成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>【8.8】</p> <p>1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業懇談会を開催し、高度技術研修及び客員教授によるセミナーを開催する。 ○ ホームページ、大学案内等を利用し、施設や公開講座案内、研究者情報等を広く社会に公開する。 	<p>1. 企業懇談会を開催し、大学の持つシーズを公開するとともに、企業関係者との意見交換を行った。また、企業等の技術者を対象に、品質工学に関する高度技術研修を開催した。</p> <p>2. 大学情報データベースシステムの整備を進め、また、機関リポジトリ（学内の研究成果等を網羅的に収集・蓄積し社会に提供するシステム）を構築し、公開した。</p> <p>3. 地元新聞に「群大研究室から－新時代への視点－」(75回)を連載し、シリーズで最新の研究内容を紹介した。また、日経BPムック「変革する大学」シリーズ群馬大学版を刊行したほか、研究内容・成果、研究者情報を提供する様々な冊子を定期的に発行している。</p> <p>4. 公開講座、公開研究会、COEやGPのシンポジウム、地域貢献シンポジウム等を開催し、地域住民に情報発信している。</p>

【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。	【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。	1. 特許相談会の開催等により、教職員から研究成果に基づく発明について相談を受け、特許出願の奨励を図った。また、論文や学会発表前に発明の届出をするよう要請した。 2. 本学が単独出願した特許については、未公開特許を含めた開放特許（公開済み特許）を掲載した冊子「群馬大学開放特許一覧」を順次更新して、新技術説明会や展示会等で配布した。
【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TL0機関やリエゾンオフィスと連携する。	【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TL0機関やリエゾンオフィスと連携する。	1. 国内及び外国に出願した特許は、発明の名称・発明者・出願番号・出願日等の項目を記載した特許出願リスト、及びこれらの項目の電子データをインプットした特許管理・電子包帯管理システムにより、一元的に期限管理等を行った。 2. 教職員が特許情報検索システムを活用して各自のパソコンで特許公報を調査できるよう、インフラ整備を行うとともにその普及に努めた。 3. リエゾンオフィスであるコラボ産学官主催の「医工連携研究会」（19年3月開催）に参画して、開放特許をパネルで紹介するとともに、冊子「群馬大学開放特許一覧」を配布する等、技術移転活動を行った。
【91】 4) 地域共同研究センターを中心には企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。	【91】 4) 地域共同研究センターを中心には企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。 ○ 文部科学省及び経済産業省による地域科学技術・産業振興事業に積極的に応募する。	経済産業省の「地域新生コンソーシアム研究開発事業」、「地域新規産業創造技術開発費補助事業」及び「製造中核人材育成事業」に応募し採択された。 また、文部科学省の「都市エリア産官学連携促進事業（14～16年度採択）」の研究成果をさらに発展させ、同事業の新規採択に向け積極的に応募した。
【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。	【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。	1. 教育臨床支援ネットワークを構築し、不登校児童支援プログラムの推進、心理教育相談等を行っている。 2. 群馬県の觀光創造と活性化を図るため、国際觀光セミナーを開催した。 3. 地域リハビリテーション支援センターを主宰するとともに、過疎地域の高齢者対策、難病・がん看護等地域のケアネットワークづくりに貢献している。 4. 北関東バイオフォーラム、群馬がんアカデミー等のNPO法人を主宰し、地域住民に対する助言・相談等を行っている
研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 平成18年度～19年度を目指して研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを作成する。	研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 研究水準・成果を組織的に評価するシステムを構築する。平成18年度は、論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化などについて試行的に評価を行う。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを整備する。	1. 年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」参照。 2. 大学情報データベースシステムを整備した。

II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標
② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<p>国際競争力をもつ先進的研究拠点を形成し、それを担う人材を恒常に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。</p> <p>施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。</p> <p>学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。</p> <p>教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。	1. 「多文化共生社会の構築に貢献する人材育成」(特色GP)及び「地域密着型健康づくりプランナーの育成」(現代GP)では、教育学部の推進グループを中心にして全学並びに地域との協働による研究体制を整備し、事業を推進している。 2. 工学研究科博士後期課程を1専攻とし、研究・教育の流動性を高め、学部、学科、博士前期課程の専攻の枠を越えた学際的プロジェクトを構築し易い組織とした。
【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。	【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。 ○ 障害児教育分野における大学院教育の整備・充実のため、学校教育専攻を改組し、新たに障害児教育専攻を設置する。	1. 障害児教育分野の整備・充実のため、教育学研究科学校教育専攻を改組し、新たに障害児教育専攻を設置した。 2. 生命科学と医学の学際的領域を研究する新しい人材を養成するため、医学系研究科に生命医科学専攻修士課程を19年度に開設することとした。 3. 学際的かつ高度な研究に柔軟に対応するため、工学研究科博士後期課程の専攻の枠をはずし、博士後期課程1専攻、博士前期課程7専攻とし、基幹領域から境界領域を重視した組織を設置することとした。 4. 実践的指導力のある高度専門職業人としての教員養成を目指すため、教職大学院の設置に向けて計画を策定した。
【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。	【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。	第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」から、重点プロジェクトである「重粒子線照射施設」の設置と稼働に向けて、教員2名を任期付して採用した。また、18年4月1日に設置した大学教育・学生支援機構の大学教育センターに教養教育の重点化のため4名の教員を配置した。 なお、19年度については、本学の運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行のため、特任教授3名を採用することとしている。
【97】 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受け入れを拡充する。	【97】 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受け入れを拡充する。	年度計画【40】の「計画の進捗状況」参照。
研究資金の取得と配分に関する具体的方策	研究資金の取得と配分に関する具体的方策	

【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財團等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。	【98-1】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財團等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。	1. 科学研究費補助金 (1) 16年度から引き続き、詳細な科学研究費補助金の公募関係資料を作成し、教員個々に配付するとともに、各キャンパスにおいて説明会を実施した。 (2) 手続きの利便性を考慮し、「科学研究費補助金の電子システム」及び「申請期限」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。 (3) 申請率を向上させるため「平成18年度 国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、19年度科学研究費補助金の応募を行わなかつた研究者の研究費について、配分単価の20%を減額した。なお、その経費を若手研究者支援のための経費財源とした。 2. 他の省庁、外郭団体、財團等の助成金 (1) 他省庁、外部団体、助成団体等の各種研究助成の募集要項をホームページに掲載するとともに別途要項の写しを毎月1回とりまとめたものを部局に送付し、周知を図った。 (2) これまでの申請状況を踏まえ、関係部局等にはきめ細かい情報提供を行った。 (3) 国の機関の助成公募担当者を招き、募集要項等についての説明会を開催した。
【99】 2) 平成18年度～19年度からを目途に定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。	【99】 2) 試行的に教員の教育研究業績の評価を行う。評価結果や補助金応募状況を研究資金の配分に反映させるシステムについて検討を行う。	若手研究者に対しては、科学研究費補助金の説明会への出席を特に勧めるとともに、JST等から外部講師を招き、「競争的資金獲得説明会」を5回開催した。
【100】 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。	【100】 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。	1. 年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」参照。 2. 評価結果等を研究資金の配分に反映させるシステムについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。
【101】 4) 平成18年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。	【101】 4) 若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。	各部局への予算配分方法を見直し、教育研究経費と管理的経費とを区別することで、基礎的研究に係る経費の確保を容易にすることとした。
研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 平成19年度を目途に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合して総合メディアセンター（仮称）を創設し、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。	研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。	学内における教育研究を推進するために、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を設けているが、特に若手研究者を支援するための経費として、約10百万円を確保し、公募に基づき、研究費配分を実施した。 1. 若手研究者（40歳以下で科学研究費補助金不採択者）が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象とした。 2. 研究戦略室を中心とした評価委員が「若手研究助成採択基準」に基づき、審査を行った。18年度は、59件の申請があり、16件を採択した。また、採択された教員には、19年度科学研究費補助金への積極的応募を義務付けた。
【103】 2) 機器分析センター、遺伝子実験	【103】 2) 地域共同研究センター、機器分	1. 電子ジャーナル4,103タイトルを契約するとともに、管理検索ソフト(AtoZ)を導入した。 2. 図書館部門及び情報基盤部門の運営委員会を統合し有機的な活動をした。 3. Webホスティングシステム及び運用ルールを整備した。
		年度計画【179】の「計画の進捗状況 2.」参照。

施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。	析センター等の学内研究支援施設の整備・統合を行い产学連携推進機構を設置する。	
【104】 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導体制の強化を図る。	【104】 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導体制の強化を図る。	産学連携・先端研究推進機構の下に共同研究イノベーションセンター、機器分析センター、アドバンスト・テクノロジー高度研究センター、インキュベーションセンターを整備したことにより、大型機器を機器分析センターに集約することができた。さらに、機器の有効利用を図るため、Web上で機器の予約ができる「予約システム」を構築した。
【105】 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。	【105】 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。 ○ 新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。	年度計画【251】、【253】の「計画の進捗状況」参照。
研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【106】 1) 平成18年度～19年度を目指して教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。	研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【106】 1) 教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。18年度は試行的に評価を行い、併せてその結果を教員の研究費等の資源配分に反映させるシステムについて検討を行う。	1. 年度計画【191】の「計画の進捗状況 1.」参照。 2. 評価結果等を研究資金の配分に反映させるシステムについては、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。
【107】 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。	【107】 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度について検討を行う。	大学院成果報告会における大学院生及び所属研究室の表彰、科学技術賞の基金を設けての表彰、COEプログラムに関する若手研究者奨励など各部局において優れた研究業績を挙げた研究者を顕彰している。
【108】 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。	【108】 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。	年度計画【235】の「計画の進捗状況」参照。
知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを作成する。	知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。 ○ 研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを充実	1. 知的財産戦略室スタッフは、特許相談会の開催及び共同研究リストに基づく特許出願の発掘を行って、国内特許及び外国特許の出願を行うことにより、権利化に努めた。 2. 研究成果である本学の開放特許のうち、未公開の特許について、技術移転・共同研究の可能性を検討するために、企業等から要望があった場合は、本学と企業との間で秘密保持に関する覚書契約を締結している。また、学内での卒業研究発

		<p>させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利益相反ポリシーを踏まえ、利益相反マネージメント体制を充実させる。 ○ 特許情報等を、ホームページの更新、JSTの「J-STORE」等により随時発信する。 	<p>表会等では参加者全員に秘密保持義務を課すことによりその研究成果を特許出願する際に新規性喪失の例外規定の適用がないよう対応する等、秘密情報を保護するシステムを充実させた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 利益相反マネージメントポリシー及び関連規則は制定済みであり、今後教職員に対する説明会を開催する等、周知徹底を図り、利益相反に対する適切なマネジメントを行うこととした。 4. 開放特許リスト等の特許情報は、順次更新して研究・知的財産戦略本部のホームページ並びにJSTのデータベース「J-STORE」に掲載するとともに、機関誌「GRIP(知財ニュース)2006年度号」と「群馬大学知的財産ニュース」を発行した。
【110】 2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。	【110】 2) 現代的教育ニーズ支援プログラム「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」に基づき、知的財産専門講座、医学・バイオ特許講座、弁理士チャレンジ講座、知的財産マネジメント講座等を開設して知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代GP「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」に基づき、学生・院生を対象とした入門知的財産講座、知的財産専門講座、医学・バイオ特許講座、並びに学生・院生・社会人を対象とした弁理士チャレンジ講座、外国知的財産講座を開設して、知的財産の啓蒙教育を行った。 2. 学生を対象とした「入門技術経営講座（MOT）」を開講して、知的財産を含む技術経営戦略の重要性について啓蒙を行った。 3. 教職員からの特許相談を知的財産戦略室スタッフが常時受け付けるとともに、各種技術分野の弁理士（本学客員教授）による特許相談会を月2回開催し、かつ、機関誌「群馬大学知的財産ニュース」を教職員に配布することにより、知的財産の創出及び特許戦略の重要性について啓蒙を行った。
【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TL0機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。	【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TL0機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産を活用する技術移転機関として、本学と埼玉大学をコアとする外部TL0型とするか、個別の内部TL0型とするか検討した。 2. JSTと連携して特許の活用を図るために、本学の開放特許（公開済み特許）を秘密情報の保護の下で企業へ技術移転する活動をJSTに要請した。また、群馬大学パテントクラブを創設し、群馬大学工業会の全国ネットワークを活用した技術移転活動の体制を整備した。 3. 本学と埼玉大学の冊子「開放特許一覧」を群馬大学工業会の全国支部28ヶ所へ配布する等、研究成果の公開を行った。
全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112】 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。	全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112】 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 重粒子線治療法の高度化にして、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。 ○ 放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所等との共同研究の成果を踏まえて、小型重粒子線治療等施設を3カ年計画で設置する。 		年度計画【80】、【82】の「計画の進捗状況」参照。
【113】 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーシ	【113】 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーシ		<ol style="list-style-type: none"> 1. 産学連携・先端研究推進機構を設置し、産学連携体制を強化した。 2. 工学部総合研究棟にて宇都宮大学、小山工業高等専門学校と共に「第11回医工連携交流会」を実施した。（18年12月）

<p>ヨナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>	<p>ヨナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>	<p>3. 東京でコラボ産学官と共に「医工連携交流会」実施した。(19年3月) 4. 医学系研究科、工学研究科及び生体調節研究所において、学内の遺伝子導入研究会、再生医療研究会などを通じトランスレーショナルリサーチに向けた共同研究を行っている。</p>
<p>【114】 3) 地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。</p>	<p>【114-1】 3) 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。</p>	<p>1. 16年度から引き続き、「群馬大学と群馬県教育委員会連携協議会」において「教育改革・群馬プロジェクト」を推進し、次の連携事業を実施した。 (1) 学校現場における喫緊の課題をテーマとして8部会を設け、県教育委員会及び本学教育学部・附属学校の間で共同研究に取り組んできた。19年3月にこれらの研究成果をとりまとめた報告書を発行した。 (2) 独立行政法人教員研修センターが採用した本学教育学部と群馬県教育委員会の連携による教員研修モデルカリキュラム開発プログラム「ファシリテーター育成研修」において、中堅教員の事前研修のモデルカリキュラムを開発して、実施した。 (3) 教員10年経験者研修において、教科教育の指導力向上プログラムを県教委と連携して実施した。 2. 18年度現代GPに「地域密着型健康づくりプランナーの育成」が採択され、初年度事業として本事業に関するプロジェクト推進室の設立と充実、「プランニング基礎」の充実、「プランニング経営」及び「プランニング実践」等を展開している。「プランニング経営」及び「プランニング実践」等を展開している。</p>
<p>【114-2】 4) 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、他大学と連携し、実践研究を推進する。</p>	<p>【114-2】 4) 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、他大学と連携し、実践研究を推進する。</p>	<p>1. 多文化共生に向けての教育・研究を踏まえて、一橋大学等の他大学と連携研究を推進するとともに、外国人集住都市会議やGPフォーラムにおいて同種の取組みを行う他大学と情報交換を行い、共同推進のための企画打合せを行った。さらに、文部科学省、ブラジル大使館等と連携し、全国のブラジル人学校等外国人学校調査を実施し、施策の提言を検討している。この知見を基に、第2回日伯二国間協議会において、在日ブラジル人児童生徒の教育の現状の実態調査を踏まえた提言を行った。 2. 国土交通省「北関東圏における多文化共生の地域づくり調査」の一環として行う社会実験に関する委員会において、8つの社会実験をとりまとめた。この成果は、19年3月8日に開催されたシンポジウム「外国人と日本人、共に地域で暮らすには」でも報告を行った。 3. 県内の外国人学校を対象に、健康診断会（3日間：受診326名）及び健康相談会（1日：相談43名）を実施した。この取組みには、医療通訳者、学生、保健福祉事務所の専門職員がボランティアとして参加し、本学の多文化共生事業も地域協働事業としての方向性がより具体的になった。</p>
<p>【115】 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。</p>	<p>【115】 5) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。</p>	<p>既に包括協定又は産学連携協定を15企業等と締結し、大学の知の創造と新技術の創出を図るための産学連携・協力を推進し、積極的に地域への貢献を行っている。 1. 共同研究イノベーションセンターの主な取組み (1) 富士重工業(株)、サンデン(株)、三洋電機(株)、太陽誘電(株)、チッソ(株)との包括協定に基づき、共同研究などの連携を推進している。 (2) 県内の10金融機関と次の提携を進めた。 ① 金融機関の会員企業に対し、技術相談や共同研究を行っている。 ② 個別に大学の研究シーズの説明会やビジネスマッチング相談会を実施している。 2. 機器分析センターの主な取組み 18年度地域新生コンソーシアム研究開発事業、北関東産学官研究助成等の支援を得て、地元企業と連携して新商品の開発を行った。 3. アドバンスト・テクノロジー高度研究センターの主な取組み (1) 文部科学省による都市エリア事業で培った研究の推進、アナログ研究の中核</p>

		<p>拠点及びルネサステクノロジの寄附講座の研究に当たり、中心となって技術的な推進を行っている。</p> <p>(2) 18年度のアドバンスト・テクノロジー高度研究センターの成果報告会を開催するとともに、17年度同センター成果報告書を作成し、企業へ配付した。</p>
【116】 5) 工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。	【116】 6) 工学分野において、ナノテクノロジー研究会、アナログ集積回路研究会、ケイ素科学技術研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。	<p>1. ナノテクノロジー関連 次期ナノテク研究会の中核事業として、太田地区都市エリア事業を獲得するため、同事業準備会を発足させた。</p> <p>2. アナログ集積回路関連 (1) 「ルネサステクノロジ先端アナログ回路工学講座（寄附講座）」が先端アナログ技術の产学連携での研究開発、人材育成を行っており、昨年度から学生募集を開始し、本格的な研究活動を展開している。また、その研究成果を国内外の学会で発表するとともに、特許出願を行った。 (2) 「アナログ集積回路研究会」は、産学官のネットワーク活動を行う。18年度は20回の研究会を実施し、18年12月には会員数が600名を超えた。</p> <p>3. ケイ素科学技術研究会関連 年度計画に従って、次の三項目を実施している。 (1) 文部科学省特別教育研究経費（17～19年度）による連携融合事業の推進 (2) 学長裁量経費による研究の推進 (3) 群馬ケイ素科学技術研究会の開催</p>
【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。	【117】 7) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。	他組織との各種共同研究を活性化させるため、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」として対前年度11,000千円増の90,000千円を確保した。
【118】 7) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。	【118】 8) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。	<p>1. インキュベーションセンターを運営するIM（インキュベーションマネージャー2名）が主体となり、「起業塾in県庁」を開催した。18年度は太田商工会議所と共催で4回開催し、延べ150名の参加者があった。</p> <p>2. インキュベーションセンターにおいて、大学における研究シーズの実用化に向けて研究を推進している9テーマのうち、18年度に1社、通算で3社が起業化した。</p>
	【135-2】 9) 情報システムの活用において、海外協力校等との連携協力を推進するため、総合情報メディアセンター及び関係学部で遠隔授業システムの利用に向けた取組みを推進する。	年度計画【53】の「計画の進捗状況 3.」参照。

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	社会との連携においては、群馬大学が核となって地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活発化させる。また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【119】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。	(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【119】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。	1. 群馬県・群馬大学連携推進協議会を効率的・機動的に運営するため、地域社会との連携に係る各事項毎に協力することとした。18年度は、11月に群馬県新政策課主催による「科学するこころ連携会議」に参加し、同会議の取組目標である「子どもたちの科学するこころを」を育むための地域関係機関との連携ネットワークづくりへの協力の一環として同会議主催による催物への参加について学内周知を行った。 2. 上記のほか、次の地域社会との連携・協力を組織的に推進した。 (1) 18年8月には、群馬県・群馬県教育委員会の後援で、本学主催事業「理科体験教室－群馬おもしろ科学展－」を17年度に引き続き開催した。 (2) 群馬県教育委員会の協力により、県内各公立学校の電子メールアドレス提供を受け、電子広報に活用している。
【120】 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成16年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。	【120】 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、附属図書館の休日開館を行うなど地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。	1. 全ての公開講座(32講座)において、終了後アンケートを実施し、地域社会、一般市民からのニーズを汲み取り、次年度の計画に反映させている。 2. 地域貢献諮問委員会、社会貢献推進委員会及び企業懇談会の開催をし、地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備した。 3. 総合情報メディアセンター図書館(本館)において、休日開館を行った。 (入館者数 8,866名) 4. 群馬県主催の事業等に対する施設の提供及び講師を派遣し、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供した。
	【114-3】 3) 県、市町村等との連携により、多文化共生に向けての学校教育、社会教育の在り方について、実践研究を推進する。	1. 大泉町教育委員会と共同で「教員研修連続ワークショップ」を開催し、3日間で延べ500名を越える参加者があった。12年度より継続的に実施している本ワークショップは、大泉町公立小中学校全教職員の必修研修として位置付けられ、地域と大学協働の多文化共生教育に関する研修プログラムとして全国的に注目されている。 2. 18年度より、共生マインドをもった教員の養成を充実させるため「多文化地域の教職インターンシップ」を実施している。大泉町・大泉町教育委員会・伊勢崎市教育委員会の連携の下で、教育学部生が週1~2日の割合でインターンシップを実施している。 3. 異文化間教育専任教員を、17年4月に設置された群馬県新政策課多文化共生支援室に併任として派遣し、教育カリキュラムの構築と多文化共生教育策立案を推進している。 4. 大泉町・一橋大学・群馬県・前橋商工会議所との連携により第7回群馬大学「多文化共生シンポジウム」を実施し、多文化共生社会に求められる人材育成のあり

		<p>方について成果の中間報告をし、今後の課題を検討した。</p> <p>5. 大泉町・大泉町教育委員会との連携の下、「群馬大学・大泉町多文化共生インターンシッププログラム」を実施し、教育学部・医学部保健学科・工学研究科の26名の学生が14機関で就業体験を行った。</p>
【121】 3) 山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。	【121】 4) 健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークの構築について検討する。	<p>1. 17年度に引き続き、保健学領域に係る地域リハビリテーション、統合医療研究推進、地域保健総合推進及び病院・地域連携による高度医療依存在宅療養者支援の4つのプロジェクトを遂行している。</p> <p>2. 附属病院、嬬恋村国保診療所、上野村総合福祉センターの3地区をテレビ電話で結び、双方向のコミュニケーションを通じて生活習慣病の予防などの健康相談を行うなど、群馬県内山間部との遠隔医療システムを構築している。</p> <p>3. がん患者のニーズに即した包括的地域医療支援ネットワーク作りを目的に、18年度地域貢献事業として、次の取組みを行った。</p> <p>(1) がん患者会や支援団体の組織化への支援を行い、群馬県がん患者団体連絡協議会を設立した。</p> <p>(2) がん療養者の医療・看護相談を実施し、がん患者・家族のためのパンフレットを作成した。</p> <p>(3) 地域がん医療従事者の資質向上研修と事例検討会の実施を通して、ネットワークの形成を行った</p>
【122】 4) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。	【122】 5) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。	<p>1. 年度計画【121】のプロジェクトを群馬県や市町村と協力の下、健康づくりや疾病の予防、介護予防などに取り組んでいる。</p> <p>2. 群馬県介護保健室の職員提案型プロジェクトである「健康寿命延伸プロジェクト」に参画し、19年度の予算編成に向けた政策提言をとりまとめている。</p> <p>3. 糖尿病対策推進会議（糖尿病学会、糖尿病協会、医師会の3者で構成）の群馬版を立ち上げ、糖尿病の発症予防、合併症予防のための活動を開始した。群馬県保健予防課の協力も得て、講演会、糖尿病相談などを実施している。</p> <p>4. 群馬県ウイルス肝炎健診事業に検討委員や講演会等講師として貢献している。</p> <p>5. 職域メンタルヘルスケア対策を群馬県において推進するため、職域メンタルヘルス交流会を設立した。群馬県及び市町村の健康増進や介護保健事業、社会福祉協議会などの委員や助言者として貢献している。また、群馬県のニホンヤマビル対策にも貢献している。</p> <p>6. 医学部附属病院における院内がん登録のためのがん疫学ネットワーキンググループを立ち上げた。</p> <p>7. 県内がん登録関係者による連絡協議会を立ち上げるとともに、システム開発を行った。18年度は、群馬県地域がん対策協議会の立ち上げを行い、がん情報サービス向上に向けた地域懇話会を実施した。</p> <p>8. 教育学部、医学部附属病院及び医学部保健学科が協力して、生活習慣病の一次予防を目的とした地域貢献事業を進めてきたが、順調に成果を挙げ、18年度の現代GPに「地域密着型健康づくりプランナーの育成－健康スポーツクラブサービスをコアにして－」が採択された。</p>
【123】 5) 平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。	【123】 6) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。	<p>高校への出前授業、一日体験教室等の取組みを実施するとともに、その他に次の取組を行った。</p> <p>1. 県教育委員会と連携して、「ファシリテータ育成研修」を実施したほか、「群馬県教育委員会10年経験者研修」に参画し、教育方法に関する意見交換や交流を推進した。</p> <p>2. スーパーサイエンスハイスクール指定校と提携し、高校生に大学の先取り授業や体験実習を実施し、さらに、文部科学省「こどもゆめ基金事業」に参加し、県内の高校生に初步的な生命科学の講義及び体験学習を実施した。</p> <p>3. テクノドリームツアーや発明想像画コンクール、メカメカフェア、ロボットと遊ぼう、エレクトロ体験教室、一日体験化学教室、小学校での空力体験授業等の開催及び学習塾や児童館と連携して、サイエンスボランティアの育成を行い、</p>

			<p>理科教育の地盤強化を図った。</p> <p>4. 小中学校の国際理解教育（総合的な学習）に留学生の参加、発表等で協力した。また、教員が県教育委員会関連の活動（学校評議員、スーパーイングリッシュハイスクール運営指導員）を通じ、高等学校教育への助言、協力を行った。</p>
【124】 6) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。	【124】 7) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。		<p>1. 本学で生産された学術及び研究成果を蓄積し、広く学内外に公開する大学情報データベースシステム「学術情報リポジトリ」を試験公開し、順次充実を図ることとしている。</p> <p>2. 各部局において、ホームページの内容を適宜更新し、研究成果等に関する最新の情報を発信している。</p>
産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。	産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。		年度計画【119】の「計画の進捗状況」参照。
【126】 2) 平成20年度を目途に地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。	【126】 2) 地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携推進機構を組織化し、連携推進体制を強化する。		年度計画【179】の「計画の進捗状況 2.」参照。
【127】 3) 平成16年度から文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。	【127】 3) 文部科学省及び経済産業省の地域科学技術・産業振興事業、科学技術振興機構の地域研究開発促進拠点支援事業及び地域結集型共同研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。		<p>18年度は、次の取組みを行った。</p> <p>1. 経済産業省の「地域新生コンソーシアム研究開発事業」</p> <p>2. 経済産業省の「地域新規産業創造技術開発費補助事業」</p> <p>3. 経済産業省の「製造中核人材育成事業」</p> <p>「メカトロニクス・ロボット分野人材育成事業」が採択され、18年度から地域の企業及び自治体と連携して活動をした。また、17年度採択された「アナログ技術者の育成」について18年度も講座を開催し、定員の15名が受講した。</p> <p>4. 科学技術振興機構の「地域結集型共同研究事業」</p> <p>17年度採択された研究テーマ「環境に調和した地域産業創出プロジェクト」について、18年度も引き続き、工学部生物化学工学科で開発に取り組んでいる「家畜排せつ物(ふん尿)の低温ガス化」技術の実用化を目指して研究を行っている。</p> <p>5. 燃料電池の創りかたサロン</p> <p>本サロンは、燃料電池関連技術の向上、国際的な競争力の強化、地域産業の活性化へ向けて、研究情報交換を異業種、産学官で行い、地域企業の活性化と事業化を目的として17年5月に設立された。19年1月12日に化学工学会と共にシンポジウム「MEAまわりの物質移動と燃料電池設計」を開催した。</p>
【128】 4) 平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズによる卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通じて、産業教育の活性化を図る。	【128】 4) 企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通じて、産業教育の活性化を図る。		<p>1. 18年8月に企業懇談会を開催し、工学部の有しているシーズを公開するとともに、教員と来場者（企業関係者等）が意見交換を行う分科会を充実させた。ニーズ発表として企業等の展示・発表の場も設けた。また、アンケートを実施し、企業の求めている大学側の対応について意見を収集した。</p> <p>2. 工学研究科では、従来のインターンシップ制度とともに、対象を博士前期及び後期課程まで拡大した派遣型人材育成インターンシップ（3ヶ月以上）を開始した。</p> <p>3. 工学研究科博士後期課程では、特別実習を修了要件として設定し、実社会での研究開発の実際を体得させている。</p>

		4. アドバンスト・テクノロジー高度研究センターでは、製造中核人材育成事業、アナログ技術者育成プログラムを17年からサポートし、センター内の施設、設備を使用し、多くのプログラム修了者を輩出している。 5. その他、燃料電池の創りかたサロン、起業塾、科学技術振興セミナーを開催し、討論会などを通じて、地域産業のニーズを収集した。
【129】 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の拡大充実を推進する。	【129】 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の充実を図る。 ○ 前橋工科大学及び前橋商工会議所と連携に関する協定を締結し、科学技術振興及び地域文化の発展に努める。 ○ 地元金融機関等と協力して产学連携の推進を図る。	18年度は、次の取組みを行った。 1. 前橋工科大学と協力して、脳研究支援データーベース部会を立ち上げた。 2. 前橋商工会議所が推進している「まちなかキャンパス」構想に参画し、アンケート調査、ヒアリング調査の実施並びに広報誌作成実施計画案の作成をし、今後のネットワークの基礎づくりを行うとともに、介護・がん早期診断についての市民講座を開催した。 3. 太田市との連携を図るため、「地域ものづくり教育研究整備推進協議会」を設置し、工学部太田キャンパス整備を検討し、実現を図った。 4. 产学連携等に関する協定書に基づき、金融機関と共同して新技術説明会を開催し、产学連携の推進を図った。
【130】 地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 1) 県内国公私立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学(山形、徳島、愛媛、熊本、群馬)間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。	【130】 地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 1) 県内国公私立6大学（県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、放送大学、本学）間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、5大学（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、本学）間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。 ○ 4大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、本学）間の協定により、大学院間の教育研究について連携し、実施の具体化を図る。	1. 県内国公私立6大学（県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、放送大学、本学）の単位互換のシステムに加えて、さらに前橋工科大学との単位互換システムを構築した。 2. 国立5大学（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、本学）間の大学間交流協定に基づき、学生と教員の教育連携シンポジウムを開催し、また、遠隔通信による受講を行った。 3. 4大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、本学）の大学院における教育研究の円滑な推進と、今後の一層の充実を図ることを目的とする連携協定に基づき、4大学大学連携協議会の下に検討部会・WGを設置し、連携事業の具体化へ向けた検討を行っている。4大学持ち回りによる产学連携セミナーを18年11月10日に前橋市において実施した。
【131】 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。	【131】 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。	1. 特色GP「多文化共生社会の構築に貢献する人材育成」の第7回シンポジウムを、一橋大学の同GP「人間環境キーステーションとまちづくり事業」のグループと連携して開催し、事業や研修の共同企画を進めることとなった。 2. 群馬・秋田両大学COEプロジェクトの共同研究検討の一環として、合同シンポジウム「生体情報伝達研究のカッティングエッジ」を開催した。 3. 大学間の各種研究会として、生体調節研究所と名古屋大学環境医学研究所で合同シンポジウム「環境ストレスによる重大な健康障害に対する革新的な予防法創出」を実施した。
【132】 3) 県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力をを行う。	【132】 3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力をを行う。	県内の看護系大学との共同研究を推進するため、研究者情報の相互交換・利用ができるネットワークシステムを構築し、共同研究を行う体制を整えた。今後は情報の更新を行うとともに、研究会や勉強会などの情報も提供することとした。
留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具	留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具	

<p>体の方策</p> <p>【133】 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。</p>	<p>体の方策</p> <p>【133】 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。</p>	<p>1. 国際交流委員会と留学生センターが一体となって戦略的な国際交流事業を推進するための組織として「国際交流企画室」を設置した。 2. 大学間協定1件、部局間協定5件を新たに締結し、さらに、既存の部局間協定2件を大学間協定に昇格させた。昇格させた2件の協定は、中国遼寧省における产学連携推進をも目的とする。 3. 学内経費を確保して若手研究者10名の国際学会渡航費を助成するとともに、5協定締結校から6名の研究者を招聘した。さらに、各部局において、外部資金を積極的に活用して、学生、研究者の招聘・派遣を行った。 4. COE国際シンポジウムを開催し、著名な外国人研究者6名を招聘した。</p>
<p>【134】 2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>【134】 2) 留学生的教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>1. アジア地域の優秀な大学院生獲得という戦略的目標の下、工学部長並びに医学系研究科長がアジア諸国を訪問し、当地の大学、研究機関とネットワークを構築した。 2. 留学生が各自の専門分野を学ぶとともに、日本語・日本文化を理解するために、研修旅行やホストファミリー制度を整備し、有意義な留学生活を過ごせるよう配慮した。</p>
<p>【135】 3) 外国大学での履修単位を一層弹力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>	<p>【135】 3) 外国大学での履修単位を一層弹力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>	<p>1. 博士課程のダブルディグリー取得について、地中海大学（マルセイユ大学II）と協議を重ね、試行的に実施する予定である。 2. 国際交流関連の情報や各学部の交流活動について、全学及び各学部のホームページを随時更新した。 3. 国際交流企画室において、国際共同研究、国際会議の開催、帰国留学生の情報のデータベース化、国際交流活動に関する調査等を引き続き実施した。</p>
<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【136】 1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体化して処理するための組織を整備する。</p>	<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【136】 1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体化して処理するための組織を整備する。</p>	<p>1. 国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織として、「国際交流企画室国際協力事業専門部会」を設置し、今後の方向性を検討した。 2. 途上国（アジア、中米）の研究者、技術者と感染症に関する共同研究（薬剤耐性、感染免疫）、知的支援（診断、予防、治療・技術協力）を活発に行うとともに、国際原子力機関の放射線治療トレーニングワークショップを開催し、アジア地域の放射線医療の向上に貢献した。また、国際協力事業の拠点となる機関として、インドネシア教育大学と部局間協定を締結した。</p>
<p>【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>	<p>【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>	<p>国際協力機構による開発途上国への各種支援活動に協力し、主に次の事業を展開している。 1. 草の根技術協力事業「感染症対策技術向上」を群馬県と協力して実施した。 2. 「現職教員研修政策実施支援計画」（ガーナ）及び「前期中等理数科教員研修強化プロジェクト」（インドネシア）を18年度から3年間実施する。また、本事業の間接経費を、開発途上国における本学教員の教育・研究活動費や研究者の招聘旅費の助成に充て、国際協力事業の充実・発展を図った。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

② 附属病院に関する目標

中期目標	医学・医療・看護・福祉を総合的に見据えた教育・研究・臨床活動を推進し、広く社会のニーズに応え、患者に信頼される高度先進医療、その他先進医療を実践する中核病院を目指す。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 患者を中心の質の高い医療を実施するための具体的方策 【138】 1) 医療過誤防止のために院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーバイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 患者を中心の質の高い医療を実施するための具体的方策 【138】 1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーバイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。	1. 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化するため、ゼネラルリスクマネージャー（医師、看護師各1名）に薬剤師を1名増員し、薬剤に対するリスクが生じないような体制を整備した。 2. 医療安全講習会、病院感染対策講演会、危険予知行動（KYT）研修及び児童虐待防止対策（CAPS）講演会等を開催し、職員の資質向上を図った。 3. クリニカルパス大会を5回開催し、計7件のパスが承認されるなど、患者状態適応型パスシステムの開発研究を実行している。 4. 医療事故（過誤のないものも含む）報告の電子化、院内感染情報の共有化、説明書・同意書の実情調査など、17年度に引き続き実施している。
【139】 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間との効率的な運営を行うために中央診療機能の拡充を図る。	【139】 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間との効率的な運営を行うために中央診療機能の拡充を図る。また、高度医療を支える診療体制充実のため、新規設備の充実、老朽化設備の更新を図る。	1. 新中央診療棟が18年8月に竣工し、画像診断部門の検査室、手術室、外来化学療法室等の拡充をするとともに、画像診断機器類、手術部機器等の整備を図った。 2. 17年度から引き続き、医療機器類の更新のための予算を確保し、老朽化した機器を費用対効果を踏まえて、順次計画的に更新している。
【140】 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、リハビリテーション部の整備、女性専門一次外来の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。	【140】 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、リハビリテーション部などの整備、女性専門一次外来の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。	1. リハビリテーション部門の整備として、理学療法士2名、作業療法士1名及び言語聴覚士1名の増員、さらに、耳鼻咽喉科聴覚外来に言語聴覚士1名を増員した。 2. 17年度に引き続き、「女性専門」「小児卒煙」「アスベスト」及び「中皮腫」の各外来での初期診療の充実を図るとともに、救急部、集中治療部、総合診療部を統合した「クリティカルケアセンター」の設置及び救急部門診察室等の拡充など救急医療体制の強化を図っている。
【141】 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。また、患者用駐車場の整備・拡充の推進に努める。	【141】 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。	1. クレジットカード、デビットカードによる患者診療費支払方法を導入し、待ち時間の短縮を図った。また、病院内の売店で販売する商品について、JR東日本の電子マネー「Suica」による支払方法を導入した。 2. 教育学部、医学部保健学科及び市内の医療系専門学校と連携し、学生ボランティア活動（体験）を実施する体制を整え、患者に対するサービスの充実を図った。 3. ホームページに看護職員に関するコントンツを追加して充実を図った。 4. 地域住民及びがん地域懇話会参加者を対象にそれぞれ病院見学会を開催し、本学の診療活動及び新しい中央診療棟でのがん診療活動の状況をPRした。 5. 上毛新聞社発行の「健康通信俱楽部」（発行部数：17万部）に本学の診療活動を寄稿し、市民に詳しく紹介している。

<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策</p> <p>【142】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学生の診療参加型実習を推進するとともに、卒後臨床研修の義務化に対応して臨床研修センターを拡充し、職員の専門能力を高めるための継続的な教育研修プログラムを提供する。 	<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策</p> <p>【142-1】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) -① 医学科の「特色ある大学教育支援プログラム」である「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」を推進し、低学年の学生から診療参加型実習を推進する。 <p>【142-2】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 臨床研修センターを充実し、効率的でかつ専門能力を高めるための継続的な教育研修プログラムを提供する。 <p>【142-3】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 初期臨床研修終了後の専門的研修システムを構築し、指導医の充実を図り、シニアレジデント制度を発展させる。 	<p>1. 特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」を効果的に推進するため、医療倫理ケーススタディーに用いるビデオドラマを制作した（全4作中、18年度1作完成）。</p> <p>2. 19年1月から、診療参加型実習を医学科5年次から実施した。</p> <p>3. 17年度に引き続き、総合情報メディアセンター図書館（医学分館）に、同プログラムの教育効果を高めるため、特設コーナー「患者さんのこころ」を設置し、資料面からの支援を行っている。</p> <p>1. 18年10月10日に「シニアレジデント制度検証委員会規程」を整備し、17年度に策定した初期臨床研修プログラムの指導実施状況等をシニアレジデント制度1年を経過した観点から検証している。また、教育教材を整備するため、教材を選定中である。</p> <p>2. 臨床研修センターにシニアレジデント担当事務職員を配置した。</p> <p>1. 18年度に、シニアレジデント制度によって、61名が専門医研修を受けている。</p> <p>2. 19年度のシニアレジデント応募者は68名、合格者64名であった。</p> <p>3. 本院で採用し、他病院に所属させたシニアレジデントと本院勤務のシニアレジデントの交流を行った。</p>
<p>【143】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 研修医の教育、臨床治験、先進医療を進める際に不足となる教員を補うために、研修指導医、非常勤医師を増員する。 	<p>【143-1】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) -① 研修医の教育、臨床治験、先進医療を進める際に不足となる教員を補うために、研修指導医、非常勤医師を増員する。 <p>【143-2】</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 北関東医療圏における戦略的計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期臨床研修の充実を図る。 	<p>1. 教員（医師）が研修医指導を担当することから、当該教員（医師）の診療行為を代替担当するため、医員・シニアレジデントを増員し、対策を図った。</p> <p>2. 女性医師等の定着率を向上させるため、院内保育所（19年4月2日開所）を設置した。（19年4月入所者11名、19年度中に14名の予定）</p> <p>1. 本院研修医98名が、地域病院において各自のプログラムによって1年間研修を行っている。群馬県との連携によって、県が4名を採用し、本院において研修を実施している。</p> <p>2. シニアレジデント61名のうち22名が地域病院に所属し、本院指導医の指導を受けながら業務を遂行している。</p> <p>3. 群馬県臨床研修指導医養成講習会へ10名が参加し、臨床研修の指導について、充実を図った。</p>
<p>【144】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。 	<p>【144】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。 	<p>保健学科教員と附属病院職員が連携し、次の取組みを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護研究の倫理調整、実習調整を行うとともに、連携会議規程を整備して臨床実習教育検討会、各自習科目打合会の実施を明確化した。 2. 看護実習教育の質の向上を目的に、「臨床実習教育ワークショップ」を開催し、実習施設の教育担当者とグループ討議を行った。 3. 都道府県がん診療連携拠点病院の普及啓発事業に係る市民向けパンフレットを作成し、がん患者会等へ配布した。 4. これまでの外来看護相談（乳腺看護、母性看護、排尿機能看護、リラクゼーション、福祉医療）に加え、新たに「がん看護相談」を開設した。
<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策</p>	<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策</p>	

<p>【145】</p> <p>1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。</p>	<p>【145】</p> <p>1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。</p> <p>○ 遺伝子診断、治療等に関して、 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を進めながら診療体制を充実させる。</p>	<p>1. 大学院医学系研究科と生体調節研究所で、糖尿病の原因遺伝子同定の研究、既知の原因遺伝子を利用した遺伝子診断、糖尿病合併症の原因遺伝子の同定などの共同研究を行うとともに、糖尿病の再生医療、肝再生の促進や肝線維化、腎線維化及び動脈硬化に対する新規治療法の開発などをを目指して、共同研究を推進している。さらに、先端医療研究に関するシンポジウムを開催した。</p> <p>2. 「抗がん剤感受性試験」が先進医療として承認された。</p>
<p>【146】</p> <p>2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。</p>	<p>【146-1】</p> <p>2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。</p>	<p>1. 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受け、がん診療の組織化を図る「腫瘍センター」を設置するとともに、「院内がん登録システム」を本格稼働させ、院内外のがん登録の統計・分析を診療科が横断して実施する体制を整備した。</p> <p>2. 「院内がん登録WG」を設置して院内で統一した精度の高いがん登録が実施可能な体制を整備した。</p> <p>3. 緩和ケアチーム及び栄養サポートチームを編成し病棟をラウンドすることによって、患者に対するがん性疼痛等の緩和や術後等の早期回復を促している。</p>
<p>【147】</p> <p>3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部及び地域共同研究センターを活用する。</p>	<p>【147】</p> <p>3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部等を活用する。</p>	<p>国際共同治験の実施体制を整備し誘致することを目指して、本学を含む東京大学、千葉大学、筑波大学、東京医科歯科大学、新潟大学で「大学病院臨床試験アライアンス」を組織して活動を開始した。</p>
	<p>【146-2】</p> <p>4) ホームページ等を通じて高度先進医療等に関する広報を進める。</p>	<p>1. 17年度に引き続き、ホームページに先進医療に関する情報を掲載し、広報内容の充実を図った。</p> <p>2. 群馬県医師会のホームページと附属病院病診連携センターをリンクして初診患者の事前受診申し込みを可能とした。</p>
<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的方策</p> <p>【148】</p> <p>1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。</p>	<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的方策</p> <p>【148】</p> <p>1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。</p>	<p>1. 都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受け、他の拠点病院と連携を取る中心的な組織として、「腫瘍センター」を設置した。さらに、拠点病院間のネットワーク事業として「群馬県がん診療連携拠点病院連絡協議会」を設置し、医療従事者向けのシンポジウム及びがん地域懇話会を実施した。</p> <p>2. 附属病院と過疎地をテレビ電話で結び、「3地点をTV電話で結ぶ暮らしと健康」と題する公開講座を実施した。</p> <p>3. 群馬県の「新生児聴覚検査事業」との共同支援体制を構築し、院内に「難聴児支援センター」を組織したことによって、58例の難聴児が発見できた。</p>
<p>【149】</p> <p>2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。</p>	<p>【149】</p> <p>2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。</p>	<p>地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進するため、17年度に定員化した医療ソーシャルワーカーと、地域連携担当専門職員との連携を取り、次の取組みを行った。</p> <p>1. 18年11月から、医療機関からの患者紹介に対する返信を開始した(約3,500通)。その際に、附属病院の診療活動を紹介し、医療機関と連携を深めることができた。</p> <p>2. 群馬県医師会のホームページと附属病院病診連携センターをリンクして初診患者の事前受診申込みを可能とした。</p>
<p>【150】</p> <p>3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>	<p>【150】</p> <p>3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレスを試行的に行う。遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>	<p>1. 18年度から電子カルテの運用の試行を開始した。使用状況を随時報告することで、診療科において退院サマリー・院内外紹介状の利用が向上した。</p> <p>2. フィルムレスは中央診療棟の開設に合わせて、一部の画像診断分野について実施できるように、システムを更新中である。</p>

<p>【1 5 1】</p> <p>4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>【1 5 1】</p> <p>4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する体制について検討する。</p>	<p>19年4月に開院する新中央診療棟稼働と同時に、救急・災害拠点病院として地域医療に貢献する体制を整備するために準備している。</p>
<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策</p> <p>【1 5 2】</p> <p>1) 病院長直属の組織として病院企画戦略部門を設置し、外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策</p> <p>【1 5 2】</p> <p>1) 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>17年度から引き続き、民間企業の経営ノウハウ等を病院経営に活用するため、民間の者（三洋電機㈱客員）を病院長補佐として採用し、全病院職員対象の講演会や病院運営会議等において、必要な提言を受けている。</p>
<p>【1 5 3】</p> <p>2) 医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。</p>	<p>【1 5 3】</p> <p>2) 既得の日本医療機能評価機構による病院機能認定の更新に向けて医療機能評価システムを構築し、教職員による自己評価を行う。さらに評価結果に基づいて効率的な人事配置を行う。</p>	<p>1. 18年9月25日と26日（一部は、10月3日）に院内者による病院機能評価を実施した。 2. 16年度から毎年度実施した院内者による病院機能評価の結果、疾患統計、診療録管理、院内がん登録について、診療情報管理室を中心に本格的に実施するため、診療情報管理士を専任事務職員として19年度から配置することとした。</p>
	<p>【2 2 5－2】</p> <p>3) 診療報酬改定等の外的要因による影響への対応及び経営改善に努め、病院経営の安定を図る。</p>	<p>1. 18年度診療報酬改定マイナス3.16%を受けて病院収入の減少を抑えるため、各教職員へ毎月の稼働・収入状況を周知した。 2. 18年度収入は、17年度並となった。疾患毎の分析は、診療分析システム（アローズ）によって各疾患毎の影響について検証を可能とした。 3. 管理会計システムについても、診療科別・部門別の原価計算の試行分析を開始した。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

③ 附属学校に関する目標

中期目標	附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究及び教育実習に関して教育学部との連携を強化する。学校教育の質的向上に寄与するという附属学校の役割を自覚し、公立学校や関係教育機関等と連携して、地域貢献に努める。附属学校間の連携の在り方、学校運営の内容と組織、教育課程、教育施設、学校規模等を総合的に検討し、子どもたちの学校生活の充実を目指す。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。 ○ 各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図り、その成果については公開研究会等で発表する。	17年度に組織した「群馬大学教育学部・附属共同研究委員会」、この委員会の下に設置した「研究推進部会」、「個別研究部会」を中心に、各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図った。この成果については、各附属学校の公開研究会、報告書等で発表した。なお、18年度は、小学校(3研究)、中学校(5研究)、養護学校(4研究)、幼稚園(2研究)、個別研究連携部会による発表などがあった。
【155】 2) 実践的な指導力が身に付くよう に、教育学部とともに教育実習の 在り方を見直し、改善を図る。	【155】 2) 実践的な指導力が身に付くよう に、教育学部とともに教育実習の 在り方を見直し、改善を図る。	教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割に基づき、実習生への指導内容及び方法を見直し、具体的な改善を図った。また、平成18年度版「教育実習の手引き」を作成した。さらに、手引書「教師としての基礎・基本」の見直し・作成準備を進めた。
関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。	関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。	群馬県と本学との「教員の人事交流に関する覚書」を取り交わし、人事交流、教員の給与及び基本的な研修の場の確保など人事に係る諸条件を整備した。今後は、その他の勤務条件に関して、検討を行う。
【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。	【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。	新しい学習指導要領の実施に伴い、新しい評価観の確立及び学習評価の在り方にについて先導的に取り組み、公開授業等の開催を通して啓発に努めてきた。17年度から引き続き、附属幼稚園・小学校・中学校が協力して新しい課題とされる幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携など幼児、児童、生徒の発達に応じた指導の在り方、校種間の円滑な接続などを中心的に研究した。今後、子ども一人一人が生きる力を主体的に身に付けるよう、幼・小・中一貫教育の深化を図っていく。
【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。	【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。	県内の教育水準の向上を目指し、従来より公開研究会、公開講座や出前講座の開催、研究成果の出版など県内の教育研究の推進役として地域に貢献している。また、附属小・中学校は、県内の小・中学校の教科部会の事務局を引き受けている。四校園とも公開授業や研究協議会、各種発表会などを通して研究方法や研究成果を広めなど、地域の教育の振興に寄与している。

<p>【159】</p> <p>4) 附属養護学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を整備し、特別支援教育センター（仮称）の設置を目指す。</p>	<p>【159】</p> <p>4) 附属養護学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、17年度に設置された特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制をさらに充実させる。</p>	<p>附属養護学校では、重複障害の児童生徒について受け入れ可能な施設設備の整備などに引き続き努めている。また、学部学生、教員などと連携し、適切な教育内容・方法を追求し、個別の教育支援計画を策定した。さらに、「特別支援教育サポートセンター」において、現在、軽度発達障害児（学習障害、注意欠陥障害・多動性障害等）に係わる地域の学校、学級、本人の問題について、相談（訪問相談（訪問相談延べ58件）、養育相談12件、来校相談21件、電話相談9件）、教育アセスメント（12ケース）、放課後セッション（個別 延べ128件、集団2回）等の支援を行った。</p>
<p>学校生活を充実させるための具体的方策</p> <p>【160】</p> <p>1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>	<p>学校生活を充実させるための具体的方策</p> <p>【160】</p> <p>1) 実践的な教育研究を推進しながら、発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>	<p>16年度に各校園の研究主任を中心に共同研究テーマ「豊かな学力を身に付け自己実現を図る子どもの育成～「考える力」「表す力」を培う幼小中一貫教育を通して～」を設定し、17年度の公開研究会等で実績報告をした。子どもの成長に即した「考える力」、「表す力」については、学部との共同研究に位置付け学部教員と連携して研究を推進してきた。</p>
<p>【161】</p> <p>2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設定し、各校園の教育目標を見直すとともに、教育学部と協力してその実現を図る。</p>	<p>【161】</p> <p>2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設定し、各校園の教育目標を見直すとともに、教育学部と協力してその実現を図る。</p>	<p>幼小中の学びの連続性に視点をあて、幼小中教育の一貫性、幼小中と養護学校との連携を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具体化に努めた。</p>
<p>【162】</p> <p>3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域に開かれた学校を目指す。</p>	<p>(平成19年度計画事項)</p>	<p>幼稚園では、チーム保育の研究を進めてきた。小学校では、14年度より「さくらプラン」を導入し、中学校では、数学と英語について非常勤講師とのチームティーチングを行い、きめ細やかな指導の充実に努めている。養護学校では、個別の教育支援計画を作成し、実践した。17年11月に特別支援教育サポートセンターを開設し、公立小学校等の軽度発達障害の相談や知的障害児の養育についての相談を実施し、地域の教育課題の解決に貢献した。また、各学校園とも、地域の代表者を学校評議員に委嘱し、その意見を学校運営に反映させた。</p>
<p>【163】</p> <p>4) 学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。</p>	<p>【163】</p> <p>3) 学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。 ○ 教職員による学校評価に加え、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行う。</p>	<p>17年度に教職員、保護者、児童生徒、学校評議員、学外者による学校評価を実施した。18年度は、その結果を学校評議員等に示し、附属学校の運営や施設の充実に生かした。また、18年度は学外者による評価は実施せず、通常の学校評議員制度や公開等を通して、学校評価を充実させ運営の改善に生かした。なお、外部評価については、5年毎に実施することとした。</p>
<p>【164】</p> <p>5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。</p>	<p>【164】</p> <p>4) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。</p>	<p>1. 人的条件については、年度計画【156】の「計画の進捗状況」のとおりである。 2. 校舎等については、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の視点から附属小学校校舎の一部補修を実施した。</p>
<p>【165】</p> <p>6) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。</p>	<p>【165】</p> <p>5) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。</p>	<p>学部における教育実習改善案を基に、附属四校園で一貫教育に関する研究の推進及び附属学校の使命である教育研究・教育実習の充実を図ることを前提として、附属学校の将来構想（学校規模）について、附属四校園連絡会議及び連絡会で検討を始めた。前橋市教育委員会と特に附属小学校の児童数が市内小学校平均児童数を大きく上回る問題などについて、事務レベルで話し合いを開始した。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

教養教育実施体制の整備

「大学教育・学生支援機構」の中に、大学教育センターを設置し、共通教育企画部、外国語教育部、教育方法企画部の3部門を置いて、全学の支援協力のもとに教養教育を行う体制を整備した。

教育方法等の改善等

1. 個性・特色の明確化を図るための取組み

大学教育改革支援プログラムにより、次のような特色ある教育に取組んだ。

(1) 特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）

① 多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成（17年度採択）

多様な文化をもつ外国籍住民と地域住民との共生に資する専門的職業人の養成を行うため、地域協働ネットワークを活用した全学的・総合的教育カリキュラムを開発した。

② 良医養成のための体験的・実践的専門前教育（16年度採択）

高い倫理観と技能・知識・態度を兼備した医師を育成するため、専門前段階から医学倫理、早期臨床体験実習を中心として、医師の社会的責務を自覚させるためのカリキュラムを実施する。

(2) 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）

① 地域密着型健康づくりプランナーの育成（18年度採択）

健康づくりプランナー育成カリキュラムにより、地域の健康づくりに関する課題を分析・解決する人材及び行政区分・専門領域の健康プログラムを「健康スポーツに総合化」する人材等の育成を行う。

② 産学連携による理系専門英語の実践型教育（17年度採択）

企業における実用的英語訓練の考え方を導入し、体験的・実践的な理系専門英語教育を展開することで、学生のコミュニケーションツールとしての英語を使いこなせる能力の涵養を図る。

③ 知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育（16年度採択）

教養課程学生から若手研究者・社会人に至るまで、レベルに合わせた知的財産教育を実施し、特許の基礎及び専門・実務知識の取得と弁理士試験へのチャレンジを目指す。

(3) 魅力ある大学院教育イニシアティブ教育プログラム（大学院GP）

大学院医学教育の双方向型展開と実践（17年度採択）

大学院教育センターを基礎・臨床医学融合の要と位置付け、課程制大学院教育の実質化を図り、「基礎と臨床」、「大学と社会」等の双方向性を取り入れ、「大学院生が自主的に行う国際共同研究」をカリキュラム上に具体化させる。

(4) 派遣型高度人材育成協同プラン

企業から期待されるナノテク技術人材の育成（18年度採択）

工学研究科で豊富な研究実績があるナノテク分野を対象に、研究分野や企

業活動で中核的役割を果たす高度専門人材になりうるための深い専門知識、技術を有し、かつ、周辺分野においても知識及び技術を持つ人材を育成する。

2. 指導方法等の改善・充実に向けた取組み

16年度から引き続き、学生の自主性を尊重した授業評価を実施し、評価結果に基づく「学生と教員による授業方法改善のための懇談会」や「全教員参加のFD」などを実施し、学生の意見を含む評価結果が、直接、授業改善に反映された。「P. 28【236】」

学習支援の充実

障害のある学生への全学的支援体制

「群馬大学障害学生修学支援要項」（17年度策定）に基づき、障害のある学生に対して全学的支援体制を整備し、ノートティーカーによる支援及びノートティーカー養成講座の開催、出入り口スロープの設置、TAによる実験補助等を実施した。

研究活動の推進

1. 学術研究推進戦略の策定

本学の体系的学術推進戦略を18年6月に策定し、研究設備等の整備は研究戦略室が中心となって、マスタープランに従って計画的に行うこととした。

2. 資源の重点配分による研究活動の活性化に向けた取組み

学長裁量経費の教育研究改革・改善プロジェクト経費により、「学部の枠を越えた全学的視点に立った研究プロジェクト経費」、「研究国際化の推進経費」、「21世紀COEプログラム等への申請・支援経費」及び「若手研究者等の研究活性化の推進経費」等を配分し、研究活動の活性化を図った。

3. 若手教員に対する支援

若手教員（40歳以下で科学研究費補助金不採択者）に対する支援として、上記2. の「若手研究者等の研究活性化の推進経費」を配分している。配分を受けた教員には、19年度の科学研究費補助金への積極的応募を義務付けた。

4. 柔軟な研究実施体制の整備と21世紀（またはグローバル）COEプログラムへの取組み

16年度から引き続き、研究・知的財産戦略本部の研究戦略室において、部局内又は、部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築していく。これまで、中期計画で定めた重点8領域の内、「生体情報の受容伝達と機能

発現」(14年度採択)と「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)の2つの拠点計画は21世紀COEプログラムとして採択されている。

(1) 生体情報の受容伝達と機能発現 (14年度採択)

神経系と内分泌系の情報受容、受容情報のモジュレーション、情報応答としての機能発現、さらにこの情報伝達システムを形成するメカニズムについて研究を実施するとともにこの分野の研究者を育成した。本プログラムは18年度に終了するので、規模をスケールアップしてグローバルCOE拠点形成を目指すこととした。

(2) 加速器テクノロジーによる医学・生物学研究 (16年度採択)

加速器工学と医学・生物学研究の融合による新しい細胞生物学研究分野の創出と世界最先端の医療技術の開発で着実な成果を挙げ、18年5月に実施された中間評価でA評価を得た。

5. 重粒子線照射施設の設置

「切らずに治す」最先端がん治療装置として本学に設置される重粒子線照射施設の建設計画は順調に進捗し、18年10月までに建物の実施設計を終了し、19年2月17日に着工式と記念シンポジウムを開催し、工事に着手した。現在、重粒子線医学研究センター(17年6月設置)を中心に、21年度に施設を稼働させるための体制整備を進めている。

社会連携・地域貢献・国際交流等の推進

1. 地域貢献の推進

(1) 「地域ものづくり教育研究整備推進協議会」の設置

太田市との連携を図るため、「地域ものづくり教育研究整備推進協議会」を設置し、工学部太田キャンパスの整備について検討した結果、19年4月に生産システム工学科を設置することとした。

(2) 「群馬産学官連携推進会議」の開催

本学、前橋工科大学、前橋商工会議所が主催して、群馬県の産学官連携をより一層推進し、地域の活性化を図ることを目的に「第2回群馬産学官連携推進会議」を約530名の企業関係者等を集め、平成18年6月12日に開催した。

(3) 「教育改革・群馬プロジェクト」の推進

16年度より、県教育委員会と連携して、特色ある教育課程の開発など学校現場における喫緊の8つの課題について共同研究を推進してきた。19年3月に3年間の研究成果を報告書に取りまとめた。

(4) 群馬大学地域貢献事業理科体験教室「群馬おもしろ科学展」の開催

17年度に引き続き、小中学生の理科離れに対処するために、地域貢献事業として、理科体験教室「群馬おもしろ科学展」を18年8月10~15日にわたり開催した。(期間中の入場者数 6,497名)

(5) 群馬大学工学部「工学クラブ」の設立

地域社会と一体となって「理数系離れ」問題を解決し、科学に関する啓発活動を継続的に展開していくため、近隣の小・中・高校生を会員とした「工学クラブ」を設立した。(会員数 32,710名、教育委員会 7機関、幼稚園・小・中・高等学校 87校、その他 3機関)

2. 産学連携のための体制の整備

「産学連携・先端研究推進機構」の設立

大学における研究成果を社会還元し、産学官連携による地域活性化や創業支援といった社会貢献活動を推進していくことを目的に、18年6月に「産学連携・先端研究推進機構」を設立した。

3. 国際協力の推進

これまで個々の教員が行っていた開発途上国に対する国際協力を大学として組織的に取り組むため「国際交流企画室国際協力事業専門部会」を18年6月1日に設置した。

18年度から「ニカラグア感染症対策技術向上」等、3件のプロジェクトを受託事業として実施している。

附属病院の機能の充実

1. 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組み

(1) 教育や臨床研究推進のための組織体制(支援環境)の整備状況

- ① シニアレジデント(後期専門医研修)制度を導入し、18年度は61名がシニアレジデントとして専門医研修を受けている。また、臨床研修センターにおいてシニアレジデント制度検証委員会を組織した。このように、初期研修からシニアレジデント(後期専門医研修)への一貫教育体制を整備した。
- ② 18年6月、国際共同治験の実施体制を整備し誘致することを目指して本学を含む東京大学・千葉大学・筑波大学・東京医科歯科大学・新潟大学で「大学病院臨床試験アライアンス」を組織して活動を開始した。

(2) 教育や研究の質を向上するための取組状況

- ① 特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」を効率的に推進するため、ビデオを作製した。(全4作中、18年度に第1作完成)
- ② 19年1月から診療参加型実習を医学科5年次に実施した。
- ③ 大学院医学系研究科及び生体調節研究所と様々な共同研究を行っている。具体的には、糖尿病の原因遺伝子同定の研究、既知の原因遺伝子を利用した遺伝子診断、糖尿病合併症の原因遺伝子の同定、糖尿病の再生医療、肝再生の促進や肝線維化、腎線維化、肺線維化に対する新規治療法の開発、動脈硬化に対する新規治療法の開発などに関する共同研究を推進している。
- ④ 重粒子線照射施設完成後の診療体制、適応患者の集患体制を構築する

ために、群馬県立がんセンターと連携して重粒子線治療設置臨床準備部会を設置し、4回の会合をもった。この準備部会での検討を踏まえて19年4月に重粒子線治療検討委員会及び臓器別に14の専門部会を設置し、臓器別治療プロトコルの作成などの作業を開始することになった。

2. 質の高い医療の提供のために必要な取組み

(1) 医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）

結婚や出産・育児等で一旦現場を離れた女性医師が臨床医として復帰するための再教育プログラム「女性医師支援プログラム」を設けた。また、女性医師等の定着率を向上させるため、自己財源と(財)21世紀職業財団の助成により、院内保育所(19年4月開所)を整備した。

(2) 医療事故防止や危機管理体制の整備状況

- ① 18年9月14日の臨床主任会議において院内安全管理体制及び危機管理体制を強化するため、ゼネラリストクマネジャー（医師1名・看護師1名）に薬剤師を1名増員し、薬剤に対するリスクが生じないように体制を強化した。
- ② 「医療安全講習会」、「病院感染対策講演会」、「医療安全職員研修会」、「児童虐待防止対策(CAPS)講演会」を実施し、職員の意識向上に努めた。職員一人当たりの受講回数は2.2回となった。

(3) 患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

- ① 地域住民を対象とした病院見学会を2回実施し、本院の診療活動をPRした。
- ② 教育学部、医学部保健学科及び市内の医療系専門学校と連携し、学生ボランティア活動(体験)を実施する体制を整え、患者に対するサービスの充実を図った。
- ③ 18年9月からクレジットカードとデビットカードによる患者診療費支払方法を導入し、待ち時間の短縮を図った。また、18年7月から病院内の売店において、JR東日本の電子マネー「Suica」による支払方法を導入した。
- ④ 19年2月から10床増床（NICU3床・一般病床7床）によって、空床待ち患者へ少しでも迅速に受入れができる体制を整えた。特に、NICUは群馬県からも増床要望に応えることができた。
- ⑤ 18年度から本格的に緩和ケアチームが各病棟ヘラウンドを行い、がん性疼痛等の緩和等を中心て実践している。
- ⑥ 18年度から本格的に栄養サポートチーム(NST)による病棟ラウンドを実施して術後等の患者の早期回復を促すように指導している。
- ⑦ 上毛新聞社発行の「健康通信俱楽部」((~14巻) 発行部数:17万部)で附属病院の診療活動を市民に詳しく紹介している。また、「地域連携だより」を2回発行し、病診連携活動のPRに役立てている。
- ⑧ 診療報酬改定によって新規に定められた上位施設基準（7:1看護体制）の取得並びに患者サービスの改善・充実を図るため、病院全体で看護師募集に取り組んだ結果、看護師の確保ができた。

3. 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組み

(1) 管理運営体制の整備状況

① 新中央診療棟の開院に伴う、画像診断機器類・手術部機器等の医療機器を迅速に整備し、19年3月25日に移転を完了して3月26日から診療を順次開始した。

② 17年度から医療機器類の更新整備予算枠(約2億円)を設けて、老朽化した医療機器類について収益性等をみながら順次計画的に更新している。
(18年度実績 心電図情報システム 1式、人工呼吸器 3台 他)

③ 都道府県がん診療連携拠点病院として、「腫瘍センター」を設置し、群馬県内の地域がん診療連携拠点病院の総括的な指導管理体制を整備した。

(2) 外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

16年1月に(財)日本医療評価機構の認定施設となった後、16年度から「院内者による病院機能評価実施WG」を組織して、毎年9月下旬に2日間かけて実地検査を行い、外部評価の認定後においても、認定された医療の質等を継続的に向上させる取組みを実施している。

(3) 経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

- ① 病院業務担当者用に「国立大学法人の病院経営」冊子を作成し、病院経営に関する統一的考え方を周知した。
- ② 18年度診療報酬改定マイナス3.16%を受けて病院収入の減少を少なくするため、各教職員へ毎月の稼働・収入状況を周知した。
- ③ 18年度収入は、17年度並となった。疾患毎の分析は、診療分析システム（アローズ）によって各疾患毎の影響について検証を可能とした。
- ④ 管理会計システムについても、診療科別・部門別の原価計算の試行分析を開始した。

(4) 収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）

「(2)財務内容の改善に関する特記事項『4. 附属病院での取組み』参照」

(5) 地域連携強化に向けた取組状況

- ① 18年10月20日、地域がん登録について県内がん診療連携拠点病院の診療情報管理士会議に出席して地域がん登録実施に向けて連携した。
- ② 都道府県がん診療連携拠点病院のネットワーク事業「群馬県がん診療連携拠点病院連絡協議会」(19年3月8日設置)において、がん診療についての医療従事者向けのシンポジウム(19年3月24日、約80名参加)及びがん地域懇話会(約220名参加)を実施した。
- ③ 都道府県がん診療連携拠点病院として普及啓発事業の、市民向けパンフレットを作成し、がん患者会等へ配付した。
- ④ 群馬県の「新生児聴覚検査事業」との共同支援体制を構築し、院内措置として「難聴支援センター」を組織したことによって、月平均10例の難聴精査依頼を受けた。このうち58例の難聴児が発見でき、早期の補聴器適合・療育指導が円滑に行うことができた。
- ⑤ 18年11月から、医療機関からの患者紹介に対する返信を開始した(約3,500通)。その際に、附属病院の診療活動を紹介することにより、医療機関と連携を深めることができた。
- ⑥ 群馬県医師会のホームページと附属病院病診連携センターをリンクして初診患者の事前受診申込みを可能とした。

III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

IV 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>1 短期借入金の限度額 34億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 34億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p>	該当なし

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78m²）を譲渡する。</p> <p>2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。</p>	<p>1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78m²）を譲渡する。</p> <p>2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。</p>	<p>1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78m²）を譲渡した。</p> <p>2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供した。</p>

VI 剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために充てた。使用状況は、次のとおり。 資産購入 288,589,697円 業務費使用 141,641,988円

VII その他の
1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院中央診療棟 ・小規模改修 	総額 6, 636	施設整備費補助金 (951) 長期借入金 (5,685) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院中央診療棟 ・基幹・環境整備 ・重粒子線照射施設 ・再開発(中央診療棟)設備 ・アスベスト対策 ・校舎改修(教養教育) ・小規模改修 	総額 7, 530	施設整備費補助金 (1,575) 長期借入金 (5,903) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)	<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院中央診療棟 ・基幹・環境整備 ・重粒子線照射施設 ・再開発(中央診療棟)設備 ・アスベスト対策 ・校舎改修(教養教育) ・小規模改修 	総額 7, 447	施設整備費補助金 (1,575) 長期借入金 (5,820) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。			(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもあり得る。					
(注2) 小規模改修について 17年度以降は 16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。								

○ 計画の実施状況等

計画と実績に差異がある理由

長期借入金 (計画(5,903)、実績(5,820))

基幹・環境整備の工事契約の入札残が減額となった。

VII その他の
2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>(1) 基本原則</p> <p>1) 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。</p> <p>2) 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有能な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理</p> <p>人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>(3) 人事管理等</p> <p>1) 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込額 96,819百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成18年度の常勤職員数1,794人(役員を除く。)また、任期付職員数の見込みを55人とする。</p> <p>平成18年度の人件費総額見込み16,535百万円(退職手当は除く)</p>	<p>『「(1) 業務運営の改善及び効率化 ③人事の適正化に関する目標」を達成するための措置』P. 12 参照』</p>

○ 別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (人) 880 (880)	(b) (人) 969 (969)	(b) / (a) × 100 (%) 110.1 (110.1)
教育学部 学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)			
社会情報学部 情報行動学科	50	36	72.0
情報社会学科	50	66	132.0
社会情報学科	340	369	108.5
社会情報学部 計	440	471	107.0
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野)	570 (570)	588 (588)	103.2 (103.2)
保健学科	690	709	102.8
医学部 計	1,260	1,297	102.9
工学部 (昼間コース)			
応用化学科	272	519	190.8
材料工学科	232	63	27.2
生物化学工学科	352	395	112.2
機械システム工学科	352	446	126.7
建設工学科	160	191	119.4
電気電子工学科	352	416	118.2
情報工学科	200	267	133.5
学科共通	60	各学科に含む 2,297	116.0
昼間コース 小計	1,980		
(夜間主コース)			
応用化学科	40	65	162.5
生物化学工学科	80	105	131.3
機械システム工学科	80	112	140.0
電気電子工学科	80	116	145.0
情報工学科	120	151	125.8
夜間主コース 小計	400	549	137.3
工学部 計	2,380	2,846	119.6
学士課程 計	4,960	5,583	112.6
教育学研究科 学校教育専攻	11	15	136.4
障害児教育専攻	3	8	266.7
教科教育専攻	64	71	110.9
教育学研究科 計	78	94	120.5
社会情報学研究科 社会情報学専攻	20	31	155.0
医学系研究科 保健学専攻	112	112	100.0

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
工学研究科 応用化学専攻	48	61	127.1
材料工学専攻	44	69	156.8
生物化学工学専攻	74	92	124.3
機械システム工学専攻	82	115	140.2
建設工学専攻	26	37	142.3
電気電子工学専攻	70	109	155.7
情報工学専攻	54	81	150.0
ナ)材料システム工学専攻	62	69	111.3
工学研究科 計	460	633	137.6
修士課程 計	670	870	129.9
医学系研究科 医科学専攻	348	380	109.2
保健学専攻	45	60	133.3
医学系研究科 計	393	440	112.0
工学研究科 物質工学専攻	21	25	119.0
生産工学専攻	36	64	177.8
電子情報工学専攻	21	16	76.2
ナ)材料システム工学専攻	39	20	51.3
工学研究科 計	117	125	106.8
博士課程 計	510	565	110.8
特殊教育特別専攻科 重複障害教育専攻	15	17	113.3
教育学部附属小学校	960	895	93.2
教育学部附属中学校	480	478	99.6
教育学部附属養護学校	60	51	85.0
教育学部附属幼稚園	160	153	95.6

○ 計画の実施状況等

本学における学生の収容定員の充足率は、学士・修士（博士前期）・博士（博士後期）の全ての課程において、収容定員の85%以上を充足している。

また、各学科等の収容定員と収容数に±15%の差がある場合の主な理由は、次のとおりである。

1. +15%以上の理由

(1) 全般的な理由

- ① 学則及び大学院学則で定員外と規定している外国人留学生を収容数に含んでいるため。
- ② 入学辞退者を見込んで行う合格者の決定について、入学辞退者数が年度により推移したため。

- ③ 標準修業年限を越えた学生数を加算しているため。
- ④ 受入可能な範囲内で、合格点に達した者を合格者としたため。
- (2) 個別の理由
 - ① 社会情報学部
情報社会学科については、18年度に1学科から2学科に改組を行ったが、改組に係る手続き上の関係から、18年度の学生募集においては、改組前の1学科で行い、また、学科の振り分けについては、入学手続き時の合格者の希望に応じたことによるため。
 - ② 工学部（昼間コース）
ア 学科共通の収容定員(60名)は、3年次編入学定員であり、収容数82名については、各学科に計上しているため。
イ 応用化学科については、材料工学科と1～3年次までは共通コース制をとり、1～3年次までの両科の学生数は、応用化学科の収容数に計上しているため。
 - ③ 工学部（夜間主コース）
各学科に定める卒業要件又は進級要件に満たず、留年する学生が多いため。

2. -15%以上の理由

- (1) 社会情報学部
情報行動学科については、18年度に1学科から2学科に改組を行ったが、改組に係る手続き上の関係から、18年度の学生募集においては、改組前の1学科で行い、また、学科の振り分けについては、入学手続き時の合格者の希望に応じたことによるため。
- (2) 工学部（昼間コース）
材料工学科については、応用化学科と1～3年次までは共通コース制をとり、1～3年次までの両科の学生数は、応用化学科の収容数に計上しているため。
- (3) 工学研究科博士後期課程〔電子情報工学専攻、ナノ材料システム工学専攻〕
電子情報工学専攻、ナノ材料システム工学専攻については、単位取得済みで就職、社会人学生の職務多忙、経済的理由から退学者が多くなったため。

3. 収容定員と収容数に±15%以上を解消するための具体的方策

- (1) 工学部（昼夜間コース）・工学研究科における方策
ここ数年来の入学者の動向及び卒後進路の状況並びに地方自治体、産業界からの要請に鑑み、19年4月1日から次のとおり改組・再編することとした。
 - ① 6年一貫教育を推進することを目的に学部及び工学研究科博士前期課程を7学科・7専攻とする。
 - ② 学部・学科・専攻の枠組みを越えた学際的教育研究を目的に博士後期課程を1専攻とする。
 - ③ 生産システム工学科を太田市に新設し、夜間主は同学科に集約する。
- (2) 社会人学生に対する方策
 - ① 各研究科とも、夜間開講、土日及び夏季休業期間中の集中講義を実施し、修業に支障がないようなカリキュラム編成を行う。
 - ② 研究指導について、電子メールを活用する。
 - ③ 社会情報学研究科では、毎年度、高崎駅前にサテライト教室を、また、工学研究科は、19年度から太田市に昼夜間開講のキャンパスを設置し、社会人が履修しやすい環境を整備する。